

令和 2 年度
包括外部監査の結果報告書

前橋市包括外部監査人
山崎 賢治

第1	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査の視点	1
5	主な監査手続	2
6	監査の実施期間	2
7	包括外部監査人及び補助者	2
8	利害関係	2
9	その他	2
第2	監査対象の概要	3
1	財産の種類について	3
(1)	行政財産と普通財産	3
(2)	公の施設	4
(3)	本報告書における公共施設	4
2	前橋市が保有する公共施設について	5
(1)	前橋市が保有する財産	5
(2)	前橋市が保有する公共施設の状況	7
(3)	前橋市における資産活用推進の方向性	8
3	監査対象とした公共施設について	10
(1)	監査対象とした公共施設の抽出基準	10
(2)	監査対象として抽出した公共施設	10
第3	実施した監査手続の概要	13
1	施設の概要について	13
2	施設の使用料に関する財務事務の執行について	13
3	施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について	15
4	施設の支出に関する財務事務の執行について	16
5	個別施設計画の策定状況について	17
6	受益者負担割合について	18
7	施設の有効活用について	20
8	過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について	20
第4	監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	21
1	全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見	21
(1)	総合管理計画に基づく資産活用推進の進捗について【意見】	21
(2)	受益者負担割合の定期的な検討について【意見】	23
(3)	施設の効率的運用の検討について【意見】	24

(4)	ネーミングライツのさらなる活用について【意見】	25
2	個別の公共施設に関する監査の結果及び意見	27
(1)	中央公民館（教育委員会事務局生涯学習課）	27
○	使用料の見直しについて【意見】	30
○	望ましい受益者負担割合について【意見】	31
(2)	市民サービスセンター（公民館）（教育委員会事務局生涯学習課）	33
○	使用料の見直しについて【意見】	37
○	望ましい受益者負担割合について【意見】	39
(3)	前橋市民文化会館（文化スポーツ観光部文化国際課）	40
○	指定管理者選定の方法について【意見】	43
○	利用料金制導入の検討について【意見】	44
○	望ましい受益者負担割合について【意見】	45
○	稼働日数の向上について【意見】	45
(4)	前橋市民文化会館大胡分館（文化スポーツ観光部文化国際課）	48
○	望ましい受益者負担割合について【意見】	51
○	稼働日数の向上について【意見】	52
○	大胡分館の存続について【意見】	52
(5)	水と緑と詩のまち前橋文学館（文化スポーツ観光部文化国際課）	54
○	減免に関する規定の見直しについて【監査の結果】	56
○	望ましい受益者負担割合について【意見】	58
(6)	アーツ前橋（文化スポーツ観光部文化国際課）	60
○	来館者数のカウント方法について【意見】	61
○	減免に関する規定の見直しについて【監査の結果】	63
○	使用料の減免割合が多額であることとその効果分析について【意見】	64
○	ネーミングライツ導入の検討について【意見】	65
○	経費削減の検討について【意見】	66
○	収蔵品の管理について【監査の結果】	67
○	個人番号の管理について【監査の結果】	68
○	望ましい受益者負担割合について【意見】	69
○	一般市民のニーズ把握について【意見】	69
(7)	図書館本館（教育委員会事務局図書館）	70
○	蔵書の保管状況について【意見】	71
○	ネーミングライツの導入の検討について【意見】	72
(8)	こども図書館（教育委員会事務局図書館）	75
○	ネーミングライツの導入の検討について【意見】	76
(9)	市民プールほか（文化スポーツ観光部スポーツ課）	78

①	プール全般について	78
	○使用料の設定根拠と定期的な見直しについて【意見】	78
	○指定管理者制度の導入方法について【意見】	79
②	市民プール	81
	○望ましい受益者負担割合について【意見】	83
	○市民プールのさらなる活用について【意見】	84
	○塩素タンクの修繕について【意見】	84
	○市民プールの継続について【意見】	84
③	大渡温水プール	85
	○望ましい受益者負担割合について【意見】	87
④	六供温水プール	88
	○前橋市民以外の利用者に対する使用料について【意見】	89
	○望ましい受益者負担割合について【意見】	90
	○六供温水プールの継続について【意見】	91
⑤	宮城プール	92
	○移動式屋根の破損について【意見】	92
	○望ましい受益者負担割合について【意見】	94
	○宮城プールのあり方について【意見】	95
⑥	前橋総合運動公園コミュニティプール（文化スポーツ観光部スポーツ課）	96
	○移動式屋根の破損について【意見】	96
	○稼働していないろ過槽の存在について【意見】	97
	○ネーミングライツの応募がないことの分析について【意見】	98
	○望ましい受益者負担割合について【意見】	99
(10)	グリーンドーム前橋（産業経済部公営事業課）	101
	○施設評価調書等の使用料の数値について【意見】	104
	○施設ごとの数値の把握について【意見】	106
	○利用者向上策の検討について【意見】	108
(11)	館林場外（競輪）車券売場（産業経済部公営事業課）	110
	○施設評価調書等の利用者の誤記について【監査の結果】	111
	○施設評価調書等の使用料の数値について【意見】	111
(12)	競輪選手宿舎兼市民研修所（産業経済部公営事業課）	114
	○施設評価調書等の使用料の数値について【意見】	115
	○使用料の根拠条例の整備と金額の設定について【意見】	116
	○市民研修施設としてのさらなる活用について【意見】	118
(13)	前橋プラザ元気21（産業経済部にぎわい商業課）	119
	○望ましい受益者負担割合について【意見】	122

○賃料の定期的な見直しについて【意見】	123
○にぎわいホールの稼働率向上への取り組みについて【意見】	123
(14) 前橋テルサ（産業経済部産業政策課）	125
○減免に関する資料の保管について【監査の結果】	129
○望ましい受益者負担割合について【意見】	130
○前橋テルサの今後のあり方について【意見】	131
(15) 市立保育所（福祉部子育て施設課）	134
○施設の老朽化と定期修繕計画について【意見】	139
○電気設備・空調設備等の定期的な更新について【意見】	149
○保育所の今後の運営について【意見】	150
(16) こども発達支援センター（福祉部子育て支援課）	152
○適切な設備修繕について【意見】	152
○施設の予約方法について【意見】	157
(17) 総合福祉会館（福祉部指導監査課）	158
○指定管理者を非公募とした根拠について【意見】	162
○決裁の実効性確保について【意見】	164
○望ましい受益者負担割合について【意見】	165
○施設の稼働率改善について【意見】	165
(18) 前橋公園（建設部公園管理事務所）	168
○指定管理者制度の導入について【意見】	171
○望ましい受益者負担割合について【意見】	172
(19) 敷島公園（建設部公園管理事務所）	173
○指定管理者制度の導入について【意見】	176
○望ましい受益者負担割合について【意見】	177
(20) 嶺公園（建設部公園管理事務所）	179
○本施設の管理について【意見】	179
(21) 斎場（市民部市民課）	184
○使用料の設定根拠の文書化について【意見】	187
○指定管理者制度の導入について【意見】	189
(22) 六供清掃工場（環境部清掃施設課）	191
○評価調書の金額誤りについて【監査の結果】	192
○望ましい受益者負担割合について【意見】	194
(23) 荻窪清掃工場（環境部清掃施設課）	197
○評価調書の金額誤りについて【監査の結果】	199
○予定価格調書の根拠書類の保存について【意見】	199
○荻窪清掃工場の運転管理の外部委託の検討について【意見】	200

(24) 富士見クリーンステーション（環境部清掃施設課）	202
○評価調書の金額誤りについて【監査の結果】	204
○予定価格調書の根拠書類の保存について【意見】	205
○確認チェックリスト（役務等業委託契約手続）の活用の徹底について【意見】	205
(25) 農業集落排水処理施設（農政部農村整備課）	207
○農業集落排水事業接続率の向上について【意見】	212
○公営企業会計の適用について【意見】	213
○固定資産台帳が未整備であることについて【意見】	214
○事業全体の方向性の検討について【意見】	216
○減価償却費を含めた受益者負担割合の算定について【意見】	217

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

公共施設の有効活用・管理に係る財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として令和元年度（必要に応じて過年度及び令和 2 年度を含む。）

3 事件を選定した理由

地方公共団体の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならないとされている。取得当初は計画された政策のために使用されていたが異なる目的のために使用されている場合や、計画後の社会情勢の変化等によって取得したものの有効活用されていない場合がある。特に公共施設については、住民福祉の向上など行政目的の実現のために必要不可欠なものであるが、その建設・取得には多額の支出を要し、また運営・維持するためにも継続的な支出が必要とされる。よって、その事務執行が適法に行われていること、経済的・効率的・有効的に行われていることは重要なテーマであり、市民の関心も高いと思われる。

前橋市においては、平成 31 年 3 月末時点における一般会計等の貸借対照表において、有形固定資産として計上されている金額は 696,182 百万円であり、資産の部合計額 716,904 百万円の 97%を占めており、市にとって重要な資産である。

その中でも公共施設については、平成 26 年時点における更新費用の過去 5 年間の実績が年間平均約 60.0 億円と多額な費用を必要としたこと、その後平成 30 年時点においては年間平均約 84.1 億円とさらに増加している。公共施設の更新費用がさらに増加し続けた場合、現在の行政サービスを維持し、持続可能な行政運営を進めていくことが難しくなることから、前橋市では、公共施設の適切な維持保全と財政負担の軽減を両立していくために「公共施設等総合管理計画」を策定し、各施策に取り組んできている。

これらの状況を鑑み、前橋市が保有する公共施設について、有効活用されているかどうか、適切な使用料等が徴収されているかどうか、各種法令等に適合した事務がなされているか、という観点から監査を実施することが有用と判断した。

4 監査の視点

- 公共施設の収入に関する財務事務は法令等に則り適切に行われているか
- 公共施設の維持管理（契約事務、施設の管理）に関する財務事務は法令等に則り適切に行われているか
- 公共施設は有効に活用されているか

- 公共施設に関する受益者負担割合は妥当な水準か
- 公共施設の維持管理業務は、経済的・効率的に行われているか

5 主な監査手続

監査担当者を分担して、主として以下の監査手続を実施する。

- 施設の所管部署に対する質問及び関連資料の閲覧を行う
- 関連する法令、規則、要綱等を閲覧し、これらに準拠して事務が執行されているか確認する
- 管理台帳等との整合性を検討する
- 対象とした施設の現地視察を行う
- その他監査人が必要と認める手続きを実施する

6 監査の実施期間

令和2年7月1日から令和3年3月25日まで

7 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 山崎 賢治

(2) 補助者

公認会計士 松井 理

公認会計士 北原 陽子

公認会計士 武藤 善行

公認会計士 高間 春樹

公認会計士 島田 翔

公認会計士 南雲 拓也

公認会計士 星野 圭亮

弁護士 星野 公洋

8 利害関係

前橋市と包括外部監査人及び補助者との間には、自治法第252条の29に定める利害関係はない。

9 その他

- (1) この報告書は、自治法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、自治法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
- (2) 上記意見は、各所管課に対しての改善案であるが、項目によっては市全体で取り組むべき事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

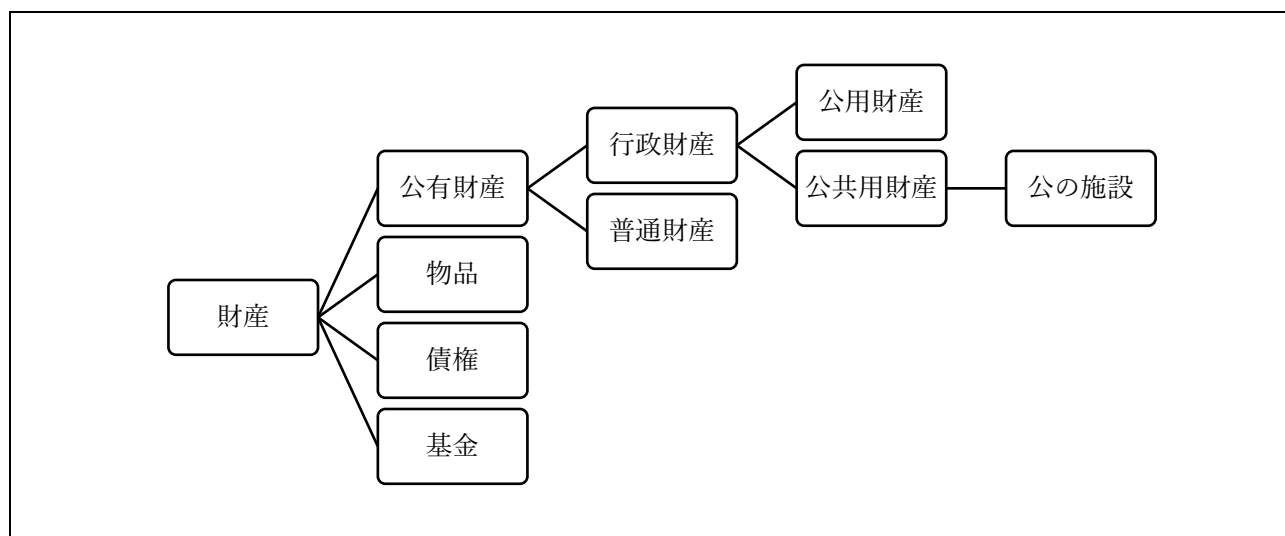
1 財産の種類について

(1) 行政財産と普通財産

自治法においては、「公有財産」「物品」「債権」「基金」の4種類の財産を規定している（自治法第237条第1項）。

このうち公有財産とは、地方公共団体の所有に属する財産のうち、基金に属するものを除いた、不動産、不動産の従物、用益物権、無体財産権、有価証券、出資による権利等をいう（自治法第238条第1項）。公有財産は、行政財産と普通財産に分けられ、行政財産は地方公共団体において「公用」または「公共の用」に供し、または供することを決定した財産をいい、普通財産は行政財産以外の一切の公有財産をいう（自治法第238条第4項）。

なお「公用」に供する財産（公用財産）とは、地方公共団体がその事務又は事業を執行するために直接使用することをその本来の目的とする公有財産をいい、例えば庁舎、議事堂等が該当する。「公共の用」に供する財産（公共用財産）とは、住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産をいい、公の施設を構成する物的要素たる場合が多く、例えば道路、病院、福祉施設、学校、公園等の敷地や建物が該当する。



行政財産は、直接、特定の目的のために利用されるものであるため、貸付、交換、売払い、譲与、出資の目的、信託、私権の設定は禁止されている（自治法第238条の4第1項）。また、原則として私法上の関係において運用することが禁止され、これに違反する行為は無効とされる（自治法第238条の4第6項）。例外的に、その用途又は目的を妨げない限度で、貸付や私権を設定すること、その使用を許可することができる、とされている（自治法第238条の4第2項、第7項）

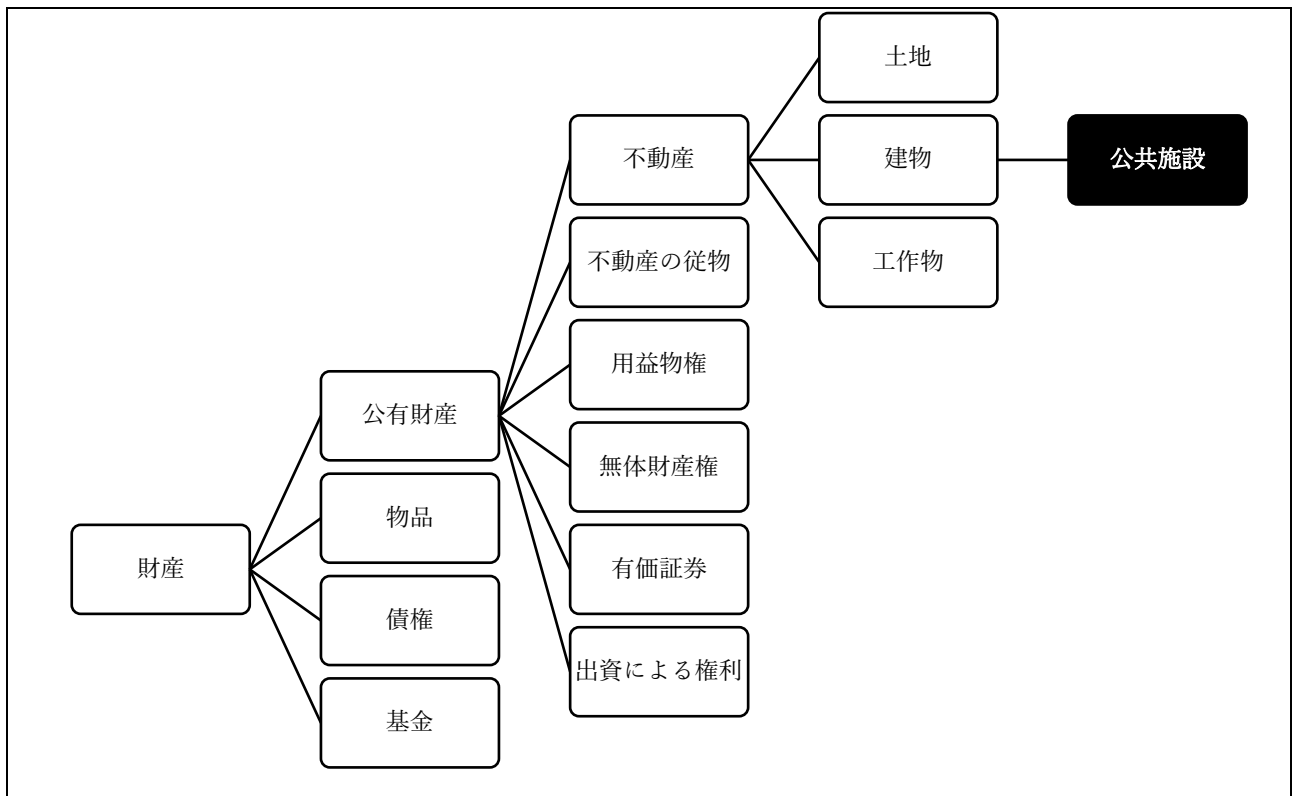
(2) 公の施設

公の施設とは、住民の福祉を増進させる目的をもってその利用に供するための施設、とされている（自治法第 244 条第 1 項）。公の施設は「住民の福祉を増進する目的で設置されるものである」ことから、財政上の必要性から設けられる競馬場・競輪場や、社会公共の秩序を維持するために設けられる留置施設などは該当しない。また「住民の利用に供するための施設」であることから、地方公共団体が使用する庁舎、利用者が限定される試験研究機関などは該当しない。さらに「その住民」の利用に供する施設であることから、他の地方公共団体の住民の利用に供するための観光ホテルなどは該当しない。そして、物的施設を中心とした概念であることから、人的要素は必ずしも必要としないので、道路や墓地なども公の施設に該当する。公の施設は、地方公共団体が住民に対して提供するサービスの中心的なものであり、例えば、学校、図書館、公民館、道路、公園、墓地、上下水道、公営住宅、保育所、病院、運動場などが該当する。

地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとされている（自治法第 244 条第 2 項）。また、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない（自治法第 244 条第 3 項）。また地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならないとされている（自治法第 244 条の 2 第 1 項）。

(3) 本報告書における公共施設

本報告書においては、前橋市が作成した「前橋市公共施設白書」に準じ、公有財産たる不動産のうち、建物に位置づけられているものを「公共施設」と定義し、監査の対象とした。



2 前橋市が保有する公共施設について

(1) 前橋市が保有する財産

前橋市が作成している平成31年3月31日現在の貸借対照表（総務省「統一的な基準」による）によれば、前橋市が保有する資産の金額は以下の通りである。

（単位：百万円）

	一般会計等		全体	
	金額	比率	金額	比率
1 固定資産	705,921	98%	890,203	97%
(1) 有形固定資産	696,182	97%	867,828	95%
① 事業用資産	267,543	37%	278,272	30%
② インフラ資産	423,332	59%	574,727	63%
③ 物品	5,307	1%	14,830	2%
(2) 無形固定資産	130	0%	3,829	0%
(3) 投資その他の資産	9,609	1%	18,546	2%
① 投資及び出資金	3,832	1%	3,839	0%
② 長期延滞債権	362	0%	1,091	0%
③ 基金	5,232	1%	13,552	1%
④ 徴収不能引当金	△62	0%	△181	0%
⑤ その他	244	0%	244	0%
2 流動資産	10,983	2%	23,360	3%
(1) 現金預金	3,823	1%	9,925	1%
(2) 未収金	703	0%	2,769	0%
(3) 財政調整基金等	6,271	1%	6,271	1%
(4) 徴収不能引当金	△22	0%	△51	0%
(5) その他	218	0%	4,446	0%
資産の部合計	716,904	100%	913,563	100%

「平成30年度 前橋市財務諸表（統一的な基準）」より

※「一般会計等」には、一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計、用地先行取得事業特別会計を含む。

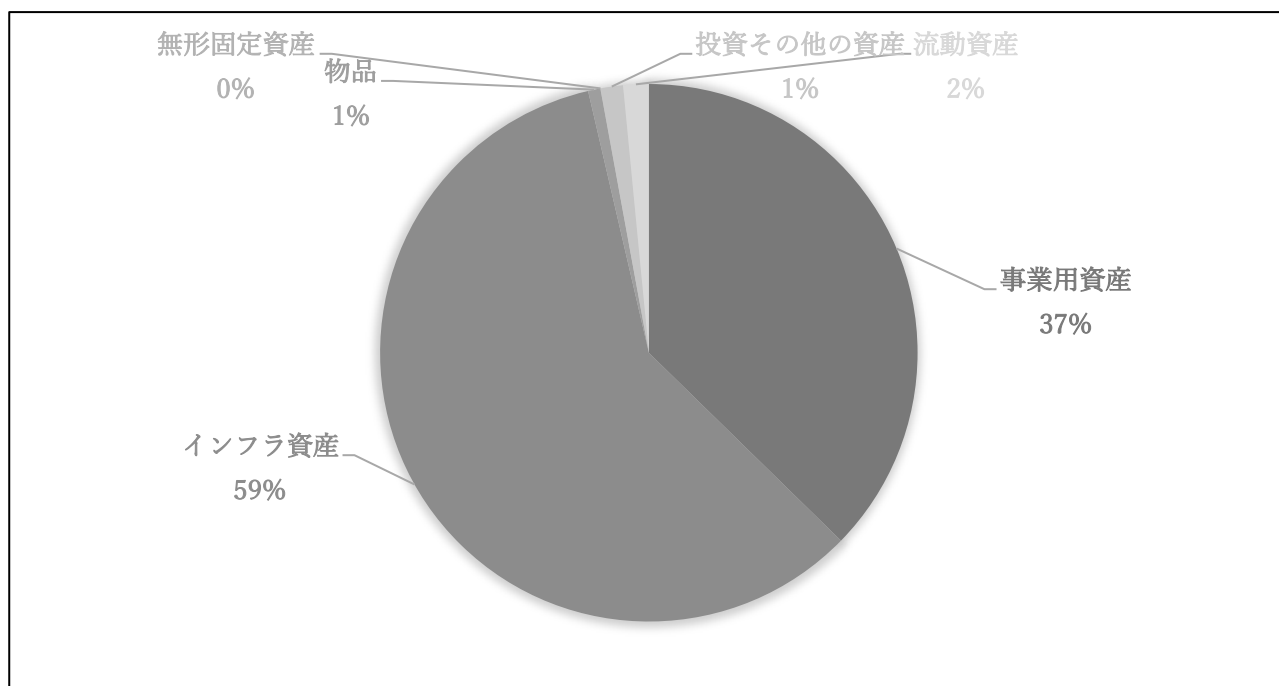
※「全体」には、上記の一般会計等に加え、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、競輪特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、新エネルギー発電事業特別会計、産業立地推進事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計を含む。

※「事業用資産」とは、庁舎や学校、市営住宅などの公共サービスに供されている資産である。

※「インフラ資産」とは、道路や公園などの社会基盤となる資産である。

※表示単位の端数処理（四捨五入）により、合計等が一致しない場合がある。

一般会計等に計上されている資産の構成割合は以下の通りである。



また事業用資産及びインフラ資産の明細は以下の通りである。

(単位：百万円)

	一般会計等		
	取得価額 (A)	減価償却累計額 (B)	差引残高 (A)-(B)
事業用資産	456,126	188,584	267,543
土地	159,238	0	159,238
立木竹	249	0	249
建物	277,590	174,566	103,023
工作物	18,953	14,017	4,918
建設仮勘定	114	0	114
インフラ資産	576,902	153,569	423,332
土地	291,954	0	291,954
建物	49,871	30,105	19,766
工作物	193,239	123,464	69,775
建設仮勘定	41,838	0	41,838

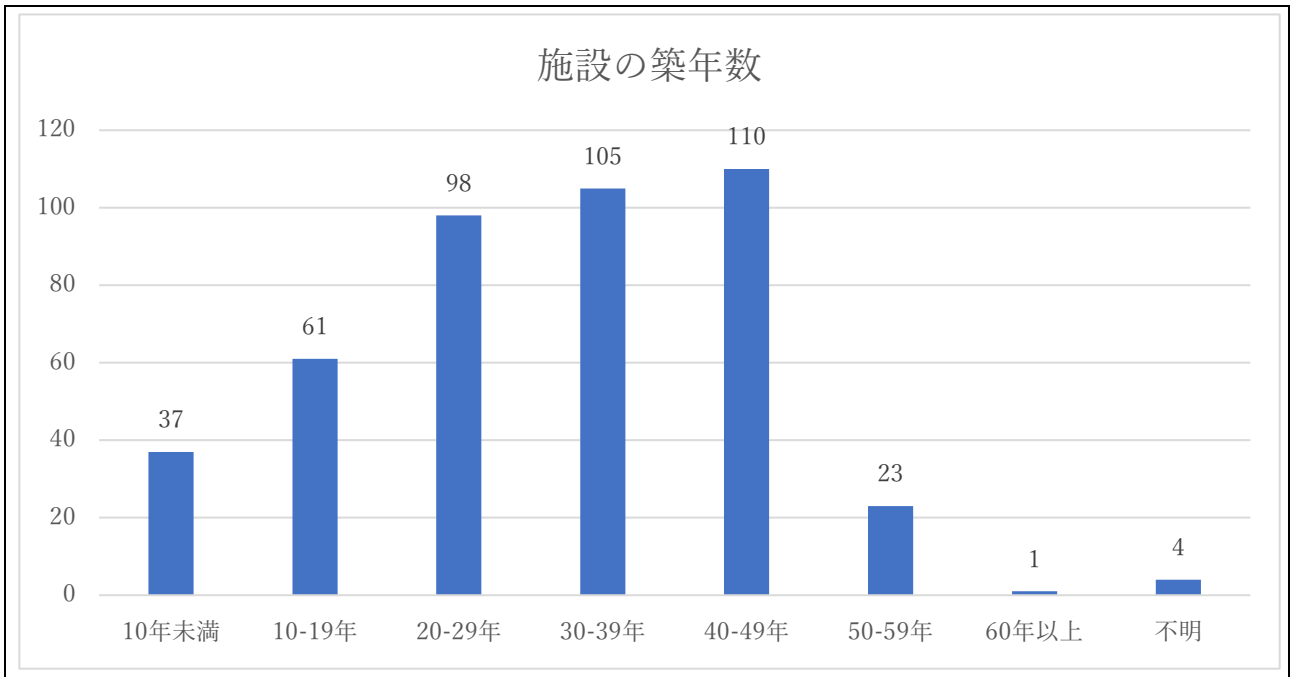
「附属明細書 1. 貸借対照表の内容に関する明細 (1) 資産項目の明細 ①有形固定資産の明細」より抜粋

(2) 前橋市が保有する公共施設の状況

前橋市では、保有する公共施設のあり方を考えるための基礎的な資料として、平成 25 年に「前橋市公共施設白書」を作成し、その後平成 31 年に改訂版を作成した。改訂版の白書では、平成 30 年 4 月現在、道路や橋梁、上下水道の基盤施設を除く市、教育委員会及び水道局が所管している約 2,600 の建物のうち、施設規模（施設単体で 100 ㎡以下の小規模施設等は除く）や性質等を勘案して選定した 439 施設を調査の対象としている。対象とされている施設は以下の通りである。

大分類	中分類	施設数	延床面積 (単位:㎡)
市民文化系施設	集会施設	27	64,761
	文化施設	12	
社会教育系施設	図書館	17	11,249
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	16	124,971
	レクリエーション・観光施設	5	
	保養施設	3	
産業系施設	産業系施設	13	36,926
学校教育系施設	学校	71	510,873
	その他教育施設	9	
子育て支援施設	幼保・こども園	21	30,871
	幼児・児童施設	42	
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	7	33,618
	障害福祉施設	9	
	保健施設	3	
	その他社会福祉施設	5	
医療施設	医療施設	1	1,648
公営住宅	公営住宅	85	378,595
公園	公園	6	4,497
その他施設	その他施設	6	51,262
行政系施設	庁舎等	6	60,530
	消防施設	11	
	その他行政系施設	7	
供給処理施設	供給処理施設	37	45,274
上下水道施設	上下水道施設	10	14,937
用途廃止施設	用途廃止施設	10	25,979
	合計	439	1,395,991

対象とされた施設の建築年の状況は以下の通りである。



築年数が20年から49年経過している施設が多く、築30年以上経過している施設が全体の過半数を占めている。文化財等の施設を除き、築50年以上経過している施設は極端に少ないことから、これまでは築50年程度で施設更新を行ってきたものと推測される。よって、これまで通りのペースで施設の維持または更新を続けた場合に、一斉に更新時期を迎えることとなる。

全国的に公共施設の老朽化に伴い、維持管理費の増加や多額の更新経費が大きな財政負担となっているが、前橋市においても例外ではない。平成26年度時点における公共施設更新費用の過去5年間の実績（インフラ資産を除く）は年間平均約60億円であったが、平成30年時点において過去10年間の実績をもとに再計算したところ、年間平均約84.1億円となり、平成26年度比で1.4倍と増加した。

総務省の提供する「更新費用試算ソフト」を用いて前橋市が行った試算によると、現在の施設規模を維持した場合における今後40年間の年間更新費用の平均は137.5億円となる。このまま公共施設の更新費用が増加し続けた場合、現在の行政サービスを維持し、持続可能な行政運営を進めていくことが困難になると推測され、公共施設の適切な維持保全と財政負担の軽減を両立していく必要性が高まっている。

(3) 前橋市における資産活用推進の方向性

上述の様な分析を踏まえ、前橋市では平成26年5月に「前橋市市有資産活用基本方針」を策定し、市有資産の利活用や効率的な維持管理等の改革であるファシリティマネジメントを具体的に推進するための基本的な考え方や取り組み方策を取りまとめた。

その後、総務省が「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）によって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」の策定を地方公共団体に要請した。上述の「前橋市市有資産活用基

本方針」はインフラ資産（道路、橋梁、上下水道）を除いた市有資産を対象としていたため、改めてインフラ資産を含め公共施設等全体を対象とした「前橋市公共施設等総合管理計画」を、平成 27 年 8 月に策定した。

これらの計画には、前橋市における公共建築物・保有土地の今後の方針について、以下の様に記載している。

1 基本的な考え方

市有資産は、土地や建物等の資産を経営資源として捉えた経営的な視点に基づき、全庁横断的・中長期的な視点からコストと市民利益・利用者利益の最適化を図りながら、戦略的かつ適正に保有・処分・維持・利活用することが求められています。

また、市有資産の運営について、現在の所管部署ごとの個別管理体制では、全体を見据えた建物の老朽化への対応や空きスペースの有効活用に限界があることから、情報の共有化を図りながら、保有している土地や建物等を総括的に管理することが求められています。

行政サービスの維持・向上を図りながら、こうした市有資産に関する課題を解決していくためには、具体的な数値データによる資産の分析、評価を行ったうえで、全庁横断的・中長期的な視点から、市有資産の総合的なマネジメントに取り組み、供給（量）、品質（質）、財務（コスト）の面から資産の最適化を図ることが必要です。

2 資産活用推進の方向性

○ 長寿命化の推進

点検や劣化調査等に基づいた計画的な予防保全※を推進し、性能を維持・向上させながら、施設を長期的に使用することにより、中長期的な視点から財政負担の軽減と年度間の平準化を図ります。

※予防保全・・・施設を長持ちさせるために劣化が進む前に計画的に補修を行うこと。

○ 保有総量の縮減

施設については、施設維持ではなく、機能維持を目的とした複合化・集約化に取り組むとともに、施設規模の適正化を図ります。

総合計画等で既に計画されている土地の取得を除き、新たな土地購入は行わないことを原則とします。また、低・未利用地や将来的な利用が見込めない土地については、積極的に売却を行います。

こうした市有資産の保有総量の縮減に係る取り組みを進め、売却による歳入確保や資産保有に係るコストの縮減に取り組めます。

○ 効率的利活用の推進

各施設に係る管理コストや利用者ニーズを把握し、より効率的な運営方法を多角的に検討します。

さらに、土地については、現在の管理状況について検証し、その適正化に向けて取り組みます

3 監査対象とした公共施設について

(1) 監査対象とした公共施設の抽出基準

監査対象とする公共施設を抽出するにあたっては、以下の基準をもとに総合的に判断して決定した。

- 原則として使用料がある施設を抽出する。
- 帳簿価額が大きい施設（取得価額 100,000 千円以上を目安とする）を抽出する。
- 管理費が大きい施設（平均的な管理運営費が 100,000 千円以上を目安とする）を抽出する。
- 過年度の包括外部監査において監査対象となった施設は、原則として除外する。但し、監査対象時点から大きな動きがあった施設（例えば、指定管理を導入していたが直営になった、など）は抽出対象とする。
- 行政系施設は除外する。

(2) 監査対象として抽出した公共施設

監査対象として抽出した公共施設は、以下の通りである。

大分類	小分類	施設名称	所管課	
市民文化系施設	市民サービスセンター・公民館・コミュニティセンター等	中央公民館	教育委員会事務局生涯学習課	
		上川淵市民サービスセンター		
		下川淵市民サービスセンター		
		芳賀市民サービスセンター		
		桂萱市民サービスセンター		
		東市民サービスセンター		
		元総社市民サービスセンター		
		総社市民サービスセンター		
		南橋市民サービスセンター		
		清里市民サービスセンター		
		永明市民サービスセンター		
	城南支所			
	文化会館	文化会館	市民文化会館	文化スポーツ観光部文化国際課
			市民文化会館大胡分館	
文学館		水と緑と詩のまち前橋文学館		
芸術文化施設		アーツ前橋		
社会教育系施設	図書館	図書館本館	教育委員会事務局図書館	
		こども図書館		

スポーツ・レクリエーション系施設	プール	市民プール	文化スポーツ観光部スポーツ課
		大渡温水プール	
		六供温水プール	
		宮城プール	
	その他スポーツ施設	前橋総合運動公園 (コミュニティプール)	
産業系施設	コンベンション施設	グリーンドーム前橋	産業経済部公営事業課
	公営競技施設	館林場外(競輪)車券売場 競輪選手宿舍兼市民研修所	
子育て支援施設	中心市街地活性化拠点施設	前橋プラザ元気 21	産業経済部にぎわい商業課
	勤労者総合福祉施設	前橋テルサ	産業経済部産業政策課
子育て支援施設	保育所	第一保育所	福祉部子育て施設課
		第二保育所	
		第三保育所	
		元総社保育所	
		上川淵保育所	
		清里保育所	
		桂萱保育所	
		東保育所	
		南橋保育所	
		芳賀保育所	
		下川淵保育所	
		細井保育所	
		荒砥保育所	
		広瀬保育所	
	柏川保育所		
富士見保育所			
発達支援施設	こども発達支援センター	福祉部子育て支援課	
保健・福祉施設	総合福祉施設	総合福祉会館	福祉部指導監査課
公園	管理棟	前橋公園	建設部公園管理事務所
		敷島公園(ばら園)	
		嶺公園	
その他施設	斎場	斎場	市民部市民課
供給処理施設	清掃施設	六供清掃工場	環境部清掃施設課
		荻窪清掃工場	

		富士見クリーンステーション	
	農業集落排水処理施設	小屋原処理施設	農政部農村整備課
		公田地区処理施設	
		下増田地区処理施設	
		上増田地区処理施設	
		大室地区処理施設	
		今井地区処理施設	
		二之宮地区処理施設	
		樋越地区処理施設	
		稲里地区処理施設	
		新屋地区処理施設	
		込皆戸地区処理施設	
		馬場地区処理施設	
		荒砥北部地区処理施設	
		米野地区処理施設	
		横引地区処理施設	
		市之木場地区処理施設	
		石井地区処理施設	
	富士見東部地区処理施設		
	白川東地区処理施設		

第3 実施した監査手続の概要

「第1 包括外部監査の概要 4 監査の視点」を踏まえ、次の通り手続を実施した。

1 施設の概要について

「前橋市公共施設白書（改訂版）」（平成31年3月）、「施設評価調書」（令和2年6月）を閲覧するとともに、公共施設を所管する所管部署に対するヒアリングと関連資料の閲覧を通じて、施設の設置目的、事業内容、利用状況について把握した。また必要に応じて施設の現地視察を行った。

2 施設の使用料に関する財務事務の執行について

使用料とは、地方公共団体が特定の者に対して認める公の施設等の利用に対し、その反対給付として徴収する負担を意味する。自治法第238条の4第4項の規定による許可を受けて行う行政財産の使用または公の施設の利用につき、自治法第225条は使用料を徴収することができる旨を定めている。

使用料の金額は条例で定める必要があり（自治法第228条第11項）、条例では、使用料の納入義務者、金額、徴収の時期、徴収方法等について定めなければならないこととされている。

前橋市では、使用料の設定や見直しに関し「使用料・手数料等の見直し基準」を定め、利用者に対して、使用料の受益者負担を求めている。また原則として4年に1回程度は使用料を見直すこととしており、また毎年、「使用料台帳」「使用料原価算定表」「各条例概要」などの使用料算定根拠資料について、所管部署が更新することとしている。

「使用料及び手数料の検証について（通知）」（令和2年8月24日内財）の抜粋

使用料及び手数料は、行政サービスを利用する者のみに受益があるため、利用する者と利用しない者との公平性を確保する必要から、その受益に応じた負担を求めるべきものです。この負担については、施設運営などにかかる経費面から、受益に応じたものとなっているか常に見直しておくことが必要です。

そのため、平成9年度から原則4年サイクルで対象を指定し見直しを行っています。このサイクルに基づく令和3年度へ向けた改定見直しの対象項目については、所管する所属長宛に別途通知しますが、4年サイクルによる見直し対象となっていない使用料及び手数料についても、市民負担の公平性の観点から受益と負担の関係が適正なものとなっているか、下記のとおり、全ての使用料及び手数料台帳を更新することにより、検証してください。

1 検証用等資料

- (1) 使用料の原価計算について
- (2) 手数料の原価計算について
- (3) 使用料・手数料の見直し様式（各条例概要）

「使用料及び手数料の見直しについて（通知）」（令和2年8月24日内財）の抜粋

使用料及び手数料につきましては、4年サイクルによる見直しを実施しているところですが、今年度は、貴所属の所管する使用料及び手数料が令和3年度の改定に向けた見直し対象となっておりますので、下記により検証いただき、必要書類を提出してください。

2 提出書類

別紙2の各条例概要に検討結果等を記入の上、提出してください。

使用料については「使用料原価算定表」、手数料については「手数料事務 所要経費の算出方法」も提出してください。

3 記載要領

- ・担当課としての考え方を明記してください。
- ・必要に応じて根拠資料を添付してください。
(特に、近郊・類似都市の状況についての資料)

「使用料・手数料等の見直しの基準」より抜粋

1 基本的な考え方について

使用料・手数料等の料金設定においては、「行政サービスは、利用する特定の者が受益を受けるもの」であることから利用する者と利用しない者との差を考慮した「市民負担の公平性」を確保する必要がある。

このようなことから、利用者に対して、使用料、手数料等の受益者負担を求める。

2 具体的な基準について

上記の考え方を踏まえて、本市の使用料、手数料等の料金設定にあたっては、次のように利用者に対して受益者負担を求める。

(1) 受益者負担の基準について

② 使用料

使用料は、施設及びその施設に係る行政サービスの受益者から、その使用のために必要な費用を徴収するものであるが、そのサービスの性格等により個別的に受ける便益の範囲や程度の差を反映させる必要があることから、その受益者負担率を下記のとおり段階的に区分する。

(判断の基準)

- ア 市民生活における基礎的サービスか、基礎的以上のサービスか。
- イ 市民生活に必需的サービスか、選択的サービスか

- ウ 便益が広く市民に及ぶのか、ある特定の者のみに及ぶのか
- エ 公営企業的サービスか

(2) 原価計算の基準について

原価の算定にあたっては、次のものを反映する。

②使用料⇒土地、建物、備品、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、人件費など

(3) 改定サイクルの基準について

改定見直しは、4年ごとを原則とする。ただし、経済情勢の変化が著しい場合にはこの限りではない。

(4) その他

使用料の見直しにあたっては、近隣の類似施設の状況についても配慮するものとする。

施設の使用料について関連する条例を閲覧するとともに、使用料の徴収が条例に基づいて行われているかどうか、関連する資料を閲覧し、確認した。また減免制度がある場合は、減免が条例に基づいて行われているかどうか、関連する資料を閲覧し、確認した。

使用料の設定された根拠について、所管部署に対するヒアリングと関連資料の閲覧を通じて把握するとともに、合理的な設定がなされているかどうか、また適時見直しが行われているかどうか検討した。減免制度については、合理的な制度であるかどうか、また必要に応じて見直しが行われているかどうか検討した。

3 施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について

ネーミングライツとは、市が設置する施設又は市が実施する事業（以下「市有施設等」という。）の愛称として、ネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）の企業名や商品名等を付与させる代わりに、当該スポンサーからその対価を得て、当該市有施設等の管理運営や利用者のサービス向上を図る制度である。

前橋市は、「前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」（財政課 平成30年7月18日）に、導入対象施設の決定方法、募集の方法、応募者選定の方法等についての基本的な考え方を定めている。

「前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」より抜粋

第3 導入対象市有施設等

市有施設等のうち、多くの市民が利用し、ネーミングライツの導入により、一定の広告効果や利用者の増加などの更なる有効活用が期待されるものを対象とします。

なお、それぞれの市有施設等の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を冠することが適当ではないと判断される市有施設等は、対象外とします。

第4 募集条件

(1) 契約期間

契約期間は、3年間又は5年間とし、施設等の性格を勘案して決定します。

(2) 最低契約金額

市有施設等の利用者数や類似施設の状況、メディアへの露出状況等を総合的に勘案して決定します。

(5) 愛称の条件

ネーミングライツにより付与される愛称は、市有施設等の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとします。また、契約期間内における愛称の変更はできません。

第5 募集方法

(1) 募集方法

スポンサーの募集は、原則として公募とし、募集情報等を広報や市のホームページに掲載するなど幅広く周知します。

(5) 応募がなかった場合

募集期間内に応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度の募集を行うことも含め、募集の可否を再検討します。

第6 選定方法

(1) 広告審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、市職員で構成する広告審査委員会において、スポンサーの優先交渉権者を選定します。

また、優先交渉権者の選定に当たっては、別途選定基準を定め、総合的な審査を行います。

ネーミングライツの導入が行われている施設については、所管部署に対するヒアリングと関連資料の閲覧を通じて、スポンサー選定の経緯について把握するとともに、スポンサーの募集及び決定ガイドラインに基づき行われていることを確認した。

ネーミングライツの導入が行われていない施設については、所管部署に対するヒアリングを行い、ガイドラインに基づく検討が行われているかどうか確認した。

4 施設の支出に関する財務事務の執行について

指定管理者制度が導入されている施設については、契約書を閲覧して契約に基づいた委託料が支払われていることを確認するとともに、所管部署に対するヒアリングを通じて、委託料が適切な金額に設定

されているかどうか検討した。指定管理者制度が導入されていない施設については、所管部署へのヒアリングを通じて、導入しない理由を確認し、導入しないことが合理的かどうか検討した。

各施設における多額な支出について抽出し、支出内容を確認するとともに、関連する資料を閲覧し、支出に関する事務が適切に行われているかどうか確かめた。

5 個別施設計画の策定状況について

公共施設等の老朽化対策が国全体としての課題となっていく中で、総務省は「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知）によって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」の策定を、地方公共団体に要請している。

前橋市においては平成 27 年 8 月に「前橋市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の現状と課題の分析や今後の方針について記載した。

その後「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成 30 年 2 月 27 日付総財務第 28 号自治財務局政務調査課長通知）によって、今後は公共施設等総合管理計画等に基づき、個別施設毎の長寿命化計画である「個別施設計画」の策定を進めていくこと、公共施設等の総合的適正管理の取組を進めていくことが要請されている。なお、計画の策定にあたっては、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を参考とすることとされ、同文書には「個別施設計画」の記載事項として、以下の記載がある。

「インフラ長寿命化基本計画」より抜粋

IV. インフラ長寿命化計画等の策定

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

〔記載事項〕

① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長

期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「IV. 2③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

個別施設計画は策定の目標時期が2020年頃までとされていることから、各施設における計画の検討状況について、ヒアリングを実施するとともに、必要に応じて資料を入手し閲覧した。

6 受益者負担割合について

公共施設には、多くの市民に必要とされ日常生活に密着したものや、民間での提供が難しい公共性の高いものがある一方、特定の市民のみが利用するものや、民間でも類似の施設を提供しているような比較的公共性の低い施設もある。公共性が低い施設に要するコストを全て税金等によって賄うとすると、それらを利用しない市民が間接的に経費を負担することとなり公平性に欠ける。また民間で類似の施設を提供している場合には民業圧迫にもなりかねない。

これらの観点から、公共施設の使用料の設定に当たっては、社会的な負担の公平性を確保し、かつ行政サービスの効率化を図る観点から、その施設で提供される行政サービスの性質に応じ、公共施設で生じる費用の負担を、使用料を通じて受益者に求めることが望ましいと考える。

具体的に受益者の負担をどの程度求めるかという点は、その施設の公共性の高さに応じて決められるべきである。すなわち、施設で提供される行政サービスの性質が公共性の高いものであれば、市民が広く負担すべきものであるため受益者負担は小さくなる。しかし、公共性が比較的低い施設であれば、公平性の観点や行政サービスの効率化等の観点から、受益者負担割合を高く設定することが望ましい。

本報告書では、公共性の高さを図る指標として、使用料の見直し方針・基準等を定めている他の自治体事例を参考に、施設で提供される行政サービスの「必需性」及び「市場性」という性質に着目した。性質別の考え方及びこれに基づく行政サービスの性質別分類は次の通りである。

必需性 (横軸)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政関与の必要性の程度を意味する。 ・安全・安心な市民生活の維持を目的として、行政が関与する必要性が高く、市民全体で負担すべきと考えられる施設については、必需性が大きいといえる。 ・一方で、生活の快適性の向上など、個人によって必要性が異なり、民間でも十分に供給されているサービスについては、行政関与の必要性は低く、必需性は小さいといえる。
市場性 (縦軸)	<ul style="list-style-type: none"> ・収益性の高さの程度を意味する。 ・収益性が高い事業であれば、民間事業者等でも同種のサービスが提供されている可能性が高く、市場性が大きいといえる。 ・一方で、収益性が低く、民間事業者等による介入の余地が少ない場合は、市場性が小さいといえる。

本報告書の受益者負担割合の分析に当たっては、上記の「必需性」及び「市場性」という性質に基づき、必需性を大・中・小の3つの区分、市場性を大・中・小の3つの区分に分類し、全部で9つの区分に応じて、望ましい受益者負担割合を設定した。(以下、「望ましい受益者負担割合マトリックス」という。)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

受益者負担割合について、本報告書では以下の通り算定した。

現状の受益者負担割合 = 使用料 / 公共施設で生じる費用

分子たる使用料の範囲は、以下の通り算定した。

項目	考え方
使用料収入	施設に係る使用料であり、受益者負担割合の算定上の必須項目である。
指定管理者の利用料収入	指定管理者制度を採用しており、かつ利用料金制度を導入している場合は、指定管理者が収受している利用料も含める。
減免額	減免は社会的要請等に基づいて、政策的に実施されており、減免の対象となった使用料は、公費負担することが合意されているものである。よって受益者負担割合を算定する際には、減免がなかったものとして算定することとした。

分母たる公共施設で生じる費用は、以下の通り算定した。

項目	考え方
----	-----

支出合計	当該施設に関連する費用。
臨時経費（減算）	多額の修繕工事費用など臨時的に発生する費用。これらの費用も利用者に負担を求めべき費用であるが、受益者負担割合の計算に算定すると発生した年度の割合が著しく変動してしまうこと、減価償却費を含めることで施設取替費用相当額を考慮して考えることができることから、支出合計から控除することとした。
その他の収入（減算）	ネーミングライツ収入などは、施設の収入であり、施設を有効活用することによって、維持管理に係る費用を一部補填しているものである、と考えられる。よって、その他収入によって補填される費用は受益者に負担させるべきものではないと考え、支出合計から控除することとした。
国・県等補助金（減算）	国・県等補助金についても、維持管理に係る費用を一部補填しているものであることから、これによって補填される費用は受益者に負担させるべきものではないと考え、支出合計から控除することとした。
減価償却費（加算）	減価償却費は施設の取替費用に相当する金額であると考えられる。施設の整備は市民に利用する機会を提供するものであり、設置団体がそれを負担し受益者が負担すべき性格ではない、との考え方もあるが、全ての施設が市民全員を対象にしているとは限らず、あくまでの受益者に負担させるのが公平であると考えた。よって、減価償却費を支出合計に加算することとした。

なお、この報告書における受益者負担割合算定の基礎となる金額は、前橋市が作成した施設評価調書に記載されている数値を用いた。

7 施設の有効活用について

受益者負担割合の改善の方法の一つに、施設の利用率を上げ使用料を増額させる方法も考えられる。そこで現在の施設が有効活用されているかを確かめるため、施設の意義について市民アンケートが行われているか、利用実績が低迷している施設についてはその原因調査が行われているか、他市の同種施設の活用状況を調査しているか、民間施設での代替が可能か、複数施設を統合することにより効率的な運用をすることが可能か、などの視点で担当課にヒアリングを行った。

8 過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について

過去の包括外部監査等において、該当する施設に関連した監査の結果や意見があった場合、それが改善されているかどうか、担当課にヒアリングするとともに、必要に応じて関連する書類の閲覧を行った。

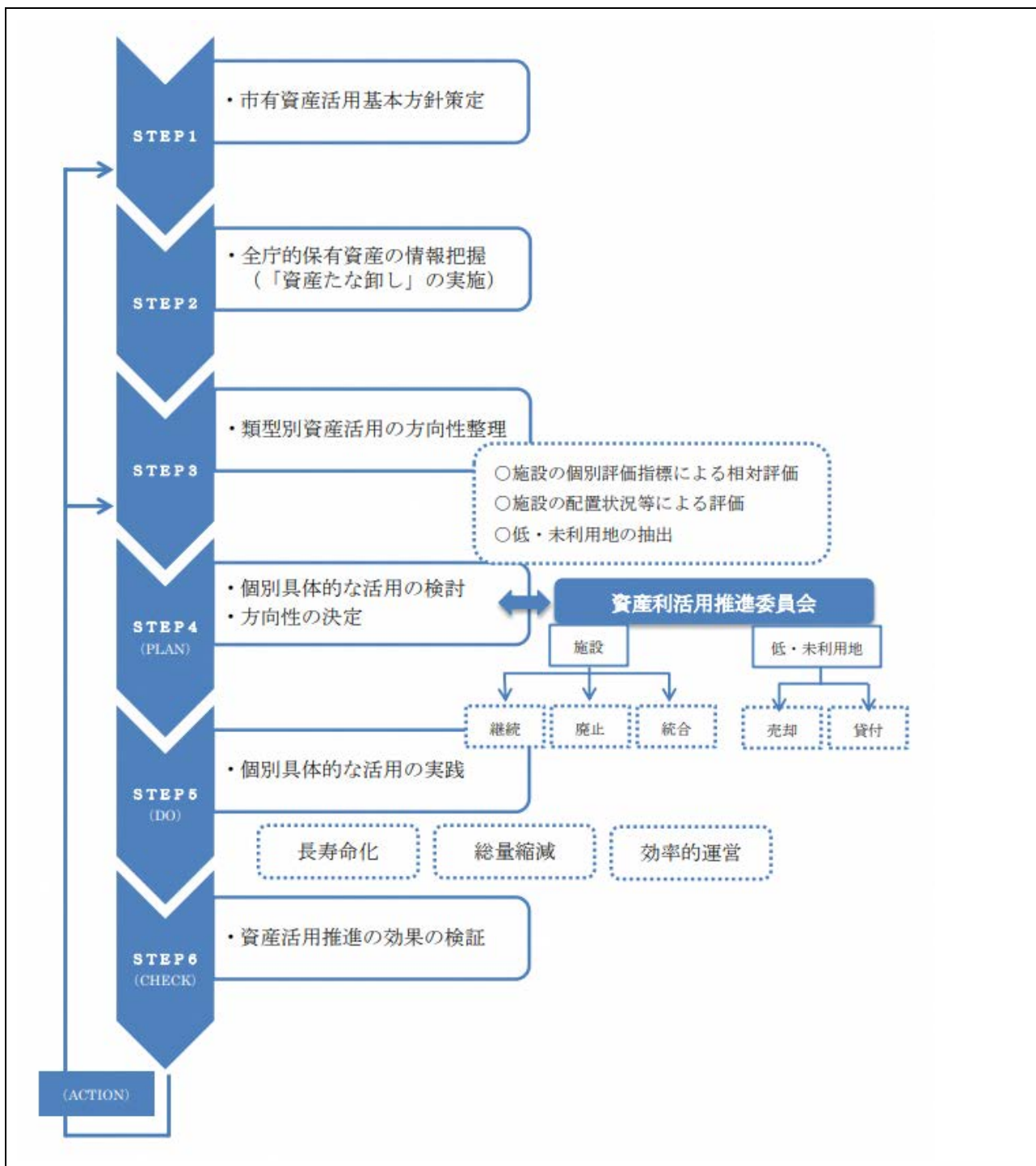
第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 全般的事項・共通事項に関する監査の結果及び意見

(1) 総合管理計画に基づく資産活用推進の進捗について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市が平成 27 年 8 月に策定した「前橋市公共施設等総合管理計画」では、公共建築物・保有土地の資産活用の取り組み方策として、以下のフロー図の通り実施するものとしている。



この中の STEP3 は、STEP2 により把握した「施設性能」「利用度」「コスト効率性」等の情報を基に、施設類型別に配置状況、利用圏域の重複やまちづくりの視点等から分析・評価を行い、行政サービスの維持・向上を十分に考慮しながら、資産活用の方向性を整理するものとしている。前橋市では主として定量的な情報をもとに施設類型別の現状及び課題を分析し、その結果を平成 31 年 3 月に「前橋市公共施設白書（改訂版）」として公表した。なお同書では施設ごとの今後の検討の視点について、下記のように示している。

今後も計画的に保全を行い、維持すべき施設	予防保全モデル 9 施設（保健センター、斎場、本庁舎）等
施設数や施設規模の適正化を検討すべき施設	市民サービスセンター等、図書館本館、体育館、プール、福祉作業所、市営住宅等 ※建替時に検討することが原則であるが、早急に検討が必要な施設については、行革計画等に位置付け具体的に検討を行う。
民活を含む運営方法、受益者負担の見直しを検討すべき施設	温泉施設、前橋テルサ、農業体験研修施設等

その後 STEP4 では、施設毎の個別具体的な活用の検討を行うとともに、施設の継続、廃止、統合等の方向性を決定することとされている。これについて監査実施時点においては、個別に施設の適正化について検討を深めているものの、施設によっては利用者への丁寧な説明に時間を要するなど、検討が進んでいない状況があるとの説明を受けた。

（改善案）

① 全庁的な資産活用推進についての早期の検討

今後、施設の維持・更新費用が増加すると見込まれる中で、全ての施設を現状のまま維持し続けることは困難であり、前橋市の政策としてどのような行政サービスを維持するか、という選択と集中を早急に検討することが必要である。STEP4 として、そのような観点から全庁的な検討を早期に行うべきである。

② 定性的な指標の設定

検討が進まないのは、具体的な指標が明確になっていない点も要因の一つと思われる。とくに定性的な指標について明確となっていない。指標のみで方向性を決定することが望ましいわけではないが、判断材料としての具体的な指標を設定し、客観的にも説明可能な過程を踏まえながら、検討を進めていくことが望まれる。

例えば他の自治体では下記のような指標を設定しているようである。

定量的指標	老朽度（築年数、耐震性能など） 経費性（面積当たりコスト、利用者当たりコストなど） 稼働率（利用者数など）
定性的指標	必需性（法律の要請により必置か？） 公益性（サービス内容が設置目的に即しているか？） 有効性（今後の稼働率の見込みは？） 互換性（同種の施設が近隣に存在するか？） 代替性（民間が参入できるか？）

③ 資産利活用推進委員会のさらなる活用

STEP4 を行う部署については、一義的には市有資産のファシリティマネジメントを管轄する資産経営課が担当するものと思われるが、施設の配置状況等による評価は、より施設に精通した各施設の所管部署の協力も欠かせない。また上述の通り、現存する全ての施設をそのまま維持し続けることは現実的ではなく、前橋市の政策として、どのような行政サービスを維持するかという選択と集中が必要であり、そのような観点から全庁的な検討も必要である。

「前橋市公共施設等総合管理計画」で記載している資産利活用推進委員会は、副市長を委員長、財務部長を副委員長とし、関係部課長によって構成される全庁的な体制であることから、この委員会が主体となって、全庁横断的にSTEP4を実施していくことが望まれる。

(2) 受益者負担割合の定期的な検討について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市では使用料について、使用料算定根拠資料を毎年更新するとともに、4年に1回程度は使用料を見直すこととしている（上述「第3実施した監査手続の概要 2 施設の使用料に関する財務事務の執行について」参照）。しかしながら多くの施設において、当初設定された使用料が結果として継続されており、使用料の改定が行われていないのが現状である。

前橋市では使用料の検討を行う際には、行政サービスの性格等により受益者負担率を区分し、その区分に応じて受益者負担率を決定するものとしている。なお具体的な区分と受益者負担率については、以下の通り設定している。

区分	全面的に公費負担とするもの	大部分を公費負担とするもの	公費と受益者で負担とするもの	大部分を受益者負担とするもの	全面的に受益者負担とするもの
内容	・基礎サービス ・必需サービス	・基礎的以上のサービス ・必需的サービス	・選択的サービス ・広く市民に及ぶサービス ・民間等との競争性もあるサービス	・より選択的なサービス ・民間等との競争的なサービス	・便益が特定されるサービス ・民間等と競合するサービス ・公営企業的なサービス
具体的事例	斎場（火葬） 義務教育 他	ごみ処理（搬入 ごみを除く）など	市民文化会館 市民体育館 他	ボート利用料 会議室 墓園 他	駐車場 駐輪場 市営住宅 他
受益者負担率	0%～25%前後		50%前後	75%前後	100%

前橋市の受益者負担率の区分の考え方は、本報告書で採用した、施設において提供される行政サービスの「必需性」と「市場性」をもとに区分し受益者負担割合を検討した方法と、類似する考え方である

と思われる。しかしながら本報告書の「2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見」において記載の通り、多くの施設で、望ましい受益者負担割合と実際の受益者負担割合が大きく乖離しているのが現状である。

また前橋市が受益者負担率の算定の際に使用する分母（施設で生じる費用）については、使用料の対象となる部分に限定しており、該当する施設で生じる全ての費用としているわけではない。施設全体の維持管理費や更新費用が多額になると見込まれている現状においては、施設全体としてどのように使用料等を確保し費用を削減していくかという検討が必要であり、そのための検討材料として施設全体としての実際の受益者負担割合を把握することも必要であると考ええる。

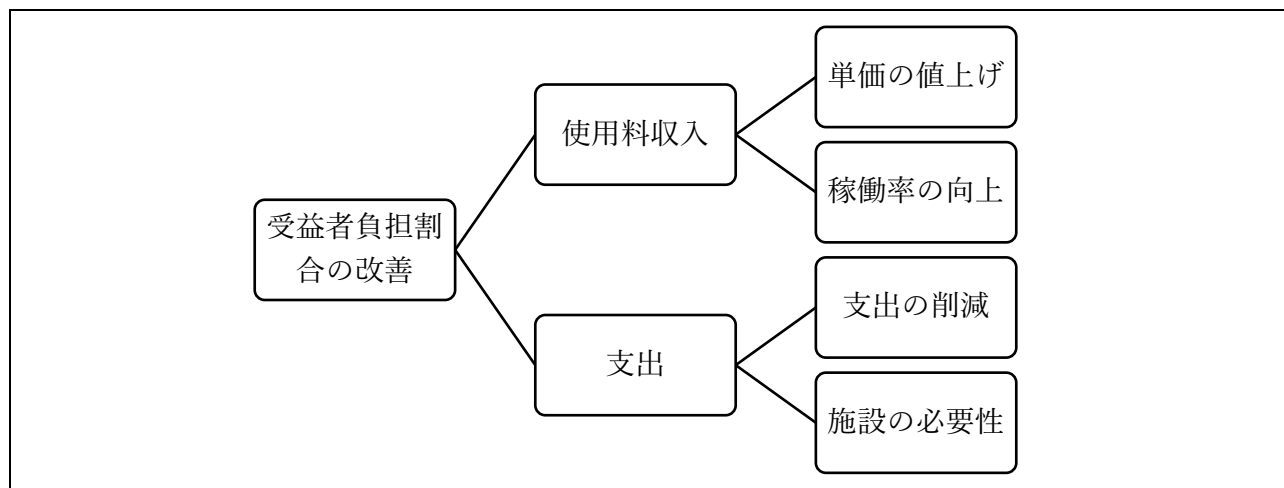
（改善案）

① 施設全体の実際の受益者負担割合の把握と分析

当該施設全体から生じる現状の使用料と費用の関係を把握するため、前橋市としても施設全体の実際の受益者負担割合を算定することが必要と考える。その上で、対象施設で提供している行政サービスの性格に応じて、あるべき受益者負担割合を検討し、実際の受益者負担割合との差異分析を行うことが望まれる。

② 受益者負担率の改善施策の検討

前橋市としてあるべき受益者負担割合を設定したのち、なお実際の受益者負担割合との差異がある場合は、その差異を埋めるための施策の検討が必要である。なお、具体的な施策の検討にあたっては、下記の図を参考に、単に使用料の単価の見直しにとどまらず、稼働率向上による使用料の改善策の検討、支出の削減による改善策の検討、ひいては施設を維持するかどうかについての検討を含め、多面的に検討することが必要である。



(3) 施設の効率的運用の検討について【意見】

（現状及び問題点）

多くの施設において老朽化が進んでいることに合わせて、各施設内の設備についても同様に老朽化が進んでいる。電気設備や空調設備等についても、故障等によって使用不能とならない限り、継続して使用していることが多くの施設で散見された。しかしながら、これらの設備の省エネ技術は進化しており、

現状の設備を使い続けることは、新たな設備に買い替えた節電効果を考えると不利になる状況も考えうる。

(改善案)

「前橋市公共施設等総合管理計画」の取り組み方策の中に「効率的な運営」として、管理コストの適正化を上げている。この一環として、電気設備や空調設備等について、現状維持した場合のランニングコストと、買い替えた場合における買替コストとランニングコストの合計とを比較し、どちらが有利であるか検討することが望まれる。

(4) ネーミングライツのさらなる活用について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市では、当初、比較的施設規模の大きい以下の 5 施設に対して、ネーミングライツを導入した。

施設名	愛称名	契約金額
グリーンドーム前橋	ヤマダグリーンドーム前橋	12,000 千円/年
館林場外(競輪)車券売場	ケイドリーム・ドーム館林	594 千円/年
市民体育館	ヤマト市民体育館前橋	2,500 千円/年
市民文化会館	昌賢学園まえばしホール	2,000 千円/年
下増田運動場	コーエィ前橋フットボールセンター	1,500 千円/年

その後、平成 30 年 7 月に「前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を策定し、市有施設等の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を冠することが適当ではないと判断される市有施設等以外は、原則としてネーミングライツの導入を検討することとし、平成 31 年 4 月から新たに 35 施設に対してネーミングライツを導入した。一方で、今回の監査対象とした以下の公共施設については、以下の理由によりネーミングライツを導入していない。

施設名称	導入していない理由(概要)
中央公民館	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
水と緑と詩のまち前橋文学館	「萩原朔太郎記念」という副題をつけることとしており、固有名詞を付けた場合にネーミングライツになじまないため。
アーツ前橋	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
図書館本館	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
こども図書館	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
大渡温水プール	平成 31 年度に大規模改修工事を予定していたため。
六供温水プール	平成 31 年度に各種改修工事を予定していたため。
宮城プール	公募をしたが応募がなかったため。
前橋総合運動公園コミュニティプール	公募をしたが応募がなかったため。
競輪選手宿舎兼市民研修所	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
前橋テルサ	施設のあり方を検討しているため導入しない。

市立保育所	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
こども発達支援センター	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
総合福祉会館	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
嶺公園	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
斎場	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
六供清掃工場	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
荻窪清掃工場	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
富士見クリーンステーション	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。
農業集落排水処理施設	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。

ネーミングライツが導入されていない施設は、その施設の性質上なじまないとされていることによるものが大部分を占めるが、他市の類型施設においてネーミングライツを導入していた事例もあり、より柔軟に検討する必要があると考える。

(改善案)

他市において導入している「市民提案型ネーミングライツ」を導入することを検討してはどうか。これは、ネーミングライツの募集に際し、市で対象施設をあらかじめ決めるのではなく、対象施設についても市民から提案を募集するという仕組みである。これにより、民間の知恵を活かした、市の施設の有効利用を行うことができる可能性がある。

2 個別の公共施設に関する監査の結果及び意見

(1) 中央公民館（教育委員会事務局生涯学習課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	中央公民館		
所管課	教育委員会事務局生涯学習課		
所在地	前橋市本町二丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営		
関係法令	教育基本法、社会教育法、前橋市公民館条例、前橋市公民館利用に関する条例		
設置目的	公民館は、市民の社会教育や生涯学習の場として、市民の教養向上、健康増進、情操純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することなどを目的として設置されている。		
主な事業内容・業務内容	地域住民のニーズを踏まえた各種講座や今日的課題の解決に向けた講座の開設 地域住民の生涯学習に関する学習機会・学習情報の提供、相談及び助言の実施 地域住民の地域づくりや文化振興の拠点としての交流機会の提供		

※中央公民館は前橋プラザ元気 21 内の 3～5 階の一部に所在する。

（主な建物の概要）

建築年度	1975 年		
延床面積	7,271 m ²		
主構造	SRC 造		
階数（最大）	地上 7 階 地下 2 階		
取得価格	1,410,649 千円	残存価額(※)	1,198,266 千円
耐用年数	50 年	経過年数(※)	43 年
減価償却費(※)	28,213 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	4,632 千円	4,135 千円	4,056 千円
	その他の収入	1,230 千円	1,216 千円	1,197 千円
	国・県等補助金	0 千円	0 千円	0 千円
	(A)収入計	5,862 千円	5,351 千円	5,253 千円
支	管理運営費(B)	98,865 千円	98,686 千円	90,985 千円

出	臨時経費	157 千円	669 千円	0 千円
	支出計	99,022 千円	99,355 千円	90,985 千円
一般財源負担額(B-A)		93,003 千円	93,335 千円	85,732 千円
一般財源負担率		94%	95%	94%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	362,085 人	396,426 人	381,903 人
一人当たり管理運営費	273 円	249 円	238 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市公民館利用に関する条例
使用料の概要	使用料は、公民館の貸出室ごとに、午前・午後・夜間の貸出区分で設定している。主な使用料は下記の通り。
使用料の設定根拠、見直しの状況	4年に一度見直しを行っている。
使用料減免の有無	有
減免の概要	<p>公民館の利用は、公民館の設置目的に合致する公共性のある目的に限られているが、そのうち、教育上必要があるものや公益性を有するものなどは、その活動を支援するため減免することができるとしている。</p> <p>具体例</p> <p>利用規則第 6 条(1)該当団体…子ども会育成会や小中特別支援学校 PTA など</p> <p>利用規則第 6 条(3)該当団体…社会福祉協議会や自治会、消防団など</p> <p>利用規則第 6 条(4)該当団体…自主学習団体</p> <p>※自主学習団体は、その学習を通じて習得した知識や技能などを地域に還元するような活動を行っている団体を、活動内容に公益性があるとして減免している。</p>
減免内容の設定根拠、見直しの状況	<p>前橋市公民館利用規則</p> <p>第 6 条 条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、利用許可申請書に前橋市公民館使用料減免申請書(様式第 3 号)を添えて教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第 8 条第 1 項ただし書に規定する教育上又は公益上その他正当の事由により必要ありと認めるときとは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年及び成人に対して組織的な教育活動を行う団体であって、その活動が公益性を有すると認めたものが、社会教育に関する事業を行うため</p>

	<p>に利用するとき。</p> <p>(2) 本市(本市の行政機関及び本市が加入している一部事務組合等を含む。)が行政目的に利用するとき。</p> <p>(3) 本市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が市の行政に寄与する目的のために利用するとき。</p> <p>(4) 地域住民によって組織された団体が、生涯学習に関する活動を行うために利用するとき。</p> <p>(5) その他教育長が特に必要と認めるとき。</p>
--	--

(使用料一覧)

施設名	部屋名	使用料		
		午前	午後	夜間
		9時～12時	13時～17時	18時～22時
中央公民館	ホール	4,060円	5,430円	5,430円
	401スタジオ	930円	1,250円	1,250円
	402スタジオ	880円	1,150円	1,150円
	403スタジオ	880円	1,200円	1,200円
	404スタジオ	760円	1,030円	1,030円
	405スタジオ	1,100円	1,420円	1,420円
	406スタジオ	590円	810円	810円
	407スタジオ	1,100円	1,470円	1,470円
	408スタジオ	320円	440円	440円
	409スタジオ	320円	440円	440円
	410アトリエ	810円	1,100円	1,100円
	411アトリエ	760円	980円	980円
	412アトリエ	760円	980円	980円
	413アトリエ	590円	810円	810円
	視聴覚スタジオ	810円	1,100円	1,100円
	501学習室	880円	1,150円	1,150円
	502学習室	930円	1,200円	1,200円
	503学習室	760円	1,030円	1,030円
	504学習室	760円	1,030円	1,030円
	505学習室	880円	1,150円	1,150円
506学習室	810円	1,100円	1,100円	
507学習室	760円	1,030円	1,030円	
508学習室	440円	590円	590円	
509学習室	320円	490円	490円	

	510 学習室	370 円	490 円	490 円
	511 学習室	370 円	490 円	490 円
	パソコン研修室	980 円	1,250 円	1,250 円
	料理実習室	980 円	1,320 円	1,320 円
	会食室	760 円	980 円	980 円
	第 1 和室	590 円	760 円	760 円
	第 2 和室	540 円	710 円	710 円
	茶室	590 円	810 円	810 円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	4,632 千円	4,135 千円	4,056 千円
減免額	13,021 千円	14,948 千円	14,848 千円
減免件数	11,801 件	11,159 件	10,941 件

○使用料の見直しについて【意見】

(現状及び問題点)

中央公民館は平成 19 年に現在地に移転しており、その際に設定した使用料を維持している。前橋市では 4 年に 1 度のサイクルで使用料の見直しを行うこととしており、中央公民館においても、その都度前年度決算額に基づき原価計算を行っているが、現状の使用料を見直す必要がないものと判断し、金額を据え置いている。

(改善案)

下記の通り、望ましい受益者負担割合に達していない状況であることから、使用料の見直しをすることをより慎重に検討すべきである。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	<p>公民館は、社会教育法第 23 条第 1 項により、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することが禁止されているため。また、地域密着型施設であり、ネーミングライツの導入により、一定の広告効果や利用者の増加などの更なる有効活用が期待されるとは考えられないため。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「社会教育法」 第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> </div>

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	0	0	0
旅費	0	0	0
需用費	13,797	14,963	15,671
役務費	427	486	502
委託料	23,255	20,974	20,806
使用料及び賃借料	9,883	10,147	10,637
工事請負費	157	669	0
原材料費	0	0	0
備品購入費	0	0	0
負担金・補助及び交付金	4	4	4
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	0	0	0
管理運営人件費	51,496	52,110	43,363
支出合計	99,023	99,356	90,985

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	4,632 千円	4,135 千円	4,056 千円
減免額	13,021 千円	14,948 千円	14,848 千円
(A)収入計	17,653 千円	19,083 千円	18,904 千円
支出合計(a)	99,023 千円	99,356 千円	90,985 千円
臨時経費(b)	157 千円	669 千円	0 千円
その他の収入(c)	1,230 千円	1,216 千円	1,197 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	28,213 千円	28,213 千円	28,213 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	125,849 千円	125,684 千円	118,001 千円
受益者負担割合(A/B)	14.0%	15.2%	16.0%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

公民館は、民間では提供されにくいいため、市場性はやや低いと考える。また、市民の社会教育や生涯学習の場として、市民の教養向上、健康増進、情操純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することなどを目的としていることから、行政関与の必要性も一定程度あるため、市場性小～中・必需性中に該当し、望ましい受益者負担割合は25%～50%であると考えた。しかしながら、実際の受益者負担割合は14%～16%にとどまっており、必要な負担割合に達していない。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。

【施設の有効活用について】

特記すべき事項はない。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(2) 市民サービスセンター（公民館）（教育委員会事務局生涯学習課）

【施設の概要について】

（施設概要）

所管課	教育委員会事務局生涯学習課
関係法令	教育基本法、社会教育法、前橋市公民館条例、前橋市公民館利用に関する条例、前橋市支所及び出張所設置条例
設置目的	公民館は、市民の社会教育や生涯学習の場として、市民の教養向上、健康増進、情操純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することなどを目的として設置。また、昭和の合併により前橋市に編入した11地区に設置している支所及び市民サービスセンターは、公民館機能に加え、証明交付、地区活動支援、災害対策などを担う行政機能、図書館分館機能を有する複合施設である。
主な事業内容・業務内容	地域住民のニーズを踏まえた各種講座や今日的課題の解決に向けた講座の開設 地域住民の生涯学習に関する学習機会・学習情報の提供、相談及び助言の実施 地域住民の地域づくりや文化振興の拠点としての交流機会の提供 支所・市民サービスセンター機能による証明書交付等業務 市立図書館による図書館分館の開設及び運営（一部施設を除く。）

施設名称	上川淵市民サービスセンター（上川淵公民館）		
所在地	前橋市後閑町		
建築年度	1983年		
延床面積	1,150.52 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上2階 地下0階		
取得価格	480,187千円	残存価額(※)	151,754千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	34年
減価償却費(※)	10,257千円		

施設名称	下川淵市民サービスセンター（下川淵公民館）		
所在地	前橋市鶴光路町		
建築年度	2000年		
延床面積	1,250.40 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上1階 地下0階		
取得価格	387,062千円	残存価額(※)	247,346千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	18年
減価償却費(※)	7,750千円		

施設名称	芳賀市民サービスセンター（芳賀公民館）		
所在地	前橋市鳥取町		
建築年度	1990年		
延床面積	1,028.42 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上 1階 地下 0階		
取得価格	375,210 千円	残存価額(※)	165,092 千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	28年
減価償却費(※)	7,504 千円		

施設名称	桂萱市民サービスセンター（桂萱公民館）		
所在地	前橋市上泉町		
建築年度	1986年		
延床面積	1,152.31 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上 2階 地下 0階		
取得価格	683,659 千円	残存価額(※)	252,899 千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	32年
減価償却費(※)	15,543 千円		

施設名称	東市民サービスセンター（東公民館）		
所在地	前橋市箱田町		
建築年度	2014年		
延床面積	1,404 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上 1階 地下 0階		
取得価格	492,447 千円	残存価額(※)	453,051 千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	4年
減価償却費(※)	9,848 千円		

施設名称	元総社市民サービスセンター（元総社公民館）		
所在地	前橋市元総社町三丁目		
建築年度	2007年		
延床面積	1,266.2 m ²		
主構造	S造		
階数（最大）	地上 1階 地下 0階		
取得価格	419,389 千円	残存価額(※)	292,049 千円

耐用年数	38年	経過年数(※)	11年
減価償却費(※)	12,949千円		

施設名称	総社市民サービスセンター（総社公民館）		
所在地	前橋市総社町総社		
建築年度	2011年		
延床面積	1,380.06 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上 1階 地下 0階		
取得価格	419,839千円	残存価額(※)	356,856千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	7年
減価償却費(※)	10,112千円		

施設名称	南橋市民サービスセンター（南橋公民館）		
所在地	前橋市日輪寺町		
建築年度	1993年		
延床面積	1,358.68 m ²		
主構造	S造		
階数（最大）	地上 2階 地下 0階		
取得価格	137,339千円	残存価額(※)	52,792千円
耐用年数	38年	経過年数(※)	25年
減価償却費(※)	4,432千円		

施設名称	清里市民サービスセンター（清里公民館）		
所在地	前橋市青梨子町		
建築年度	1992年		
延床面積	943.83 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上 1階 地下 0階		
取得価格	351,397千円	残存価額(※)	181,281千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	26年
減価償却費(※)	8,429千円		

施設名称	永明市民サービスセンター（永明公民館）		
所在地	前橋市小屋原町		
建築年度	1982年		
延床面積	1,193.78 m ²		

主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 2 階 地下 0 階		
取得価格	371,063 千円	残存価額(※)	84,449 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	36 年
減価償却費(※)	10,229 千円		

施設名称	城南支所 (城南公民館)		
所在地	前橋市二之宮町		
建築年度	1996 年		
延床面積	1,558.53 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 2 階 地下 0 階		
取得価格	557,714 千円	残存価額(※)	241,966 千円
耐用年数	38 年	経過年数(※)	22 年
減価償却費(※)	14,352 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市公民館利用に関する条例
使用料の概要	使用料は、公民館の貸出室ごとに、午前・午後・夜間の貸出区分で設定している。(別表参照)
使用料の設定根拠、見直しの状況	4 年に一度見直しを行っている
使用料減免の有無	有
減免の概要	公民館の利用は、公民館の設置目的に合致する公共性のある目的に限られているが、そのうち、教育上必要があるものや公益性を有するものなどは、その活動を支援するため減免することができるとしている。 具体例 利用規則 6 条(1)該当団体…子ども会育成会や小中特別支援学校 PTA など 利用規則 6 条(3)該当団体…社会福祉協議会や自治会、消防団など 利用規則 6 条(4)該当団体…自主学習団体 ※自主学習団体は、その学習を通じて習得した知識や技能などを地域に還元するような活動を行っている団体を、活動内容に公益性があるとして減免している。
減免内容の設定根拠、見直しの状況	前橋市公民館利用規則 第 6 条 条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により使用料の減免を受けよう

	<p>とする者は、利用許可申請書に前橋市公民館使用料減免申請書(様式第3号)を添えて教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第8条第1項ただし書に規定する教育上又は公益上その他正当の事由により必要ありと認めるときとは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年及び成人に対して組織的な教育活動を行う団体であって、その活動が公益性を有すると認めたものが、社会教育に関する事業を行うために利用するとき。</p> <p>(2) 本市(本市の行政機関及び本市が加入している一部事務組合等を含む。)が行政目的に利用するとき。</p> <p>(3) 本市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が市の行政に寄与する目的のために利用するとき。</p> <p>(4) 地域住民によって組織された団体が、生涯学習に関する活動を行うために利用するとき。</p> <p>(5) その他教育長が特に必要と認めるとき。</p>
--	---

○使用料の見直しについて【意見】

(現状及び問題点)

市民サービスセンターについては、同程度の施設規模で整備を行っている。この規模での施設整備は昭和58(1983)年の上川淵市民サービスセンターから始まった。以降に整備した市民サービスセンターは、1㎡当たり使用料単価を上川淵市民サービスセンターに合わせて設定している。なお永明市民サービスセンターについては、別の目的で建てられていた建物を、昭和62(1987)年に公民館へ転用したが、その際に使用料単価を上川淵公民館に合わせて設定を行った。

これらの地区公民館の使用料の見直しについては、4年に1度という市の見直しサイクルの基準に従って見直しを行っている。見直しのサイクルごとに、前年度決算額に基づき原価計算を行っているが、結果として見直しの必要がないものと判断し、現行料金を据え置いている。

これらの見直しについては、公民館の規模や所在地に関係なく地区公民館として一律に行われている。しかしながら、各施設の建築年度や㎡当たりの管理運営費は一定ではなく、下記の表の通りバラバラであり、最低額と最高額とは約1.7倍程度の開きがある。また公民館によって立地が様々であることから、利用者の目的も施設ごとに均一ではないことも考えられる。よって地区公民館全体として見直しを行うことは合理的ではないと考える。

(施設ごとの建築年度・管理運営費)

施設名	建築年度	管理運営費	㎡当たり管理運営費
上川淵市民サービスセンター(上川淵公民館)	1983年	64,291千円	55,881円/㎡
下川淵市民サービスセンター(下川淵公民館)	2000年	49,702千円	39,749円/㎡
芳賀市民サービスセンター(芳賀公民館)	1990年	51,529千円	50,106円/㎡
桂萱市民サービスセンター(桂萱公民館)	1986年	73,930千円	64,159円/㎡
東市民サービスセンター(東公民館)	2014年	65,268千円	46,488円/㎡

元総社市民サービスセンター（元総社公民館）	2007年	52,321千円	41,322円/㎡
総社市民サービスセンター（総社公民館）	2011年	52,278千円	37,882円/㎡
南橋市民サービスセンター（南橋公民館）	1974年	72,753千円	53,548円/㎡
清里市民サービスセンター（清里公民館）	1992年	44,933千円	47,607円/㎡
永明市民サービスセンター（永明公民館）	1982年	50,979千円	42,705円/㎡
城南支所（城南公民館）	1996年	76,604千円	49,152円/㎡

※管理運営費は平成30年度の数値である。

（改善案）

使用料の見直しを検討する上では、まずは個々の公民館ごとに原価計算を行い、現状の使用料との比較検討を行うべきである。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	<p>公民館は、社会教育法第23条第1項により、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することが禁止されているため。また、地域密着型施設であり、ネーミングライツの導入により、一定の広告効果や利用者の増加などの更なる有効活用が期待されるとは考えられないため。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「社会教育法」 第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> </div>

【受益者負担割合について】

	平成30年度		
	収入計	経費計	受益者負担割合
上川淵市民サービスセンター（上川淵公民館）	1,657千円	74,085千円	2.2%
下川淵市民サービスセンター（下川淵公民館）	2,299千円	57,220千円	4.0%
芳賀市民サービスセンター（芳賀公民館）	1,460千円	58,877千円	2.5%
桂萱市民サービスセンター（桂萱公民館）	2,097千円	89,336千円	2.3%
東市民サービスセンター（東公民館）	3,897千円	74,638千円	5.2%
元総社市民サービスセンター（元総社公民館）	2,028千円	64,795千円	3.1%
総社市民サービスセンター（総社公民館）	2,395千円	62,268千円	3.8%
南橋市民サービスセンター（南橋公民館）	2,330千円	76,570千円	3.0%
清里市民サービスセンター（清里公民館）	1,143千円	53,140千円	2.2%

永明市民サービスセンター（永明公民館）	1,792 千円	61,056 千円	2.9%
城南支所（城南公民館）	1,965 千円	75,403 千円	2.6%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

（現状及び問題点）

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

市民サービスセンターは公民館機能に加え、証明交付、地区活動支援、災害対策などを担う行政機能、図書館分館機能を有する複合施設である。これらの施設は、民間では提供されにくいいため、市場性は小と考える。また、市民の社会教育や生涯学習の場として、市民の教養向上、健康増進、情操純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することなどを目的としていることから、行政関与の必要性も一定程度あるため、必需性は中に該当し、望ましい受益者負担割合は25%～50%であると考えた。しかしながら、各施設の受益者負担割合は上記の通り2%～5%にとどまっており、望ましい受益者負担割合に達していない。

（改善案）

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に営利を目的としない公民館の性質上、収入を大幅に増加させることは難しいと考えられるが、支出経費の削減を通じて受益者負担割合を増加させることについて検討すべきである。

【施設の有効活用について】

特記すべき事項はない。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(3) 前橋市民文化会館（文化スポーツ観光部文化国際課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	前橋市民文化会館		
所管課	文化スポーツ観光部文化国際課		
所在地	前橋市南町三丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	指定管理（指定管理者：公益財団法人前橋市まちづくり公社）		
関係法令	前橋市民文化会館に関する条例		
設置目的	芸術文化の普及振興及び市民福祉の増進を図り、市民生活の向上に寄与すること		
主な事業内容・業務内容	文化芸術事業へのホール、展示室等の貸館事業 市民の自主的な文化芸術活動を支援するための会議室、練習室等の貸館事業 芸術文化を推進するための自主的事业としての公演等の実施		

（建物の概要）

建築年度	1982年		
延床面積	13,866.17 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上4階 地下1階		
取得価格	7,371,080千円	残存価額(※)	1,533,184千円
耐用年数	47年	経過年数(※)	36年
減価償却費(※)	238,958千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	24,074千円	70,087千円	70,248千円
	その他の収入	2,946千円	7,447千円	2,433千円
	国・県等補助金	-千円	-千円	-千円
	(A)収入計	27,021千円	77,535千円	72,681千円
支出	管理運営費(B)	166,255千円	275,697千円	269,059千円
	臨時経費	957,474千円	10,314千円	-千円
	支出計	1,123,729千円	286,011千円	269,059千円
一般財源負担額(B-A)		1,096,708千円	208,476千円	196,378千円
一般財源負担率		84%	72%	73%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	12,977 人	318,714 人	269,421 人
一人当たり管理運営費	12,812 円	865 円	999 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市民文化会館に関する条例 前橋市民文化会館に関する条例施行規則
使用料の概要	主な施設使用料について下記に記載
使用料の設定根拠、見直しの状況	前橋市民文化会館に関する条例 第 8 条、第 9 条 前橋市民文化会館に関する条例施行規則 第 9 条、第 10 条 消費税増税の都度、増税分の見直しを実施している。
使用料減免の有無	有
減免の概要	市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
減免内容の設定根拠、見直しの状況	前橋市民文化会館に関する条例 第 10 条 前橋市民文化会館に関する条例施行規則 第 11 条

(施設使用料について)

利用区分			使用料 (円)				
			午前	午後	夜間	全日	
			9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9 時～ 22 時	
大ホール	平日	入場料を徴収しない場合	23,670	36,870	47,450	107,990	
		入場料を徴収する場合	1,000 円以下の場合	30,800	47,870	61,700	140,370
			1,000 円を超え 3,000 円以下の場合	37,920	58,980	75,950	172,850
	3,000 円を超える場合		47,450	73,850	95,010	216,310	
	日曜日、土曜日、休日	入場料を徴収しない場合	30,270	47,450	60,650	138,370	
		入場料を徴収する場合	1,000 円以下の場合	39,280	61,700	78,780	179,760
			1,000 円を超え 3,000 円以下の場合	48,500	75,950	97,110	221,560
	3,000 円を超える場合		60,650	95,010	121,410	277,070	
	附属楽屋	1 号又は 2 号	380	660	920	1,960	
		3 号又は 4 号 (和室)	660	1,040	1,320	3,020	
5 号		920	1,440	1,840	4,200		

小ホール	平日	入場料を徴収しない場合		11,830	18,430	23,670	53,930
		入場料を徴収する場合	1,000 円以下の場合	15,400	23,880	30,800	70,080
			1,000 円を超え 3,000 円以下の場合	18,850	29,430	37,920	86,200
			3,000 円を超える場合	23,670	36,870	47,450	107,990
	日曜日、土曜日、休日	入場料を徴収しない場合		14,450	23,670	30,270	68,390
		入場料を徴収する場合	1,000 円以下の場合	18,750	30,800	39,280	88,830
			1,000 円を超え 3,000 円以下の場合	23,150	37,920	48,500	109,570
	附属楽屋	6号又は7号		520	780	1,040	2,340
		8号		260	380	520	1,160
	大展示ホール		平日		7,920	13,200	15,840
日曜日、土曜日、休日			9,240	15,840	19,800	44,880	
小展示ホール		平日		2,360	3,820	4,740	10,920
		日曜日、土曜日、休日		3,020	4,880	6,060	13,960
第1リハーサル室				2,640	4,220	5,280	12,140
第2リハーサル室				1,700	2,640	3,420	7,760
練習室				780	1,180	1,580	3,540
応接室				3,420	3,820	4,220	11,460
第1会議室又は第2会議室				1,180	1,840	2,360	5,380
第3会議室（和室）				780	1,180	1,580	3,540
第4会議室（和室）				1,040	1,580	2,100	4,720
第5会議室				2,640	4,220	5,280	12,140

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	24,074 千円	70,087 千円	70,248 千円
減免額	-千円	-千円	6,345 千円
減免件数	0 件	0 件	1 件

平成 28 年度は使用料が減少しているが、これは大規模な耐震工事を実施するため閉館とした期間があったためである。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	有
愛称	昌賢学園まえばしホール
契約者	(学) 昌賢学園
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
契約金額	2,000 千円/年

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	17,400	-	-
旅費	-	-	-
需用費	14,323	1,053	46
役務費	235	235	235
委託料	138,833	270,633	264,400
使用料及び賃借料	67	67	67
工事請負費	957,474	10,314	-
原材料費	-	-	-
備品購入費	8,936	-	870
負担金・補助及び交付金	157	-	-
その他施設管理費	-	-	981
その他施設運営費	-	-	-
管理運営人件費	3,684	3,708	2,468
支出合計	1,123,729	286,011	269,059

○指定管理者選定の方法について【意見】

(現状及び問題点)

市民文化会館の平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 (5 年間) の指定管理者は、非公募により、公益社団法人前橋市まちづくり公社 (以下「公社」という。) を選定している。非公募としたことが適切か否かについては、市が行った指定管理者施設レビューでも検討されているが、①前々回 (平成 23 年度) に公募した際は応募者が 1 者であったこと (なお前回 (平成 28 年度) は修繕のため閉館期間があるという理由により非公募としていた)、②公社が合併して間もないこと、③公社が舞台演出などの専門の職員を育成してきていること、等を非公募の主な理由としている。

しかし、過去の応募者が 1 者であったこと、公社自身の経営の課題や専門職員を育成していること自体は、非公募とした理由にはならない。レビューの議事録を閲覧した限りでは、公募することによる長所・短所等を十分に議論したとは考えづらい。

(改善案)

指定管理者を公募するかどうかについて、まず議論を尽くして検討すべきである。特に過去の応募者

が1者であったことについては、その原因の分析を行い、多くの事業者が応募できるような仕組みを検討することが望まれる。

○利用料金制導入の検討について【意見】

(現状及び問題点)

自治法第244条の2第8項では、地方公共団体は適当と認めるときは、公の施設の指定管理者にその利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制を認めている。市民文化会館の平成29年4月1日～令和4年3月31日(5年間)の指定管理者制度においては、利用料金制を採用していない。

利用料金制を導入することにより、指定管理者が経営努力を発揮しやすくなるともに、地方公共団体の会計事務の効率化が図ることができると考えられる。類似施設である、群馬県の群馬県民会館においても、一部利用料金制(施設管理費用に対して利用料金収入では不足すると見込まれる額について、一定の額を指定管理料として支払う)を採用している。

(改善案)

現状、非公募で指定管理者を選定しており、なおかつ利用料金制も採用していないことから、指定管理者の創意工夫を促すためにも、一部利用料金制の導入を検討することが望ましい。

【受益者負担割合について】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料	24,074千円	70,087千円	70,248千円
減免額	-千円	-千円	6,345千円
(A)収入計	24,074千円	70,087千円	76,593千円
支出合計(a)	1,123,729千円	286,011千円	269,059千円
臨時経費(b)	957,474千円	10,314千円	-千円
その他の収入(c)	2,946千円	7,447千円	2,433千円
国・県等補助金(d)	-千円	-千円	-千円
減価償却費(e)	238,958千円	238,958千円	238,958千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	402,266千円	507,280千円	505,584千円
受益者負担割合(A/B)	6.0%	13.8%	15.1%

平成28年度については大規模な耐震工事を実施するため閉館とした期間があり、その期間の使用料が減少したため、結果として受益者負担割合も減少している。

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

大規模なホール施設は民間ではなかなか参入しにくい一方で、貸会議室等は民間でも存在することから、市場性については小から中程度であると考えた。また、文化芸術基本法の趣旨や市民文化会館の設置目的から行政の関与の必要性はある程度認められるものの、全ての市民にとって必需的な施設であるとは言い切れないため、必需性は中と判断し、望ましい受益者負担割合は25%~50%程度と考えた。しかしながら、現状の受益者負担割合は15%程度となっており、望ましい負担割合には達していない。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。たとえば施設利用に伴う冷暖房料などのコストを、使用料のほかに別途実費精算分として徴取することも一つの方法と考える。

なお、市民文化会館は建築から40年近く経過しようとしており、2017年に大規模な耐震工事を実施しているものの、今後も照明工事など大規模な修繕が必要な設備が多いと聞いている。なお類似施設である群馬県の群馬県民会館については、築50年を迎え、2020年夏から2022年にかけて大規模修繕を実施予定であったが、この計画は見送りとなり、監査時点においては、県により今後の施設のあり方について検討がなされている状況である。

大規模修繕に係る支出は、臨時経費として受益者負担割合の計算からは除外しているが、将来発生する大規模修繕を考慮すると、さらなる受益者負担割合を確保していくことも検討しなければならない。「全般的事項・共通事項」にて記載した通り、まずは前橋市の政策として維持すべき施設であるかを検討し、維持するとの方針に至った場合は、使用料の値上げ、管理経費の抜本的見直しを検討する必要がある。

【施設の有効活用について】

○稼働日数の向上について【意見】

(現状及び問題点)

平成30年度における、利用稼働状況は以下のとおりである。

施設名	利用状況				稼働状況		
	利用区分	利用人数	利用可能区分数	利用率%	開館日数	利用日数	稼働率%
大ホール	482	139,299	777	62.0	259	191	73.7
小ホール	369	40,695	777	47.5	259	168	64.9
計	851	179,994	1,554	54.8	518	359	69.3

1号楽屋	309	0	777	39.8	259	132	51.0
2号楽屋	304	0	777	39.1	259	129	49.8
3号楽屋	307	0	777	39.5	259	130	50.2
4号楽屋	293	0	777	37.7	259	126	48.6
5号楽屋	308	0	777	39.6	259	130	50.2
6号楽屋	214	0	777	27.5	259	100	38.6
7号楽屋	224	0	777	28.8	259	104	40.2
8号楽屋	183	0	777	23.6	259	82	31.7
計	2,142	0	6,216	34.5	2,072	933	45.0
第1リハーサル	396	14,768	801	49.4	267	182	68.2
第2リハーサル	379	4,831	801	47.3	267	200	74.9
計	775	19,599	1,602	48.4	534	382	71.5
練習室	308	3,263	801	38.5	267	146	54.7
応接室	151	540	801	18.9	267	78	29.2
計	459	3,803	1,602	28.7	534	224	41.9
大展示室	435	29,870	801	54.3	267	152	56.9
小展示室	458	19,938	801	57.2	267	171	64.0
計	893	49,808	1,602	55.7	534	323	60.5
第1会議室	422	4,122	801	52.7	267	213	79.8
第2会議室	368	3,378	801	45.9	267	196	73.4
第3会議室	212	825	801	26.5	267	117	43.8
第4会議室	177	970	801	22.1	267	93	34.8
第5会議室	338	6,922	801	42.2	267	165	61.8
計	1,517	16,217	4,005	37.9	1,335	784	58.7
合計	6,637	269,421	16,581	40.0	5,527	3,005	54.4

(注)：利用人数は楽屋を除く

大ホール稼働率は73.7%であり一定の稼働率を確保しているが、楽屋や応接室の稼働率が低い。楽屋は単体での貸付は困難であるが、応接室や会議室等の稼働率を上げるよう、積極的にPRすべきである。また、開館日数はホール259日、会議室267日であり、一年間365日のうち、それぞれ70.9%、73.2%しか開館していない。

(改善案)

定期点検等で開館できないやむを得ない事情はあるにしても、開館日数を増やせるように計画的な修繕を立案し、稼働率の向上に努めることが望まれる。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

平成 26 年度の包括外部監査において、市民文化会館に関連し以下の意見を行っている。

コインロッカーの鍵が紛失したままとなっていたが、指定管理者から市に対して報告がなされていない。指定管理者はその事実を報告する義務があると考えます。

上記事項に関しては、今回の監査では特に問題となる事項は検出されず、改善されているものと判断しました。

年に 1 回、備品台帳と現物との照合を実施しているが、その証跡が書面として残っていない。後日になっても分かるよう、書面で残しておく必要がある。

現在では、年に 1 度、契約監理課契約管理係の指示により全庁的に備品の確認を行っており、文化国際課が指定管理者に依頼して、備品の確認を行い、一覧を書面で残しているとの説明を受けた。よって改善されているものと判断した。

(4) 前橋市民文化会館大胡分館（文化スポーツ観光部文化国際課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	前橋市民文化会館大胡分館		
所管課	文化スポーツ観光部文化国際課		
所在地	前橋市大胡町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	指定管理（指定管理者：公益財団法人前橋市まちづくり公社）		
関係法令	前橋市民文化会館に関する条例		
設置目的	芸術文化の普及振興及び市民福祉の増進を図り、市民生活の向上に寄与すること		
主な事業内容・業務内容	文化芸術事業へのホール、展示室等の貸館事業 市民の自主的な文化芸術活動を支援するための会議室、練習室等の貸館事業 芸術文化を推進するための自主的事业としての公演等の実施		

（建物の概要）

建築年度	1995年		
延床面積	2,956.17 m ²		
主構造	SRC造		
階数（最大）	地上4階 地下0階		
取得価格	1,792,200千円	残存価額(※)	885,346千円
耐用年数	47年	経過年数(※)	23年
減価償却費(※)	39,428千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	2,625千円	2,060千円	2,310千円
	その他の収入	12千円	12千円	12千円
	国・県等補助金	-千円	-千円	-千円
	(A)収入計	2,637千円	2,072千円	2,322千円
支出	管理運営費(B)	58,808千円	45,339千円	47,007千円
	臨時経費	-千円	11,759千円	3,216千円
	支出計	58,808千円	57,098千円	50,224千円
一般財源負担額(B-A)		56,171千円	55,025千円	47,902千円
一般財源負担率		96%	95%	95%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	26,555 人	16,301 人	13,525 人
一人当たり管理運営費	2,215 円	2,781 円	3,713 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市民文化会館に関する条例 前橋市民文化会館に関する条例施行規則
使用料の概要	施設使用料については、別表参照 附属設備使用料については、省略
使用料の設定根拠、見直しの状況	前橋市民文化会館に関する条例 第 8 条、第 9 条 前橋市民文化会館に関する条例施行規則 第 9 条、第 10 条 消費税増税の都度、増税分の見直しを実施している。
使用料減免の有無	有
減免の概要	市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
減免内容の設定根拠、見直しの状況	前橋市民文化会館に関する条例 第 10 条 前橋市民文化会館に関する条例施行規則 第 11 条

(施設使用料の概要について)

利用区分			使用料 (円)				
			午前	午後	夜間	全日	
			9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9 時～ 22 時	
ホール	平日	入場料を徴収しない場合	6,600	8,800	11,000	26,400	
		入場料を徴収する場合	1,000 円以下の場合	9,840	13,200	16,440	39,480
			1,000 円を超え 3,000 円以下の場合	13,200	17,600	22,000	52,800
			3,000 円を超える場合	19,800	26,400	33,000	79,200
	舞台練習又は準備のために利用する場合	2,200	3,240	4,400	9,840		
日曜日、土曜日、休日	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	8,170	11,000	13,200	32,370	
		1,000 円以下の場合	11,520	15,400	18,640	45,560	
		1,000 円を超え 3,000 円以下の場合	14,770	19,800	24,200	58,770	
		3,000 円を超える場合	21,370	28,600	35,200	85,170	

	舞台練習又は準備のために利用する場合	2,720	3,770	4,920	11,410
控室 A		1,040	1,040	1,040	3,120
控室 B		1,040	1,040	1,040	3,120
控室 C		1,040	1,040	1,040	3,120
控室 D		1,040	1,040	1,040	3,120

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	2,625 千円	2,060 千円	2,310 千円
減免額	-千円	-千円	-千円
減免件数	0 件	0 件	0 件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	有
愛称	大胡シャンテマルエホール
契約者	(株)クスリのマルエ
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
契約金額	200 千円/年

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	-	-	-
旅費	-	-	-
需用費	116	-	-
役務費	61	61	61
委託料	53,904	42,904	43,598
使用料及び賃借料	889	889	889
工事請負費	-	11,759	3,216
原材料費	-	-	-
備品購入費	2,362	-	-
負担金・補助及び交付金	-	-	-
その他施設管理費	-	-	-
その他施設運営費	-	-	-
管理運営人件費	1,473	1,483	2,458
支出合計	58,808	57,098	50,224

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	2,625 千円	2,060 千円	2,310 千円
減免額	-千円	-千円	-千円
(A)収入計	2,625 千円	2,060 千円	2,310 千円
支出合計(a)	58,808 千円	57,098 千円	50,224 千円
臨時経費(b)	-千円	11,759 千円	3,216 千円
その他の収入(c)	12 千円	12 千円	12 千円
国・県等補助金(d)	-千円	-千円	-千円
減価償却費(e)	39,428 千円	39,428 千円	39,428 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	98,224 千円	84,755 千円	86,424 千円
受益者負担割合(A/B)	2.7%	2.4%	2.7%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

大規模なホール施設は民間ではなかなか参入しにくい一方で、貸会議室等は民間でも存在することから、市場性については小から中程度であると考えた。また、文化芸術基本法の趣旨や市民文化会館の設置目的から行政の関与の必要性はある程度認められるものの、全ての市民にとって必需的な施設であるとは言い切れないため、必需性は中と判断し、望ましい受益者負担割合は 25%～50%程度と考えた。しかしながら、現状の受益者負担割合は 3%程度となっており、望ましい負担割合には達していない。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に大胡分館については市民文化会館と比較しても 5 分の 1 程度と低い状況にあり、前橋市として施設を維持する必要性についても検討する必要があると考える。

【施設の有効活用について】

○稼働日数の向上について【意見】

(現状及び問題点)

平成 30 年度における、利用稼働状況は以下のとおりである。

施設名	利用状況				稼働状況		
	利用区分	利用人数	利用可能 区分数	利用率%	開館日数	利用日数	稼働率%
ホール	175	10,943	837	20.9	279	90	32.3
控室 A	46	339	837	5.5	279	23	8.2
控室 B	42	335	837	5.0	279	21	7.5
控室 C	93	597	837	11.1	279	44	15.8
控室 D	77	524	837	9.2	279	37	13.3
計	258	1,795	3,348	7.7	1,116	125	11.2
ギャラリー	232	787	558	41.6	279	116	41.6
合計	665	13,525	4,743	14.0	1,674	331	19.8

全ての施設において、稼働率が 50%を下回っている状況であり、ホールの稼働率 32.3%は市民文化会館の大ホール稼働率の 73.7%と比較しても半分以下である。また、開館日数は 279 日であり、一年間 365 日のうち 76.4%しか開館していない。

(改善案)

定期点検等で開館できないやむを得ない事情はあるにしても、開館日数を増やせるように計画的な修繕を立案し、稼働率の向上に努めることが望まれる。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

平成 26 年度の包括外部監査において、市民文化会館に関連し以下の意見を行っている。

(現状及び問題点)

前橋市民文化会館と比べて、大胡分館の利用率は半分以下に留まっている。前橋市民文化会館と合わせて指定管理者を選定することにより、指定管理料の削減に努めてはいるものの、施設の有効活用という点から問題がある。

(改善策)

大胡地区の住民等に利用を促進するなどして、大胡分館の利用率を向上させる必要がある。あまりにも利用率の向上が期待できないのであれば、今後のあり方を検討することが望ましい。

○大胡分館の存続について【意見】

(現状及び問題点)

平成 26 年度の包括外部監査において、大胡分館の利用率が低いことから、「利用率の向上に努め、それでも利用率の向上が期待できないのであれば、今後のあり方を検討することが望ましい」と意見している。これに対し前橋市は、「集客力のある催し物の企画や、貸館としての PR に努めながら、合わせて

今後のあり方を検討することとしたい」との対応策を示した。

平成 26 年度の包括外部監査では平成 25 年度の利用者数をもとに分析を行っていたが、その後の利用者数の推移は以下の通りである。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用者数	22,136 人	22,886 人	19,879 人	26,555 人	16,301 人	13,525 人

平成 28 年度には利用者は増加したものの、その後は平成 25 年度の利用者を下回る状況が続いている。また上記で意見した通り、受益者負担割合（平成 30 年度では 2.7%）が、望ましい受益者負担割合（25%～50%）を大幅に下回っている状況であること、稼働率が 50%を下回っている状況であることから、大胡分館の必要性について抜本的な検討が必要な状況ではないかと考える。

（改善案）

大胡分館は利用率が低く、その一方で維持には引き続き一定の費用が必要となる。大胡分館は、合併前の旧大胡町に存在していたホールを維持しているものであり、ホールの規模から、前橋市民文化会館小ホール又は粕川公民館大ホールで代用可能であると考えられる。前橋市として、大胡分館を維持し続けるのかという点について早急に検討することが望ましい。

(5) 水と緑と詩のまち前橋文学館（文化スポーツ観光部文化国際課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	水と緑と詩のまち前橋文学館		
所管課	文化スポーツ観光部文化国際課		
所在地	前橋市千代田町三丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営		
関係法令	水と緑と詩のまち前橋文学館に関する条例		
設置目的	文学に関する市民の理解と関心を深め、芸術文化の向上、発展を目的として設置している。		
主な事業内容・業務内容	芸術文化の向上のためのホール、展示室等の貸館事業 文学に関する書籍等の資料、視聴覚資料、文学者の遺品類その他の資料の収集、保管、展示及び閲覧 芸術文化を推進するための自主的事业としての講演会や講座等の実施		

平成 27 年度までは指定管理者制度を採用していたが、平成 28 年度より直営に変更となった。

（建物の概要）

建築年度	1993 年		
延床面積	2,540 m ²		
主構造	RC 造		
階数（最大）	地上 4 階 地下 0 階		
取得価格	1,245,000 千円	残存価額(※)	647,400 千円
耐用年数	50 年	経過年数(※)	25 年
減価償却費(※)	24,900 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	使用料	1,165 千円	1,528 千円	2,066 千円
	その他の収入	1,332 千円	3,932 千円	2,777 千円
	国・県等補助金	-千円	-千円	-千円
	(A)収入計	2,497 千円	5,460 千円	4,844 千円
支 出	管理運営費(B)	121,737 千円	108,782 千円	119,976 千円
	臨時経費	11,674 千円	37,249 千円	85,473 千円
	支出計	133,412 千円	146,031 千円	205,449 千円
一般財源負担額(B-A)		119,240 千円	103,322 千円	115,132 千円

一般財源負担率	1.9%	3.7%	2.4%
---------	------	------	------

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	34,861 人	49,532 人	63,268 人
一人当たり管理運営費	3,492 円	2,196 円	1.896 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有																
根拠条例	水と緑と詩のまち前橋文学館に関する条例 水と緑と詩のまち前橋文学館に関する条例施行規則																
使用料の概要	観覧料																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">観覧料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設展示観覧</td> <td>一般・大学生</td> <td colspan="2">1 人 1 回につき 100 円</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生・高校生</td> <td colspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別展示観覧</td> <td colspan="2">1 人 1 回につき 1,000 円以内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		観覧料		常設展示観覧	一般・大学生	1 人 1 回につき 100 円		小学生・中学生・高校生	無料		特別展示観覧		1 人 1 回につき 1,000 円以内で市長が定める額
区 分		観覧料															
常設展示観覧	一般・大学生	1 人 1 回につき 100 円															
	小学生・中学生・高校生	無料															
特別展示観覧		1 人 1 回につき 1,000 円以内で市長が定める額															
使用料の設定根拠、見直しの状況	貸館																
	区分	使用料															
		午前	午後	夜間													
	ホール	1,810 円	2,410 円	1,810 円													
	オープンギャラリー	1,690 円	2,260 円	1,690 円													
研修室	1,000 円	1,350 円	1,000 円														
使用料の減免の有無	有																
減免の概要	<p>水と緑と詩のまち前橋文学館使用料等減免基準取扱要領 (観覧料の減免)</p> <p>第 2 条 観覧料について、水と緑と詩のまち前橋文学館に関する条例第 10 条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1)本市に所在する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは特別支援学校に在学する児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧しようとするとき。</p> <p>(2)身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手</p>																

	<p>帳の交付を受けた者が観覧しようとするとき。</p> <p>(3)前号に掲げる者の付添人（1人に限る。）は、観覧の際、付添いであることを申し出たとき。</p> <p>(4)その他、市長が減免する特別の理由があると認めるとき。</p> <p>2. 前項第1号から第3号に該当する場合は、条例別表第1に定める観覧料の全額を免除する。</p> <p>3. 第1項第4号に該当する場合は、市長が相当と認める額を減免する。 （使用料の減免）</p> <p>第3条 使用料について、条例第10条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次の通りとする。</p> <p>(1)本市が行政目的に利用するとき。</p> <p>(2)本市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が、市の行政に寄与する目的のために利用するとき。</p> <p>(3)その他、市長が減免する特別の理由があると認めるとき。</p> <p>2. 前項第1号及び第2号に該当する場合は、条例別表第1に定める使用料の全額を免除する。</p> <p>3. 第1項第3号に該当する場合は、市長が相当と認める額を減免する。</p>
減免内容の設定根拠、見直しの状況	<p>水と緑と詩のまち前橋文学館に関する条例（使用料等の減免）第10条</p> <p>水と緑と詩のまち前橋文学館に関する条例施行規則（使用料等の減免）第9条</p> <p>水と緑と詩のまち前橋文学館使用料等減免基準取扱要領</p> <p>見直しは特に行っていない。</p>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料	1,165千円	1,528千円	2,066千円
減免額	665千円	1,326千円	1,702千円
減免件数	1,306件	2,315件	1,393件

○減免に関する規定の見直しについて【監査の結果】

水と緑と詩のまち前橋文学館における減免額は、観覧料の減免と貸館（使用料）の減免がある。その詳細は以下の通りである。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
観覧料	減免額	315千円	1,198千円	1,582千円
	減免件数	1,053件	4,037件	4,041件
貸館	減免額	349千円	128千円	120千円
	減免件数	253件	102件	92件

上述の通り観覧料の減免額が金額的に大きいですが、その減免理由は以下の通りである。

	無料入館日	招待券	高校生以下	友の会	障害者	合計
平成 29 年度	1,824 人	782 人	508 人	753 人	170 人	4,037 人
	699 千円	234 千円	116 千円	112 千円	34 千円	1,198 千円
平成 30 年度	2,740 人	576 人	456 人	34 人	235 人	4,041 人
	1,076 千円	230 千円	178 千円	5 千円	91 千円	1,582 千円

※平成 28 年度以前は減免理由ごとの内訳は把握していないとの説明を受けた。

上記の通り、無料入館日の金額が大きいことが分かる。なお無料入館日は、イベント開催日や前橋の三大祭りの日、県民の日などである。「水と緑と詩のまち前橋文学館使用料等減免基準取扱要領」によれば、観覧料の減免は、(1) 本市に所在する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは特別支援学校に在学する児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧しようとするとき、(2) 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が観覧しようとするとき、(3) 前号に掲げる者の付添人（1 人に限る。）は、観覧の際、付添いであることを申し出たとき、(4) その他、市長が減免する特別の理由があると認めるとき、としている。無料入館日における観覧料の減免はこの (4) に基づく減免であると考えられるが、本来、その他の規定は補完的なものであり、それが減免の大部分を占める現状は好ましくないと考える。

(改善案)

引き続き無料入館日における観覧料の減免を続けるのであれば、「水と緑と詩のまち前橋文学館使用料等減免基準取扱要領」の改定を検討すべきである。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	「萩原朔太郎記念」という副題をつけることとしており、固有名詞を付けた場合にネーミングライツになじまないため。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	1,078	-	-
旅費	153	71	90
需用費	10,236	10,875	14,073
役務費	1,381	1,412	1,533
委託料	81,419	43,795	40,233
使用料及び賃借料	2,927	3,567	-
工事請負費	9,244	37,249	85,473

原材料費	-	-	-
備品購入費	153	843	3,682
負担金・補助及び交付金	77	30	62
その他施設管理費	-	-	-
その他施設運営費	-	-	-
管理運営人件費	26,740	48,180	48,180
支出合計	133,412	146,031	193,329

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	1,165 千円	1,528 千円	2,066 千円
減免額	665 千円	1,326 千円	1,702 千円
(A)収入計	1,830 千円	2,854 千円	3,768 千円
支出合計(a)	133,412 千円	146,031 千円	193,229 千円
臨時経費(b)	11,674 千円	37,249 千円	85,473 千円
その他の収入(c)	1,332 千円	3,932 千円	2,777 千円
国・県等補助金(d)	-千円	-千円	-千円
減価償却費(e)	24,900 千円	24,900 千円	24,900 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	95,506 千円	79,950 千円	80,079 千円
受益者負担割合(A/B)	1.9%	3.6%	4.7%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

文化施設は民間ではなかなか参入しにくいことから、市場性については小であると考えた。また、前橋市は「水と緑と詩のまち」をキャッチフレーズにしており文学館はそのシンボルとしての存在であることから行政の関与の必要性はある程度認められるものの、全ての市民にとって必需的な施設であるとまでは言い切れないため、必需性は中と判断し、望ましい受益者負担割合は25%程度と考えた。しかしながら、現状の受益者負担割合は4%程度となっており、望ましい受益者負担割合には達していない。

(改善案)

指定管理者制度を採用していた平成28年度の受益者負担割合は、1.9%とかなり低い水準であったものの、直営となった平成29年度以降は3.6%、4.7%と改善している。これは収入の改善によるものが大

きいと分析する。また有人警備から無人警備に変更するなど、経費削減にも努めている。とはいえ、依然として望ましい受益者負担割合との乖離は大きい。前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、来館者数の増加、使用料の金額や内容を検討する必要がある。

また収入の改善はあるものの、減免金額も増加している状況であることから、無料観覧日を設定することの意義についても定期的に検討していくべきと考える。

【施設の有効活用について】

特記すべき事項はない。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(6) アーツ前橋 (文化スポーツ観光部文化国際課)

【施設の概要について】

(施設概要)

施設名称	アーツ前橋		
所管課	文化スポーツ観光部文化国際課		
所在地	前橋市千代田町五丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営		
関係法令	博物館法、アーツ前橋の設置及び管理に関する条例		
設置目的	多様な表現活動を広く市民に紹介し、芸術文化を通じた交流の場を提供することを目的として設置している。		
主な事業内容・業務内容	芸術文化に関する作品その他芸術文化に関する資料の収集、保管、展示及び閲覧 作品等の利用に関する必要な助言及び指導 作品等に関する調査、研究及び情報交換 多様な芸術に関する展覧会、講演会、公演、研究会等 芸術に関する案内書、解説書、年報、調査報告書等の作成及び頒布		

(建物の概要)

建築年度	2012 年		
延床面積	5248.81 m ²		
主構造	SRC 造		
階数 (最大)	地上 9 階 地下 1 階		
取得価格	1,004,751 千円	残存価額(※)	710,317 千円
耐用年数	15~50 年	経過年数(※)	6 年
減価償却費(※)	58,956 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

(収入・経費の概要)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収 入	使用料	1,633 千円	1,558 千円	1,887 千円
	その他の収入	1,869 千円	4,113 千円	2,110 千円
	国・県等補助金	-千円	-千円	-千円
	(A)収入計	3,502 千円	5,671 千円	3,998 千円
支 出	管理運営費(B)	201,069 千円	206,054 千円	184,865 千円
	臨時経費	626 千円	511 千円	756 千円
	支出計	201,695 千円	206,566 千円	185,621 千円
一般財源負担額(B-A)		197,567 千円	200,383 千円	180,867 千円

一般財源負担率	1.7%	2.7%	2.2%
---------	------	------	------

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	84,673 人	83,121 人	103,665 人
一人当たり管理運営費	2,375 円	2,479 円	1,783 円

○来館者数のカウント方法について【意見】

(現状及び問題点)

平成 27 年度から令和元年度の来館者数は、以下の通りである。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
展示室	22,228	20,627	20,024	35,676	16,169
室外イベント	935	772	2,503	926	734
館外イベント	8,517	11,004	13,392	8,208	5,970
その他	45,621	52,270	49,705	58,855	42,504
合計	77,301	84,673	83,121	103,665	65,377

(注 1)：その他は、交流スペース、アーカイヴ、カフェ、ショップの利用者の合計である。

(注 2)：令和元年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、3月5日から閉館していた。

また、令和元年度のその他の来館者数は以下の通りである。

場所	人数	内容
交流スペース	20,280	展示室外のイベントを行う多目的スペース
アーカイヴ	4,881	アーツ前橋の活動を記録する資料等を閲覧する場所
カフェ	10,859	ロブソンコーヒーアーツ前橋店
ショップ	6,484	全国各地のアートグッズを集めたミュージアムショップ
合計	42,504	

これらの場所の人数は、スタッフが出入り口でカウントしているとのことである。

しかし、構造上、展示室等からカフェに行くには、ショップを通ることがあり、その場合、ショップに立ち寄った訳ではない人がカウントされている可能性がある。また、ロブソンコーヒーは前橋でも人気があることから、カフェの魅力により来店する利用者も一定数おり、企画展とタイアップしたメニューを提供しているものの、カフェの利用者をアーツ前橋の来館者としてカウントすることは、アーツ前橋の魅力を測定するという観点から望ましくない。更に、現在のカウント方法では、展示室利用者が、ショップを歩いてカフェを利用した場合、延べ人数で3人とカウントされている可能性がある。

(改善案)

複数施設の利用者のカウント方法は難しい面もあるが、少なくとも、カフェの利用者は他の種別の来館者と重複することが多いこと、カフェ独自の魅力で来館する事例があることから、来館者数からは除くことが望ましい。

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有																	
根拠条例	アーツ前橋の設置及び管理に関する条例 アーツ前橋の設置及び管理に関する条例施行規則																	
使用料の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">観覧料（1人1回につき）</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設の展示を行っている場合</td> <td>一般・大学生</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生・高校生</td> <td colspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別の企画による展示を行っている場合</td> <td colspan="2">1,500円以内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		観覧料（1人1回につき）		個人	団体	常設の展示を行っている場合	一般・大学生	100円	80円	小学生・中学生・高校生	無料		特別の企画による展示を行っている場合		1,500円以内で市長が定める額	
区 分				観覧料（1人1回につき）														
		個人	団体															
常設の展示を行っている場合	一般・大学生	100円	80円															
	小学生・中学生・高校生	無料																
特別の企画による展示を行っている場合		1,500円以内で市長が定める額																
使用料の設定根拠、見直しの状況	<p>周辺の類似施設を参考に決定している。</p> <p>常設展について、新しい施設であり特に見直しは行っていないが、特別展については、企画ごとに決定している。今年度開催の「糸の記憶 アーツ前橋 収蔵作品から」は入場無料となっている。</p>																	
使用料減免の有無	有																	
減免の概要	<p>「アーツ前橋の設置及び管理に関する条例施行規則」 (観覧料の減免)</p> <p>第7条 条例第10条の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者は、観覧の際、当該各号に掲げる書類を提示することによって、観覧料の減免を受けることができる。</p> <p>(1)身体障害者法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 身体障害者手帳</p> <p>(2)厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けた者 療育手帳</p> <p>(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>2 前項各号に掲げる者の付添人（1人に限る。）は、観覧の際、付添いであることを申し出ることにより、観覧料の減免を受けることができる。</p> <p>「アーツ前橋の設置及び管理に関する条例施行規則における観覧料減免の適用範囲について（伺）」</p> <p>(1)本市主催事業による観覧 例) 本市主催の施設見学等にかかる観覧料</p> <p>(2)教育・学術研究機関（学校等）による観覧</p>																	

	例) 小学校の施設見学等における付き添い教員分等の観覧料 (3)公務による観覧 例) 国や各自治体、議会等による視察等における観覧料
減免内容の設定根拠、見直しの状況	設定根拠 アーツ前橋の設置及び管理に関する条例（観覧の減免）第10条 アーツ前橋の設置及び管理に関する条例施行規則（観覧料の減免）第7条 アーツ前橋の設置及び管理に関する条例施行規則における観覧料減免の適用範囲について（伺） なお、開館して間もないため、見直しは行われていない。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料	1,633千円	1,558千円	1,887千円
減免額	3,212千円	2,843千円	13,780千円
減免件数	7,041件	6,437件	23,425件

○減免に関する規定の見直しについて【監査の結果】

アーツ前橋における減免額及び件数の内訳は、以下の通りである。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
200円割引	件数(件)	1,490	1,594	4,469
	金額(千円)	298	318	893
全額割引	件数(件)	5,007	4,636	18,678
	金額(千円)	2,324	2,405	12,727
減免	件数(件)	544	207	278
	金額(千円)	292	119	158
合計	件数(件)	7,041	6,437	23,425
	金額(千円)	3,212	2,843	13,780

※全額割引は、招待券や5周年記念、障害者及びその付添人等の理由で無料としたものであり、減免は、視察等で無料としたものである。

更に、全額割引の内訳は以下の通りである。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
招待券	件数(件)	2,314	2,470	2,853
	金額(千円)	1,245	1,337	1,512
高校生以下	件数(件)	1,432	994	1,231
	金額(千円)	773	537	2,699
メンバーシップ	件数(件)	279	338	322
	金額(千円)	148	181	170
サポーター	件数(件)	135	225	117

	金額（千円）	73	119	64
5周年記念割	件数（件）	0	0	12,955
	金額（千円）	-	-	7,773
外国人留学生	件数（件）	0	0	46
	金額（千円）	-	-	27
減免（障害者）	件数（件）	420	322	693
	金額（千円）	218	181	375
減免（その他）	件数（件）	427	287	461
	金額（千円）	161	47	104
合計	件数（件）	5,007	4,636	18,678
	金額（千円）	2,324	2,405	12,727

上記の通り、招待券や5周年記念割による減免の金額が大きいことが分かる。「アーツ前橋の設置及び管理に関する条例施行規則における観覧料減免の適用範囲について（伺）」によれば、観覧料の減免は、(1)本市主催事業による観覧、(2)教育・学術研究機関（学校等）による観覧、(3)公務による観覧としている。招待券や5周年記念割については、これらのいずれにも該当しない減免と思われ、事前に定めた「アーツ前橋の設置及び管理に関する条例施行規則における観覧料減免の適用範囲について（伺）」に基づいた減免ではないものと考えられる。

（改善案）

引き続きこれらの観覧料の減免を続けるのであれば、「アーツ前橋の設置及び管理に関する条例施行規則における観覧料減免の適用範囲について（伺）」等の改定を検討すべきである。

○使用料の減免割合が多額であることとその効果分析について【意見】

（現状及び問題点）

平成28年度から平成30年度の全ての年度において、使用料収入を減免額が上回っている。特に、平成30年度は、開館5周年として10月5日～30日は入場無料とした結果、使用料収入の7.3倍が減免額となっている。視察等の理由によるもの、高齢者・子ども・障害者等で一定の減免が生じるのはやむを得ないが、減免の金額があまりにも多額であると言わざるを得ない。

また招待券の配布枚数が多く、視察等を除いた来場者数に占める割合は、平成28年度36%、平成29年度40%、平成30年度12%となっている（平成30年度は、5周年記念の無料入場者数が多かったことにより、割合は減少）。招待券の配布枚数について、担当者に伺ったところ、足りなくならない枚数を配布するとのことであり、アーティストが希望すれば何枚でも招待券が利用できる状況にある。

このように様々な減免制度があるが、それぞれの減免に関してその効果も十分に把握しきれていない。平成30年度は開館5周年であり、特に様々な割引制度を実施していたが、各種割引制度による減免の人数と金額について集計しておらず、その効果についても検討していなかった。

（改善案）

減免は、公の施設としてやむを得ないもの、一定の効果を期待できるもののみとし、少なくとも、使用料収入よりも少ない金額とすべきである。また減免を実施した場合には、その効果についても検討し、今後の収入確保につなげる必要がある。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	美術館という施設の性格上、ネーミングライツになじまないため。

○ネーミングライツ導入の検討について【意見】

(現状及び問題点)

現在、アーツ前橋ではネーミングライツを導入しておらず、ネーミングライツの導入について検討したこともない。担当者の話によると、美術館に他の名称をつけてしまうとそのイメージがつかってしまうため、ネーミングライツは美術館になじまないためではないかとのことである。

全国的にも、美術館にネーミングライツがついている施設は少ないが、京都市美術館や千葉市花の美術館ではネーミングライツ契約が結ばれている。千葉市花の美術館は、平成 25 年 2 月に 3 年契約を結び、その後 1 年契約の更新を繰り返している。一方の京都市美術館は、市が美術館の再整備費用の半分以上を賄うため、50 年で 50 億円という長期かつ巨額のネーミングライツ契約を京セラと締結し、市民団体から反発を受けている。京都市立美術館は、昭和 8 年に建設され、日本で 2 番目に古い大規模美術館である。昭和天皇の即位の大典を記念した大礼記念京都美術館と名付けられているため、その京都市美術館が京都市京セラ美術館と呼ばれることに、反発を示したものである。しかし、その一方で、本館の外観はそのまま残し、耐震性の向上、空調・照明設備の全面更新の概算工事費 100 億円を税金で賄うのは容易なことではなく、ネーミングライツを導入せざるを得なかった事情も理解できる。

この点において、アーツ前橋はどうかと考えると、平成 25 年に開館した新しい施設であり、市民の愛着はまだそれほど深くはない。しかし、アーツ前橋は資金難に直面しており、支出に見合うだけの収入を確保しなければならず、ネーミングライツはその 1 つの手段となり得る。一方で、萩原朔太郎記念・水と緑と詩のまち前橋文学館のように、個人の名称がついている施設ではないため、ロゴのビジュアルを損ねる等の問題はあるが、ネーミングライツを導入されても違和感はない。

(改善案)

美術館にネーミングライツを導入した事例もあること、アーツ前橋は財政的にひっ迫していることから、ネーミングライツを含めた歳入確保の手法を検討すべきである。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	6,698	6,901	3,129
旅費	2,111	3,162	2,473
需用費	17,155	18,579	21,550
役務費	2,480	2,552	1,941
委託料	93,047	95,337	79,329
使用料及び賃借料	6,162	5,784	2,833
工事請負費	626	511	756
原材料費	-	-	-

備品購入費	279	112	695
負担金・補助及び交付金	83	91	118
その他施設管理費	-	-	-
その他施設運営費	-	-	-
管理運営人件費	73,050	73,535	72,793
支出合計	201,695	206,566	185,621

○経費削減の検討について【意見】

(現状及び問題点)

アーツ前橋の費用を検討するため、類似施設である水と緑と詩のまち前橋文学館の費用と分析を行った。平成30年分の支出額の対比は以下の通りである。

(単位：千円)	文学館	アーツ前橋	摘要
報償費	-	3,129	
旅費	90	2,473	
需用費	14,073	21,550	
役務費	1,533	1,941	
委託料	40,233	79,329	
うち、清掃委託料	3,315	8,160	注1
うち、保守点検委託料	7,653	5,618	注2
うち、施設管理委託料	-	5,621	注3
うち、警備委託料	1,820	5,524	注4
うち、上記以外の委託料	27,442	54,405	注5
使用料及び賃借料	-	2,833	
うち、上記以外の賃借料	-	2,833	注6
工事請負費	85,473	756	
備品購入費	3,682	695	
負担金・補助金及び交付金	62	118	
管理運営人件費	48,180	72,793	注7
合計	193,329	185,621	

(注1)：アーツ前橋分は7,977千円であり、残りは3階の前橋シネマハウス分である。

(注2)：主なものは、空調設備保守点検3,456千円である。

(注3)：主なものは、建物維持管理業務4,617千円である。

(注4)：主なものは、有人警備4,759千円、機械整備583千円である。

(注5)：内訳は、会場設営他業務17,560千円、受付監視等業務20,299千円、機関紙編集1,350千円、記録集作成1,317千円、燻蒸業務1,197千円、収蔵美術品額装委託1,620千円、その他11,059千円である。なお、文学館の内訳は、文化振興業務に関する委託料26,802千円が主なもので、公社の任期付き学芸員の人件費等である。

(注6)：情報機器リース554千円、電子複合機リース714千円など。なお美術品のデータが重く、行

政用のパソコンでは業務が困難なことから、学芸員用に1名1台パソコンを貸与している。

(注7)：正規職員の人数の違いによる。(アーツ前橋：正規9.5人・非常勤1人、文学館：正規4人・臨時12人)

両者の比較をすると、アーツ前橋においては特に委託料の負担が多いことが分かる。例えば、文学館では、受付業務等は職員が行っているが、アーツ前橋では、受付業務及び展示品の警備を外部委託している。確かに、作品を預かっている以上警備員を配置する必要はあるが、ほとんど来場者がいない時は2つのフロアを1人で管理する、受付の人数を減らす等、経費削減の余地はあると考える。

文学館では、有人警備を無人警備に切り替えてコスト削減に成功したが、アーツ前橋では、有人警備と無人警備を併用している。防犯上、有人警備が必要とのことであるが、別館の前橋プラザ元気21と連携して、コスト削減に努めることも検討すべきではないか。

また、文学館では会場設営他の業務を職員が実施しているが、アーツ前橋では、美術品が大きいこと等の理由から業者を依頼している。業者を依頼する回数を減らす、業者に依頼する内容を減らす等の工夫が必要である。更に、機関紙の作成と記録集の作成を平成30年度に実施しているが、同一年度には、どちらか1つにするなどの経費削減は可能ではないかと考える。

(改善案)

1つ1つの経費を再度見直し、施設全体としてさらなるコスト削減に努めるべきである。

○収蔵品の管理について【監査の結果】

(現状及び問題点)

令和2年11月7日(土)の上毛新聞において、アーツ前橋が保管している2作家の6作品が紛失しているとの報道があった。平成30年12月に遺族から52点の作品を預かり、廃校になった旧前橋二中の特別教室棟で保管していたが、令和2年1月に3作品が紛失していることに気づき、2月には新たに3作品の紛失が判明したという。

前橋市保有の美術品は主にアーツ前橋で管理しており、一部は市役所や市民文化会館、グリーンドーム前橋等に展示してあるものもある。前橋市の所管の収蔵品は、早稲田システムにより一元化管理されている。借用品については、別途、借用書の他、エクセルで一元化管理されているとのことである。

アーツ前橋には一時保管庫があり、企画展などを行う際に他の美術館などから借用した資料を一時的に保管しているが、虫食いやカビ等の状況により他の美術品への影響を考慮し、一時的に同校で保管していた。しかし、平成30年12月に預かり、最後に全作品がそろっていることを確認したのは平成31年3月、紛失が発覚したのは令和2年1月であり、預かってから1年以上も仮保管の状態におかれていたこととなる。

(改善案)

旧前橋二中の特別教室棟では、収蔵庫とは異なり、温度や湿度管理が十分になされないことから、借用した作品は、早急にアーツ前橋内の収蔵庫で、学芸員の管理下で管理すべきである。また発生した原因の分析を行い、再発防止に向けての体制を整備する必要がある。

○個人番号の管理について【監査の結果】

(現状及び問題点)

「アーツ前橋事務関係書(展覧会関係綴)平成30年度」のファイルに、報酬、料金、契約書及び賞金の支払調書の作成事務に必要とするため、芸術家に記載を依頼した個人番号提供書が綴られており、個人番号が記載されたままとなっていた。

前橋市では「前橋市個人番号関係事務取扱要領」を策定し、以下の定めがある。

(確認書類の廃棄)

第9条 個人番号の収集を行う担当課は、前条の規定により当該個人番号をシステムに登録したときは、その責任において、当該個人番号に係る個人番号提供書、被扶養者に係る個人番号提供書、通知カードの写しその他本人確認のために提供を受けた書類を直ちに廃棄しなければならない。

(申告等の保存期間等)

第10条 個人番号が記載された申告書等又は個人番号が記録されたデータファイルの保存期間は、関係法令の定めるところによる。

2 前項の保存期間においては、申告書等にあつては鍵付きの書棚等で、データファイルにあつてはパスワードを付す等の安全措置を講じ、厳重に管理しなければならない。

個人番号をシステムに登録した後に、直ちに廃棄する必要がある。平成30年度の業務であり、令和2年度まで残しておく必要はないと考えられるが、どうしても保存が必要な場合には、鍵付きの書棚等で厳重に管理する必要がある。担当課の職員がいつでも閲覧できるファイルに、そのまま綴っておくことは、前橋市の規則に反している。

(改善案)

個人番号の取り扱いはマイナンバー法で詳しく定められており、市の職員は、市民に対し個人番号の取り扱いを指導する立場にある。その重要性を認識し、規則に基づいた管理をしなければならない。

【受益者負担割合について】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料	1,633千円	1,558千円	1,887千円
減免額	3,212千円	2,843千円	23,425千円
(A)収入計	4,845千円	4,401千円	25,312千円
支出合計(a)	201,695千円	206,566千円	185,621千円
臨時経費(b)	626千円	511千円	756千円
その他の収入(c)	1,869千円	4,113千円	2,110千円
国・県等補助金(d)	-千円	-千円	-千円
減価償却費(e)	58,956千円	58,956千円	58,956千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	258,156千円	260,898千円	241,711千円
受益者負担割合(A/B)	1.9%	1.7%	10.5%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

美術館は民間ではなかなか参入しにくいことから、市場性については小であると考えた。また、美術品の収集、保管及び展示や調査研究等を通じて、市民の教育や学術の発展に寄与するものであるため、行政の関与はある程度必要と認められるものの、全ての市民にとって必需的な施設であるとまでは言い切れないため、必需性は中と判断し、望ましい受益者負担割合は25%程度と考えた。しかしながら、実際の受益者負担割合は、平成28年度及び平成29年度は2%弱であり、平成30年度は5周年記念の影響で減免額が多額だったために10.5%となったが、望ましい受益者負担割合からは程遠い状況である。

(改善案)

開館から年数が浅いため、減価償却費の負担はやむを得ないが、もっと収入確保及び費用の削減に努める必要がある。アーツ前橋の活動に興味を持っている人が限られていることから、もっと多くの市民が入料を支払っても参加したいような企画を作成・立案し、収入確保を目指すことが不可欠である。

【施設の有効活用について】

○一般市民のニーズ把握について【意見】

(現状及び問題点)

アーツ前橋の来場者にはアンケート調査を実施しているが、施設の意義について、市民アンケート等を実施していない。開館5年を経過しても未だ市民の興味関心は薄く、一部のアートに興味がある人のみの施設となっている感が否めない。専門家に対しアーツ前橋の長期的運営計画設計について意見を求め、内部で検討をしているが、一般市民が親しみやすく魅力を感じる美術館にするためには、アートに興味のない一般市民の意見も吸い上げる必要がある。

(改善案)

一般市民に対して、アーツ前橋に興味関心を持っているか、どうしたら興味関心を持つか等についてアンケート調査を実施し、一般市民の意見を取り入れた施設運営を検討することが望ましい。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(7) 図書館本館（教育委員会事務局図書館）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	図書館本館		
所管課	教育委員会事務局図書館		
所在地	前橋市大手町二丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	一部委託（カウンター業務は委託 調査相談・施設管理は直営）		
関係法令	図書館法、前橋市立図書館設置条例		
設置目的	市民の教育及び文化の発展に寄与するため、図書館を設置。		
主な事業内容・業務内容	<p>市民の多様な学習要望に応えられる豊富な資料の収集と迅速な提供及び情報発信・レファレンス機能（資料に関する相談対応）による市民の暮らしを支える図書館サービス</p> <p>本館・こども図書館・15分館のオンライン・ネットワークを利用した全域サービス</p> <p>前橋市子ども読書活動推進計画に基づく資料の充実及び読み聞かせ活動支援事業、絵本セット団体貸出事業、ブックスタート事業並びに学校に対する図書館資料の団体貸出事業</p> <p>貴重資料をはじめとする豊富な資料の保存及びそれを活用した展示、講演会などの開催による地域文化の向上</p> <p>ブックスタートボランティア、読み聞かせグループ連絡協議会などの活動の支援</p>		

（建物の概要）

建築年度	1974年		
延床面積	4,765.43 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上 3階 地下 2階		
取得価格	835,305 千円	残存価額(※)	102,984 千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	44年
減価償却費(※)	16,838 千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

○蔵書の保管状況について【意見】

図書館本館の現地視察を行ったところ、以下の状況があった。

	<p>地下書庫に雨漏りがあるため、ビニールシートで応急的な処置が行われている。</p>		<p>書籍を保管している書庫の上部も、雨漏りの恐れがある。</p>
	<p>施設内の排水溝は常時水が溜まっている。</p>		

図書館本館の建物は建築から 40 年以上経過しており、老朽が著しく進んでいる。特に書籍を保管している地下書庫は雨漏りが定期的に発生しており、蔵書が汚損の可能性にさらされている。

(改善案)

雨漏りを完全に防止することは膨大な費用が掛かり、修繕等を行うことは現実的でないと説明を受けたが、一方で図書館の重要な資産である書籍が、汚損される可能性のある状態で保管され続けることは適切ではない。他の施設での保管を検討するなど、代替案を検討すべきである。

(収入・経費の概要)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	0 千円	0 千円	0 千円
	その他の収入	524 千円	544 千円	155 千円
	国・県等補助金	0 千円	0 千円	0 千円

	(A)収入計	524 千円	544 千円	155 千円
支出	管理運営費(B)	298,362 千円	278,607 千円	271,823 千円
	臨時経費	1,873 千円	7,211 千円	0 千円
	支出計	300,235 千円	285,818 千円	271,823 千円
	一般財源負担額(B-A)	297,838 千円	278,063 千円	271,668 千円
	一般財源負担率	100%	100%	100%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	106,051 人	102,976 人	94,758 人
一人当たり管理運営費	2,813 円	2,706 円	2,869 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	無 ※図書館法第 17 条に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されている。
使用料減免の有無	無

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	図書館は教育文化的な施設であり、「前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」における「愛称を冠することが適当ではないと判断される市有施設」に該当するものとして導入していない。

○ネーミングライツの導入の検討について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市では、図書館は教育文化的な施設であることから、愛称を冠することが適当ではない、という理由でネーミングライツを設定されていない。また、名称に「群馬」を含む名称の企業が権利者となった場合には、群馬県立図書館との名称混同を招く懸念があるとの説明を受けた。

しかしながら、例えば大阪市立中央図書館が 2019 年から株式会社辰巳商会と年額 200 万円で 2 年間契約している事例や、河内長野市立図書館が 2020 年から TONE 株式会社と年額 70 万円で 5 年間契約している事例等、また、徳島市立図書館が 2020 年から株式会社 HACO と年額 120 万円で 5 年間契約しているなどの事例等がある。図書館であるからネーミングライツを導入しないという結論は早急であるとする。

(改善案)

すでにネーミングライツを導入した他市事例を検討し、前橋市においても図書館に対するネーミング

ライセンスを導入できるか検討すべきである。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	1,204	703	674
旅費	102	57	101
需用費	27,600	28,755	27,839
役務費	1,181	1,263	1,258
委託料	48,500	48,913	48,181
使用料及び賃借料	23,409	16,200	16,239
工事請負費	1,873	7,211	0
原材料費	0	0	0
備品購入費	33,824	26,500	24,976
負担金・補助及び交付金	68	68	68
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	0	0	0
管理運営人件費	162,470	156,144	152,482
支出合計	300,236	285,818	271,823

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	0 千円	0 千円	0 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
(A)収入計	0 千円	0 千円	0 千円
支出合計(a)	300,236 千円	285,818 千円	271,823 千円
臨時経費(b)	1,873 千円	7,211 千円	0 千円
その他の収入(c)	524 千円	544 千円	155 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	16,838 千円	16,838 千円	16,838 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	314,677 千円	294,901 千円	288,506 千円
受益者負担割合(A/B)	0.0%	0.0%	0.0%

図書館法第 17 条に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されていることから、望ましい受益者負担割合との比較検討はすぐわないと判断した。

【施設の有効活用について】

特記すべき事項はない。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(8) こども図書館（教育委員会事務局図書館）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	こども図書館		
所管課	教育委員会事務局図書館		
所在地	前橋市本町二丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	一部委託（カウンター業務は委託 施設管理は直営）		
関係法令	図書館法、前橋市立図書館設置条例		
設置目的	市民の教育及び文化の発展に寄与するため、図書館を設置。		
主な事業内容・業務内容	<p>市民の多様な学習要望に応えられる豊富な資料の収集と迅速な提供及び情報発信・レファレンス機能（資料に関する相談対応）による市民の暮らしを支える図書館サービス</p> <p>本館・こども図書館・15分館のオンライン・ネットワークを利用した全域サービス</p> <p>前橋市子ども読書活動推進計画に基づく資料の充実及び読み聞かせ活動支援事業、絵本セット団体貸出事業、ブックスタート事業並びに学校に対する図書館資料の団体貸出事業</p> <p>貴重資料をはじめとする豊富な資料の保存及びそれを活用した展示、講演会などの開催による地域文化の向上</p> <p>ブックスタートボランティア、読み聞かせグループ連絡協議会などの活動の支援</p>		

（建物の概要）

建築年度	1975年		
延床面積	1,563.32 m ²		
主構造	SRC造		
階数（最大）	地上 7階 地下 2階		
取得価格	367,305 千円	残存価額(※)	286,497 千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	11年
減価償却費(※)	7,346 千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	0千円	0千円	0千円
	その他の収入	1千円	2千円	0千円
	国・県等補助金	0千円	0千円	0千円

	(A)収入計	1千円	2千円	0千円
支出	管理運営費(B)	59,747千円	58,321千円	50,212千円
	臨時経費	0千円	0千円	0千円
	支出計	59,747千円	58,321千円	50,212千円
一般財源負担額(B-A)		59,746千円	58,319千円	50,212千円
一般財源負担率		100%	100%	100%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	39,414 人	39,765 人	40,004 人
一人当たり管理運営費	1,516 円	1,467 円	1,255 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	無 ※図書館法第 17 条に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されている。
使用料減免の有無	無

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	図書館は教育文化的な施設であり、「前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」における「愛称を冠することが適当ではないと判断される市有施設」に該当するものとして導入していない。

○ネーミングライツの導入の検討について【意見】

図書館本館に記載の通り。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	347	323	320
旅費	2	2	0
需用費	4,833	4,889	1,694
役務費	126	125	35
委託料	19,687	19,471	15,045
使用料及び賃借料	661	511	455

工事請負費	0	0	0
原材料費	0	0	0
備品購入費	11,984	10,746	10,408
負担金・補助及び交付金	0	0	0
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	0	0	0
管理運営人件費	22,104	22,251	22,251
支出合計	59,747	58,321	50,212

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	0 千円	0 千円	0 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
(A)収入計	0 千円	0 千円	0 千円
支出合計(a)	59,747 千円	58,321 千円	50,212 千円
臨時経費(b)	0 千円	0 千円	0 千円
その他の収入(c)	1 千円	2 千円	0 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	7,436 千円	7,436 千円	7,436 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	67,182 千円	65,755 千円	57,648 千円
受益者負担割合(A/B)	0.0%	0.0%	0.0%

図書館法第 17 条に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されていることから、望ましい受益者負担割合との比較検討はそぐわないと判断した。

【施設の有効活用について】

特記すべき事項はない。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(9) 市民プールほか（文化スポーツ観光部スポーツ課）

① プール全般について

【施設の概要について】

（施設概要）

所管課	文化スポーツ観光部スポーツ課
関係法令	前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例
設置目的	市民の体育・スポーツ活動及びレクリエーション活動を推進し、明るく健康的な市民生活の充実を図るため。
主な事業内容・業務内容	施設の管理運営 各種スポーツ教室の開催

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例
使用料の概要	使用料については、「前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」第6条第1項において以下のように定められている。 「スポーツ施設を利用しようとする者は、利用許可を受ける際、別表に定める使用料を納付しなければならない。」
使用料の設定根拠、見直しの状況	使用料の設定根拠は、上記条例に基づくものであり、その見直しは、前橋市スポーツ推進審議会において行われている。ただ、使用料に関する基本方針は、従来からの経緯を維持するものであり、直近では平成30年4月に消費税の導入を前提に使用料金の値上げを行った。なお、同審議会の議事録は、前橋市のホームページにて公開されている。
使用料減免の有無	有
減免の概要	使用料の減免については、「前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」第8条において以下のように定められている。「市長は特に必要があると認められるときは、第6条第1項に定める使用料を減額し、または免除することができる。具体的には、身体障害者または精神障害者が利用する場合の個人使用料及び付添人使用料については、100%の減免となっている。」

○使用料の設定根拠と定期的な見直しについて【意見】

（現状及び問題点）

財政課が通知している「使用料・手数料等の見直しの基準」によれば、使用料の見直しにあたっては「近隣の類似施設の状況についても配慮するものとする」としているが、プールの使用料については、従来の経緯を踏まえて決定しており、近郊・類似都市の状況については把握しているが、特段検討して

いないとの説明を受けた。

そこで、監査人が独自に近隣のプール料金の比較を行った。

	前橋市		近隣	
屋外 プール	前橋市民プール	200 円	高崎市浜川プール	310 円
	宮城プール	200 円	高崎市城南プール	320 円
			伊勢崎市民プール	220 円
			桐生市民プール	380 円
屋内 プール	大渡温水プール	310 円	高崎市浜川プール	410 円
	六供温水プール	310 円	敷島プール（群馬県）	410 円
	コミュニティプール	310 円	桐生市新里温水プール	520 円

総じて前橋市の設定している料金は、近隣のプール料金よりも金額が低い傾向にある。

（改善案）

使用料の決定に際しては、従来の経緯も重要であるが、近隣市町村や群馬県、民間の使用料、小中学校の設置状況等を参酌したうえで決定すべきものと思われる。特に合併以前の使用料を継続して採用している場合は、合併以前の市町村が設定した使用料であり、前橋市が適切と思われる使用料に変更することを検討すべきである。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

○指定管理者制度の導入方法について【意見】

（現状及び問題点）

前橋市が運営するプールについては全てに指定管理者制度が導入されているが、指定管理者の選定は、公募ではなく全て非公募で行われている。前橋市は、市が運営するプールについて、指定管理者の公募によらない選定（非公募）にする理由として以下の3つを掲げている。

(1) 現指定管理者である公社は、現指定期間中に市有スポーツ施設を適切に管理しており、利用者満足度も高いものであること。また、市有施設を一体的に管理することにより、経費の節減や窓口の集約化による利用者の利便性の向上を図っており、引き続き公社が一体的に管理することが適当であると判断されるため。

(2) 指定管理の対象となる施設のうち、大渡温水プール・トレーニングセンター、及び六供温水プールは、築20年以上が経過し老朽化が進んでいる。今後も長期的に利用していくためには、大規模改修工事が必要であり、施設のあり方について検討が必要であるため。

(3) 令和2年に東京五輪、北関東インターハイが開催予定であり、キャンプ地の誘致、会場誘致を進めている状況である。このような状況において、施設の利用調整で弾力的な運営が可能な団体（公社）を選定したいため。

しかし、(1)については、確かに同じ場所・建物でいくつかのスポーツ施設を運営している複合施設等については、施設を一体管理することの効果は認められると考えるが、市は、平成29年度のスポーツ施設の管理に関する基本協定書においてプール以外にも市有の23の施設を一体契約している。これは(1)の理由は当てはまらない。効果的な管理に関係ない施設は、いくつかの施設にグルーピング等を

してそれぞれ個別に指定管理者を選定すべきと考える。

(2) については施設の老朽化による大規模改修が必要だから、というのは指定管理者の選定に関する問題ではなく、市が検討すべき課題である。

(3) についても、東京五輪におけるキャンプ地の誘致のための施設調整、北関東インターハイにおける会場誘致等は、前橋市が検討すべき課題であって指定管理者の選定にあたって考慮すべき問題ではない。また、「施設の利用調整で弾力的な運営が可能な団体を選定したいため」というのは、市がコントロール可能な団体ということで公社を選定したものであり、非公募の理由には当たらない。施設調整等が必要であれば予め指定管理者の選定の際に要綱に規定すれば済む話である。

(改善案)

現状の 23 もの施設を一体として指定管理契約するのは、却って不合理であると考え。23 の施設については、業務の実施あるいは敷地が同じ等いくつかの施設にグルーピング等をして、そのグループごとに指定管理者を選定するのが有効と考える。そのことにより、多くの事業者が指定管理に参画することができ、施設のより効果的・効率的な運営が図れるのではないか。

② 市民プール

【施設の概要について】

(施設概要)

施設名称	市民プール		
所在地	前橋市上細井町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	指定管理（非公募）（指定管理者：公益財団法人 前橋市まちづくり公社）		

(建物の概要)

建築年度	1989年		
延床面積	1,633.06 m ²		
主構造	鉄骨造 2階建		
階数（最大）	地上 2階 地下 0階		
取得価格	831,260 千円	残存価額(※)	74,545 千円
耐用年数	35年	経過年数(※)	30年
減価償却費(※)	23,750 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

(収入・経費の概要)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	3,626 千円	1,982 千円	2,817 千円
	その他の収入	350 千円	55 千円	980 千円
	国・県等補助金	－千円	－千円	－千円
	(A)収入計	3,977 千円	2,037 千円	3,797 千円
支出	管理運営費(B)	16,097 千円	14,874 千円	22,045 千円
	臨時経費	702 千円	2,111 千円	43,394 千円
	支出計	16,799 千円	16,985 千円	65,439 千円
一般財源負担額(B-A)		12,119 千円	12,836 千円	18,247 千円
一般財源負担率		75%	86%	83%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	33,495 人	19,209 人	23,692 人
一人当たり管理運営費	481 円	774 円	930 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の概要	別表では使用料を以下のように定められている。		
	占有使用料	50メートルプール	1時間につき 2,200 円
	放送設備	一式	1時間につき 140 円
	個人利用	一般	1人1回につき 200 円
		中学生以下	1人1回につき 50 円
	コインロッカー	1個	1回につき 20 円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	3,626 千円	1,982 千円	2,817 千円
減免額	63 千円	152 千円	76 千円
減免件数	316 件	762 件	381 件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	有
愛称	G スポーツ前橋市民プール
契約者	株式会社 総合プランニング
契約期間	平成 31 年 4 月～令和 3 年 2 月 25 日
契約金額	200 千円（年額、税抜）

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

（単位：千円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	－	－	－
旅費	－	－	－
需用費	－	0	1
役務費	35	35	35
委託料	14,878	15,213	20,471
使用料及び賃借料	505	505	794
工事請負費	702	545	43,394
原材料費	－	－	－
備品購入費	－	－	－
負担金・補助及び交付金	－	－	－
その他施設管理費	－	－	－
その他施設運営費	－	－	－
管理運営人件費	676	684	741

支出合計	16,798	16,985	65,439
------	--------	--------	--------

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	3,626 千円	1,982 千円	2,817 千円
減免額	63 千円	152 千円	76 千円
(A)収入計	3,689 千円	2,134 千円	2,893 千円
支出合計(a)	16,798 千円	16,985 千円	65,439 千円
臨時経費(b)	702 千円	2,111 千円	43,394 千円
その他の収入(c)	350 千円	55 千円	980 千円
国・県等補助金(d)	-千円	-千円	-千円
減価償却費(e)	23,750 千円	23,750 千円	23,750 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	39,496 千円	38,659 千円	45,795 千円
受益者負担割合(A/B)	9%	6%	6%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

大規模な投資を必要とするプールは、民間ではなかなか容易に参加することは困難であるものの、市内には群馬県が運営する施設や民間施設もいくつか存在することから、市場性は中であると考えた。また、プールは全ての市民にとって必需的な施設であるとは言いきれないものの、市民プールは日本水泳連盟の公認プールであり、市内の学生に対して競技会場を提供するといった目的も重要であると考えられることから、行政の関与はある程度必要であり必需性は中であると考えた。以上より、望ましい受益者負担割合は 50%程度と考えた。

しかしながら、市民プールにおける実際の受益者負担割合は 10%未満であり、望ましい受益者負担割合からは程遠い状況である。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に市民プールについては、前橋市の施設として維持していく必要があるかどうかについても、早急に検討する必要もあるのではないかと（後述の「市民プールの継続について」参照のこと）。

【施設の有効活用について】

○市民プールのさらなる活用について【意見】

（現状及び問題点）

市民プールの利用者数は、平成 28 年が 31,740 人、平成 29 年が 19,209 人、平成 30 年が 23,692 人、令和元年が 18,310 人と減少傾向にある。上述の「望ましい受益者負担割合について」に記載の通り、市民プールの受益者負担割合は望ましい負担割合と比較し大幅に低い状況であることから、利用者を増やし使用料収入を増加させていくことを検討する必要があると考える。

（改善案）

例えば、市民プールは、日本水泳連盟の公認プールであるという強みがあることから、これを積極的に活用していくことが必要と考える。しかしながら、前橋市内の小学校の水泳記録会は、平成 28 年までは市民プールで実施されていたものの、平成 29 年以降は群馬県営の敷島プールで実施されている。これは屋外施設である市民プールでは、参加者の熱中症等の危険があるためである、との説明を受けた。利用者を増加させていくためには、費用対効果も検討する必要があるが、市としてなんらかの対策を検討していくことが必要ではないか。また小学校の水泳記録会以外にも、様々なイベントでの活用が行われるよう、様々な施策を検討すべきである。

○塩素タンクの修繕について【意見】

（現状及び問題点）

市民プールには塩素タンクが 2 台設置されているが、修繕を繰り返しながら使用している。また塩素タンク 2 台のうち 1 台は故障中であり、交換が必要との説明を受けた。しかしながら、これらの設備について、今後の修繕計画については今のところ立案されていない。

（改善案）

市民プールは、面積も広く市民が利用するプールであるから故障箇所があれば早めに修繕すべきである。特に塩素タンクは消毒剤のタンクであるから、優先的に修繕する必要がある。

○市民プールの継続について【意見】

（現状及び問題点）

市民プールについては、望ましい受益者負担割合と比較し実際の受益者負担割合が大幅に下回っている現状（上述の「望ましい受益者負担割合について」を参照）であるが、利用率が下げ止まらない状況（上述の「市民プールのさらなる活用について」を参照）であること、また設備維持負担が増加していくと想定される状況（上述の「塩素タンクの修繕について」を参照）が認められる。利用率が下がっている状況であるということは、市民ニーズが下がっていることであるから、それでも市として今後増加する財務的な負担を受入れながら、施設を維持する必要があるのか、早急に検討すべきではないかと考える。

（改善案）

市民プールの役割をあらためて考察し、受益者負担割合を増加させる施策（使用料の値上げ、利用率の向上）を検討しながらも、前橋市の施設として維持し続ける必要があるかどうかを検討すべきである。

③ 大渡温水プール

【施設の概要について】

(施設概要)

施設名称	大渡温水プール		
所在地	前橋市大渡町二丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	指定管理（非公募）（指定管理者：公益財団法人 前橋市まちづくり公社）		

(建物の概要)

建築年度	1990年		
延床面積	3,518.41 m ²		
主構造	鉄筋コンクリート造		
階数（最大）	地上2階 地下0階		
取得価格	1,230,850千円	残存価額(※)	520,973千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	29年
減価償却費(※)	24,617千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

(収入・経費の概要)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	43,483千円	43,082千円	35,020千円
	その他の収入	442千円	230千円	231千円
	国・県等補助金	－千円	－千円	－千円
	(A)収入計	43,925千円	43,312千円	35,252千円
支出	管理運営費(B)	100,745千円	117,258千円	91,802千円
	臨時経費	28,080千円	－千円	6,912千円
	支出計	128,825千円	117,258千円	98,714千円
一般財源負担額(B-A)		56,820千円	73,945千円	56,549千円
一般財源負担率		56%	63%	62%

(利用者数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	164,526人	164,231人	128,956人
一人当たり管理運営費	612円	714円	712円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の概要	別表では使用料を以下のように定められている。		
	占有使用料	25メートルプール	1時間につき 5,500円
	放送設備	一式	1時間につき 190円
	個人利用	一般	1人1回につき 310円
		中学生以下	1人1回につき 100円
	コインロッカー	1個	1回につき 20円
	競泳用自動計測装置		一式 3,300円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	43,483 千円	43,082 千円	35,020 千円
減免額	1,350 千円	1,434 千円	1,116 千円
減免件数	4,503 件	4,780 件	3,723 件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	ネーミングライツについては、平成 31 年 4 月より導入を検討したが、鉄骨トラス塗装ほか改修工事（契約金額 46,181 千円）があったため今回の導入は見送った。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	—	—	—
旅費	—	—	—
需用費	43	42	46
役務費	39	51	39
委託料	95,578	103,802	95,359
使用料及び賃借料	3,840	3,840	2,529
工事請負費	28,080	—	—
原材料費	—	—	—
備品購入費	568	8,838	—
負担金・補助及び交付金	—	—	—
その他施設管理費	—	—	—
その他施設運営費	—	—	—
管理運営人件費	677	685	741
支出合計	128,825	117,258	98,714

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	43,483 千円	43,082 千円	35,020 千円
減免額	1,351 千円	1,434 千円	1,117 千円
(A)収入計	44,834 千円	41,648 千円	36,137 千円
支出合計(a)	128,825 千円	117,258 千円	98,714 千円
臨時経費(b)	28,080 千円	－千円	6,912 千円
その他の収入(c)	442 千円	230 千円	232 千円
国・県等補助金(d)	－千円	－千円	－千円
減価償却費(e)	24,617 千円	24,617 千円	24,617 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	124,920 千円	141,645 千円	116,187 千円
受益者負担割合(A/B)	36%	29%	31%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

大規模な投資を必要とするプールは、民間ではなかなか容易に参加することは困難であるものの、市内には群馬県が運営する施設や民間施設もいくつか存在することから、市場性は中であると考えた。また、プールは全ての市民にとって必需的な施設であるとは言い切れないものの、大渡温水プールは日本水泳連盟の公認プールであり、市内の学生に対して競技会場を提供するといった目的も重要であると考えられることから、行政の関与はある程度必要であり必需性は中であると考えた。以上より、望ましい受益者負担割合は 50%程度と考えた。

しかしながら、大渡温水プールにおける実際の受益者負担割合は 30%前後であり、望ましい受益者負担割合を下回っている状況である。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。

大渡温水プールについては、群馬県等が実施する水泳大会の開催を積極的に受け入れており、また水泳教室をほぼ毎日開催するなど、利用者の増加について積極的に取り組んでいるとの説明を受けている。今後は、「①プール全般について」で記載した通り、使用料の設定が近隣のプール料金と比較しても低い水準にあると思われるので、使用料の単価の見直しを検討する必要があるのではないかと考える。

④ 六供温水プール

【施設の概要について】

(施設概要)

施設名称	六供温水プール		
所在地	前橋市六供町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	指定管理（非公募）（指定管理者：公益財団法人 前橋市まちづくり公社）		

(建物の概要)

建築年度	1990年		
延床面積	3,285.73 m ²		
主構造	鉄筋コンクリート造		
階数（最大）	地上2階 地下0階		
取得価格	1,497,321千円	残存価額(※)	165,939千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	29年
減価償却費(※)	29,946千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

(収入・経費の概要)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	15,718千円	23,905千円	25,209千円
	その他の収入	1,468千円	1,626千円	289千円
	国・県等補助金	－千円	－千円	－千円
	(A)収入計	17,186千円	25,532千円	25,499千円
支出	管理運営費(B)	78,718千円	90,770千円	89,042千円
	臨時経費	117,842千円	3,369千円	3,434千円
	支出計	196,560千円	94,139千円	92,476千円
一般財源負担額(B-A)		61,532千円	65,237千円	63,543千円
一般財源負担率		78%	72%	71%

(利用者数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	80,274人	122,633人	127,119人
一人当たり管理運営費	981円	740円	700円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の概要	別表では使用料を以下のように定められている。		
	占有使用料		1時間につき 5,500 円
	個人利用	一般	1人1回につき 310 円
		中学生以下	1人1回につき 100 円
コインロッカー	1個	1回につき 20 円	

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	15,718 千円	23,905 千円	25,209 千円
減免額	861 千円	1,543 千円	1,596 千円
減免件数	2,870 件	5,145 件	5,320 件

○前橋市民以外の利用者に対する使用料について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市は、令和元年 7 月 27 日から 8 月 31 日までの、六供温水プールの利用者に対してアンケートを実施した。その回答によると、利用者の 44%が市内在住者であり、残り 56%が市内在勤者・市内在学者・市外在住者であった。高崎市にも比較的近いという立地のため、前橋市民以外の利用が多いという状況であったと推察されるが、六供温水プールは前橋市が市民の税金を活用して運営している施設であり、一義的には市民に対して提供される施設であるべきであるので、市民の利用をより促進していくことが望まれる。

(改善案)

例えば、使用料に前橋市民とそれ以外の体系を設定するなど、市民の利用をより促進する施策を検討することが必要であると考えている。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	ネーミングライツについては、平成 31 年 4 月より導入を検討したが、各種改修工事（契約金額 3,435 千円）があったため今回の導入は見送った。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	—	—	—
旅費	—	—	—
需用費	7	10	25
役務費	53	53	53

委託料	77,209	89,547	87,937
使用料及び賃借料	－	－	286
工事請負費	117,842	3,370	3,434
原材料費	－	－	－
備品購入費	772	475	－
負担金・補助及び交付金	－	－	－
その他施設管理費	－	－	－
その他施設運営費	－	－	－
管理運営人件費	677	684	741
支出合計	196,560	94,139	92,476

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	15,718 千円	23,905 千円	25,209 千円
減免額	861 千円	1,543 千円	1,596 千円
(A)収入計	16,579 千円	25,448 千円	26,805 千円
支出合計(a)	196,560 千円	94,139 千円	92,476 千円
臨時経費(b)	117,842 千円	3,369 千円	3,434 千円
その他の収入(c)	1,468 千円	1,626 千円	289 千円
国・県等補助金(d)	－千円	－千円	－千円
減価償却費(e)	29,946 千円	29,946 千円	29,946 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	107,196 千円	119,090 千円	118,699 千円
受益者負担割合(A/B)	16%	21%	23%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

大規模な投資を必要とするプールは、民間ではなかなか容易に参加することは困難であるものの、市内には群馬県が運営する施設や民間施設もいくつか存在することから、市場性は中であると考えた。また、プールは全ての市民にとって必需的な施設であるとは言いきれず、特に六供温水プールはレジャータイプのプール施設であることから、行政の関与の必要性は低く、必需性は小であると考えた。以上より、望ましい受益者負担割合は75%程度と考えた。

しかしながら、六供温水プールにおける実際の受益者負担割合は20%台であり、望ましい受益者負担割合からは程遠い状況である。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に六供温水プールについては、前橋市の施設として維持していく必要があるかどうかについても、早急に検討する必要もあるのではないかと(後述の「六供温水プールの継続について」参照のこと)。

【施設の有効活用について】

○六供温水プールの継続について【意見】

(現状及び問題点)

六供温水プールは、市の下水道施設の改修工事のため令和6年度末(令和7年3月末)までに解体を予定しており、その後の計画については、監査実施時には未定であるとの説明を受けた。

折しも群馬県が所管する敷島公園プールについては、監査時点において、県により今後の施設のあり方について検討がなされている状況である。前橋市としても、県による検討結果を踏まえた上で、今後のプール整備の方針を検討していく必要があるのではないかと考える。

(改善案)

今後の個別計画を策定するにあたっては、群馬県との協議を検討するほか、民間活力の活用や既存プールとの機能統合による整備コストの縮減や収支の改善を検討することが考えられる。例えば、群馬県との関係においては、群馬県が施設を建設しこれを前橋市が無償で借り受けることにすれば、建設に係る初期費用は群馬県が負担し、維持費用は前橋市が負担する、といった費用負担の分担ということも考えられる。

いずれにせよ、従来のようなレジャータイプのプールは、前橋市だけで設置・運営していくのは財政面から非常に困難が伴うのではないかと考える。六供温水プールが果たしていた役割をあらためて考察し、上述の様な施策を検討するなかで、同種の施設を維持し続ける必要があるかどうかを慎重に検討すべきである。

⑤ 宮城プール

【施設の概要について】

(施設概要)

施設名称	宮城プール		
所在地	前橋市鼻毛石町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	指定管理（非公募）（指定管理者：公益財団法人 前橋市まちづくり公社）		

(建物の概要)

建築年度	2001年		
延床面積	1,044.06 m ²		
主構造	鉄筋コンクリート造		
階数（最大）	地上1階 地下0階		
取得価格	1,228,878千円	残存価額(※)	555,409千円
耐用年数	50年	経過年数(※)	18年
減価償却費(※)	24,577千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

※取得価格は体育館も含めた金額である。

○移動式屋根の破損について【意見】

(現状及び問題点)

宮城プールの屋根は移動式になっており開閉が可能となっているが、平成25年度（平成26年2月）の大雪の際に天井のビニールシートが破れてしまい、以来、屋根は開けたままで開閉動作は行っていない。現状では開閉部分が錆びてしまっているが、専門の業者によると、さび付いた部分は開閉すると壊れる危険があるのでむしろ開閉はしない方がよいとの意見があったとのことである。しかし、いつまでもこのような状況にしておくことは、破損等による落下も想定され、利用者の安全上問題があるのではないかと考える。

(改善案)

宮城プールのあり方について検討（下記「宮城プールのあり方について」を参照）しながら、必要な対応を早急に検討すべきである。

(収入・経費の概要)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	198千円	145千円	232千円
	その他の収入	－千円	－千円	－千円
	国・県等補助金	－千円	－千円	－千円

	(A)収入計	198 千円	145 千円	232 千円
支出	管理運営費(B)	3,507 千円	3,595 千円	3,498 千円
	臨時経費	－千円	－千円	－千円
	支出計	3,507 千円	3,595 千円	3,498 千円
一般財源負担額(B-A)		3,309 千円	3,450 千円	3,266 千円
一般財源負担率		94%	96%	93%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	1,860 人	1,337 人	1,560 人
一人当たり管理運営費	1,886 円	2,689 円	2,243 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の概要	別表では使用料を以下のように定められている。		
	占有使用料		1 時間につき 2,200 円
	個人利用	一般	1 人 1 回につき 200 円
		中学生以下	1 人 1 回につき 50 円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	198 千円	145 千円	232 千円
減免額	0 千円	－千円	0 千円
減免件数	3 件	－件	2 件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	ネーミングライツについては、導入が決定し、公募をしたが、これに応じる企業がなかった。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	－	－	－
旅費	－	－	－
需用費	－	－	0
役務費	26	27	27

委託料	2,804	2,883	2,730
使用料及び賃借料	－	－	－
工事請負費	－	－	－
原材料費	－	－	－
備品購入費	－	－	－
負担金・補助及び交付金	－	－	－
その他施設管理費	－	－	－
その他施設運営費	－	－	－
管理運営人件費	677	685	741
支出合計	3,507	3,595	3,498

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	198 千円	145 千円	232 千円
減免額	0 千円	－千円	0 千円
(A)収入計	198 千円	145 千円	232 千円
支出合計(a)	3,507 千円	3,595 千円	3,498 千円
臨時経費(b)	－千円	－千円	－千円
その他の収入(c)	－千円	－千円	－千円
国・県等補助金(d)	－千円	－千円	－千円
減価償却費(e)	24,577 千円	24,577 千円	24,577 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	28,084 千円	28,172 千円	28,075 千円
受益者負担割合(A/B)	1%	1%	1%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

大規模な投資を必要とするプールは、民間ではなかなか容易に参加することは困難であるものの、市内には群馬県が運営する施設や民間施設もいくつか存在することから、市場性は中であると考えた。また、プールは全ての市民にとって必需的な施設であるとは言い切れないものの、宮城プールは隣接する宮城中学校に対する施設であるという役割も大きく、行政の関与はある程度必要であり必需性は中であると考えた。以上より、望ましい受益者負担割合は50%程度と考えた。

しかしながら、宮城プールにおける実際の受益者負担割合は 1%前後であり、望ましい受益者負担割合からは程遠い状況である。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に宮城プールについては、そのあり方を検討し、どのように施設を維持していくのかを検討していく必要があるのではないかと考える。

【施設の有効活用について】

○宮城プールのあり方について【意見】

(現状及び問題点)

宮城プールは、常温のプールであり、開館時期は夏季のみである。また、月曜日から金曜日までの平日は隣接する宮城中学校の生徒のみを対象として開館しており、一般の人を対象とした開館は、土曜日と日曜日、祝日のみである。過去3年間の中学生の利用者と一般の利用者の状況は下表のとおりである。

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
中学生	1,100 人	82%	1,430 人	92%	900 人	84%
一般	237 人	18%	130 人	8%	173 人	16%
総計	1,337 人		1,560 人		1,073 人	

上述の通り、利用者の割合から考えると実質的には宮城中学校の施設としての役割が大きいものと考えられる。

(改善案)

現在は、スポーツ施設として一般の利用者を対象として開館しているが、利用者の内訳は中学生の利用が圧倒的に多く、一般の利用者も近隣の人のみであることを考えると、スポーツ施設ではなくむしろ学校施設としての管理に変更していくことが望ましいのではないかと考える。一般の利用者に対しては、その中で一部開放していく方がよいのではないかと考える。

⑥ 前橋総合運動公園コミュニティプール（文化スポーツ観光部スポーツ課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	前橋総合運動公園コミュニティプール		
所管課	文化スポーツ観光部スポーツ課		
所在地	前橋市荒口町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	指定管理（非公募）（指定管理者：公益財団法人 前橋市まちづくり公社）		
関係法令	前橋市公園条例		
設置目的	市民の体育・スポーツ活動及びレクリエーション活動を推進し、明るく健康的な市民生活の充実を図るため。		
主な事業内容・業務内容	施設の管理運営 各種スポーツ教室の開催		

前橋総合運動公園は、市民がスポーツを通じて交歓し合える場として、昭和 55 年度から整備された公園である。園内には、プールをはじめ、球場、テニスコート、陸上競技・サッカー場、釣り池、自由広場、軽スポーツ場などがあり、各種スポーツ大会に利用できる総合公園として整備されている。

（建物の概要）

建築年度	1989 年		
延床面積	2,450 m ²		
主構造	鉄筋コンクリート造		
階数（最大）	地上 2 階 地下 0 階		
取得価格	627,000 千円	残存価額(※)	141,049 千円
耐用年数	50 年	経過年数(※)	30 年
減価償却費(※)	12,540 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

○移動式屋根の破損について【意見】

（現状及び問題点）

前橋総合運動公園コミュニティプールは、建設から既に 30 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。特にプールの屋根は開閉式になっているが、夏でも日焼けを防ぐ観点から屋根は開かないで欲しいという市民の声を受け、ここ数年は屋根の開閉を行っていない。その為開閉部分が錆びてしまっている。専門の業者によると、さび付いた部分は開閉すると壊れる危険があるのでむしろ開閉はしない方がよいとの意見であった。しかし、屋根についている照明の電球の交換は、屋根の開閉操作が必要であり、今後電球が切れてしまった場合の対応が大掛かりになる状況が想定される。また破損等による落下も想定され、利用者の安全上も問題があるのではないかとと思われる。

（改善案）

前橋総合運動公園コミュニティプールのあり方について検討しながら、必要な対応を検討することが望まれる。

○稼働していないろ過槽の存在について【意見】

(現状及び問題点)

前橋総合運動公園コミュニティプールの南側に広い地続きの芝生エリアがあり、夏の期間は日光浴やボール遊び等ができるようになっている。当該プールを開設した当初、この場所には2期工事により流水プールを建設する予定であったとのことである。しかし予算を確保することができず計画は頓挫している。ろ過槽や給湯器は本来のプールと流水用のプールと2基設置されているが、開設以来ろ過槽は1つしか稼働したことがなく、もう1つのろ過槽は稼働しないままとなっている。

今後も流水プールが設置される予定はなく、予備としての活用も不可能であるとの説明を受けた。結果として、1つのろ過槽が無駄な設備となっている。

(改善案)

当初計画時の設定が甘い結果、無駄な設備投資が行われてしまったことから、今後の計画にあたってはより綿密な計画が望まれる。

(収入・経費の概要)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	23,243 千円	24,561 千円	24,063 千円
	その他の収入	3,446 千円	849 千円	1,130 千円
	国・県等補助金	- 千円	- 千円	- 千円
	(A)収入計	26,689 千円	25,411 千円	25,193 千円
支出	管理運営費(B)	144,296 千円	140,362 千円	142,393 千円
	臨時経費	2,905 千円	20,822 千円	44,644 千円
	支出計	147,201 千円	161,185 千円	187,037 千円
一般財源負担額(B-A)		117,606 千円	114,950 千円	117,199 千円
一般財源負担率		82%	82%	82%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	200,441 人	223,667 人	204,399 人
一人当たり管理運営費	720 円	628 円	697 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の概要	別表では使用料を以下のように定められている。		
	占有使用料		1 時間につき 5,500 円
	個人利用	一般	1 人 1 回につき 310 円

	中学生以下 コインロッカー 1個	1人1回につき100円 1回につき20円
--	---------------------	-------------------------

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料	23,243千円	24,561千円	24,063千円
減免額	684千円	753千円	765千円
減免件数	2,281件	2,511件	2,552件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	ネーミングライツについては、導入が決定し、公募をしたが、これに応じる企業がなかった。プールは、一般利用者については子供が多く、大人の利用は一定の限られたリピーターが多いためか、競技大会等の開催されるプールについては応募があったが競技大会等が開催されないプールについては、応募がなかった。企業側もネーミングライツに関する契約金額を支払うだけの効果があるか否か検討した結果と思われる。

○ネーミングライツの応募がないことの分析について【意見】

（現状及び問題点）

前橋総合運動公園のコミュニティプールについても、ネーミングライツの導入を決定し、公募をおこなった。しかしながら応募が1件もない結果となった。担当課によれば、競技大会等が開催されないプールについては、ネーミングライツとしても魅力が低いためと分析している。しかしながら、前橋総合公園内に存在するテニスコートや、野球場、サッカー場についてはネーミングライツに対する応募があり、総合運動公園という広く市民が利用する施設であることを鑑みると一概に魅力が低いとも言えないと考える。

（改善案）

ネーミングライツへの応募がなかった原因をより深く分析することが望まれる。もし施設としての魅力がないということであれば、魅力ある施設づくりを検討し対策を行うことが望まれる。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

（単位：千円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
報償費	—	—	—
旅費	—	—	—
需用費	10	27	26
役務費	38	38	38

委託料	141,520	138,878	141,629
使用料及び賃借料	252	252	539
工事請負費	2,905	20,822	42,284
原材料費	－	－	－
備品購入費	1,797	482	1,778
負担金・補助及び交付金	－	－	－
その他施設管理費	－	－	－
その他施設運営費	－	－	－
管理運営人件費	676	685	741
支出合計	147,201	161,185	187,037

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	23,243 千円	24,561 千円	24,063 千円
減免額	684 千円	753 千円	765 千円
(A)収入計	23,927 千円	25,314 千円	24,828 千円
支出合計(a)	147,201 千円	161,185 千円	187,037 千円
臨時経費(b)	2,905 千円	20,822 千円	44,644 千円
その他の収入(c)	3,446 千円	849 千円	1,130 千円
国・県等補助金(d)	－千円	－千円	－千円
減価償却費(e)	12,540 千円	12,540 千円	12,540 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	153,390 千円	152,054 千円	153,803 千円
受益者負担割合(A/B)	16%	17%	16%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

大規模な投資を必要とするプールは、民間ではなかなか容易に参加することは困難であるものの、市内には群馬県が運営する施設や民間施設もいくつか存在することから、市場性は中であると考えた。また、プールは全ての市民にとって必需的な施設であるとは言い切れないものの、様々な運動施設が総合的に配置された総合運動公園内にあるという趣旨を鑑みるに、行政の関与はある程度必要であり、必需性は中であると考えた。以上より、望ましい受益者負担割合は50%程度と考えた。

しかしながら、前橋総合運動公園コミュニティプールにおける実際の受益者負担割合は15%程度であり、望ましい受益者負担割合からは程遠い状況である。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特にコミュニティプールについては、前橋市の施設として維持していく必要があるかどうかについても、早急に検討する必要もあるのではないか。

【施設の有効活用について】

特記すべき事項はない。

(10) グリーンドーム前橋 (産業経済部公営事業課)

【施設の概要について】

(施設概要)

施設名称	グリーンドーム前橋		
所管課	産業経済部公営事業課		
所在地	前橋市岩神町一丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営		
関係法令	都市公園法 自転車競技法 グリーンドーム前橋の設置及び管理に関する条例		
設置目的	前橋公園整備構想の中核施設・コンベンション施設として、見本市・展示会・セミナー等を通じて、前橋市における産業及び文化・スポーツの振興を図り、活力に満ちた魅力ある都市づくりに寄与すること		
主な事業内容・業務内容	施設の貸出し(メインイベントエリア(5000㎡)、サブイベントエリア(900㎡)、会議室(15室)) 競輪の開催		

グリーンドーム前橋は、前橋公園内に設置していた前橋競輪場を移転した施設であり、また展示会・式典開催等の機能を備えた複合型コンベンション施設としての機能も有した施設でもある。なお令和2年度より、競輪開催事業を民間に一括委託することとした。

(建物の概要)

建築年度	1990年		
延床面積	60,302.19㎡		
主構造	SRC造		
階数(最大)	地上6階 地下1階		
取得価格	18,009,830千円	残存価額(※)	6,177,204千円
耐用年数	47年	経過年数(※)	28年
減価償却費(※)	380,940千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

※耐用年数・経過年数は代表的な建物について記載している。

(収入・経費の概要)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	35,126千円	33,267千円	40,317千円
	その他の収入	15,895,616千円	17,655,820千円	15,942,270千円
	国・県等補助金	0千円	0千円	0千円

	(A)収入計	15,930,743 千円	17,689,088 千円	15,982,588 千円
支出	管理運営費(B)	15,659,828 千円	17,339,325 千円	15,615,081 千円
	臨時経費	21,744 千円	44,179 千円	6,267 千円
	支出計	15,681,572 千円	17,383,504 千円	15,621,348 千円
一般財源負担額(B-A)		0 千円	0 千円	0 千円
一般財源負担率		0%	0%	0%

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外(競輪)車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	543,212 人	626,617 人	495,766 人
一人当たり管理運営費	28,828 円	27,671 円	31,497 円

※利用者数には貸会議室利用者は含まない。

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	グリーンドーム前橋の設置及び管理に関する条例 第 7 条 グリーンドーム前橋の設置及び管理に関する条例施行規則 第 8 条
使用料の概要	使用料(条例第 7 条)(下記「使用料について」参照) 付属設備使用料(施行規則第 8 条)
使用料の設定根拠、見直しの状況	他の類似施設を基準に、立地条件や施設の規模を考慮して積算している。 消費増税に伴う改定以外は見直しなし。
使用料減免の有無	有
減免の概要	市長が「特に必要があると認めるとき」には使用料の減免可(条例第 9 条) *取扱い…災害その他の緊急時・自転車競技の振興等
減免内容の設定根拠、見直しの状況	前運営者(財団法人グリーンドーム前橋)の基準を踏襲している。 自転車競技の振興、地域経済への寄与等の観点から設定している。 見直しはなされていない。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	35,126 千円	33,267 千円	40,317 千円
減免額	163,464 千円	215,163 千円	301,288 千円
減免件数	54 件	55 件	48 件

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外(競輪)車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

(使用料について (一部のみ記載))

(1) メインイベントエリア (アリーナ面積 5,000 m²)

(単位：円)

使用目的区分	使用区分		使用料金	準備・撤去料金
入場料を徴収しない場合	全面	平日	550,000	187,000
		土・日・祝	660,000	220,000
	2/3	平日	366,660	124,660
		土・日・祝	440,000	146,660
	1/2	平日	275,000	93,550
		土・日・祝	330,000	110,000
入場料を徴収する場合	全面	平日	1,650,000	825,000
		土・日・祝	2,475,000	1,232,000

[注：メインイベントエリア]

1. 会場使用料は、メインイベントエリア1日についての使用料金です。
2. 1日の会場利用時間は9時から22時までです。
なお、利用時間の延長による使用料は、1時間につき、当該使用料の10%の割増料金を申し受けます。
3. 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等の入場することに関し徴収される入場の対価その他これらに類するものをいいます。
4. 入場料を徴収しない場合であっても、展示品の販売等営利宣伝の目的で利用する場合は、当該基本使用料の10%の割増料金を申し受けます。
5. 附属設備使用料は、別に定める使用料を別途申し受けます。
6. 光熱水費は、別途に実費を申し受けます。
7. 舞台等の設営撤去作業費及び清掃費等は、指定業者より別途請求させていただきます。
8. 記載使用料には、消費税及び地方消費税相当額(円未満切り捨て)を含みます。

(2) サブイベントエリア

(単位：円)

階層	面積 (m ²)	収容人員 (人)	使用目的	利用料金			
				午前 9時~12時	午後 13時~17時	夜間 18時~22時	終日 9時~22時
地下1階	900	1,000	営利	43,990	66,000	66,000	175,990
			非営利	29,330	44,000	44,000	117,330

(3) 会議室

(単位：円)

階層	室名	面積 (m ²)	収容人員 (人)	利用料金			
				午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	終日 9時～22時
1階	101会議室	140	34	4,400	6,600	6,600	17,600
	102会議室	90	54	3,300	4,400	4,400	12,100
	103会議室	90	54	3,300	4,400	4,400	12,100
	104会議室	145	72	4,400	6,600	6,600	17,600
2階	201会議室	25	12	1,100	2,200	2,200	5,500
	202会議室	45	24	1,100	2,200	2,200	5,500
	203会議室	25	12	1,100	2,200	2,200	5,500
5階	501会議室	40	24	1,100	2,200	2,200	5,500
	502会議室	40	24	1,100	2,200	2,200	5,500
	503会議室	40	24	1,100	2,200	2,200	5,500
	504会議室	35	18	1,100	2,200	2,200	5,500
	505会議室	65	27	1,100	2,200	2,200	5,500
	506会議室	70	30	1,100	2,200	2,200	5,500
	507会議室	105	28	1,100	2,200	2,200	5,500
6階	601会議室	70	30	1,100	2,200	2,200	5,500

〔注：サブイベントエリア・会議室〕

1. 使用時間は、9時から22時までです。使用時間の延長はできません。
2. 2階・5階・6階の会議室利用は、メインイベントエリア利用の場合のみ可能となります。
3. 102会議室、103会議室、104会議室は一体としての利用が可能です。
4. 会議室を、販売・入場料徴収・営利宣伝の目的で使用する場合（営利）の使用料金は、上表に定める使用料の50%の割増料金を申し受けます。
5. 附属設備使用料は、別に定める使用料を別途申し受けます。
6. 利用後の汚れが著しい場合は、別途に清掃費を申し受けます。
7. 記載使用料には、消費税及び地方消費税相当額（円未満切り捨て）を含みます。

○施設評価調書等の使用料の数値について【意見】

（現状及び問題点）

前橋市は施設評価調書を作成し、施設ごとの概要、人員、利用者数、経費、財源等を把握することで、施設の効率性や必要性を検証することとしている。グリーンドーム前橋の数値について検証したところ、施設評価調書に記載されている数値は、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所の3施設での発生額を合算し、これを各施設の面積で按分した数字のため、実際に各施設で支出した数字とは異なる、との説明を受けた。

なおグリーンドーム前橋の固有の使用料（メインイベントエリア使用料、サブイベントエリア使用料、会議室使用料、附属設備使用料など）については、以下の通りである。

使用料	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
評価調書の数	35,126 千円	33,267 千円	40,317 千円
実際の数	46,659 千円	40,969 千円	49,489 千円

(改善案)

各施設の評価を正しく行う観点から、各施設の収入等については、共通部分と固有部分に分けて把握し、固有部分については個別に集計した金額にて施設評価調書を作成すべきである。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	有
愛称	ヤマダグリーンドーム前橋
契約者	株式会社ヤマダ電機
契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日
契約金額	36,000,000 円 (年額 12,000,000 円)

平成 26 年に、「平成 26 年 4 月 1 日から 5 年間以上」「年額 1,000 万円以上」「『グリーンドーム』『前橋』の愛称を使用すること」を条件にネーミングスポンサーの公募を行った。その結果 2 社より応募があり、選定委員会 (委員 5 名) により 5 つの審査項目に従って審査を行った結果、現在の契約者に優先交渉権が付与され、契約に至った。

なお旧契約においては更新時の優先交渉権が定められていたため、現在の契約においても従来の契約者が更新となったが、「期間は 3 年間」「契約金額は維持」「次回更新時の優先交渉権はなし」と内容が一部変更されている。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	511,222	536,977	529,567
旅費	2,647	2,483	1,996
需用費	195,093	180,925	186,430
役務費	146,876	154,556	149,322
委託料	1,156,733	932,345	871,567
使用料及び賃借料	453,871	463,871	358,994
工事請負費	21,744	44,179	6,267
原材料費	0	0	0
備品購入費	4,497	6,527	4,688
負担金・補助及び交付金	877,426	1,095,218	1,446,915
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	12,188,237	13,842,613	11,904,052
管理運営人件費	123,221	123,805	161,545
支出合計	15,681,572	17,383,504	15,621,545

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

○施設ごとの数値の把握について【意見】

（現状及び問題点）

前橋市は施設評価調書を作成し、施設ごとの概要、人員、利用者数、経費、財源等を把握することで、施設の効率性や必要性を検証することとしている。グリーンドーム前橋の数値について検証したところ、施設評価調書に記載されている数値は、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所の3施設での発生額を合算し、これを各施設の面積で按分した数字のため、実際に各施設で支出した数字とは異なる、との説明を受けた。

グリーンドーム前橋については、競輪事業の収入および支出が大部分を占めており、この事業に関しては3つの施設が複合的に関わっていることから、施設ごとの金額を算出することが困難な部分もあると思われる。しかしながら、各施設固有の収入、例えばグリーンドーム前橋におけるイベントエリア使用料や、競輪選手宿舎兼市民研修所の研修施設利用料などもあることから、これらの使用料の妥当性を検証する意味でも、可能な限り各施設で発生している数値を把握することが必要であると考えます。

またグリーンドーム前橋にはコンベンション施設としての側面もある。同様の趣旨から、可能な限りコンベンション施設としての経費についても把握することが望まれる。

（改善案）

施設評価調書は施設毎の評価検討を行う基礎資料であることから、可能な限り、個々の施設の収入および経費を記載するべきである。例えば各施設の収入や経費を共通部分と固有部分に分けて把握し、共通部分については面積按分等が許容されるものの、固有部分については個別に集計した金額にて施設評価調書を作成すべきである。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	35,126 千円	33,267 千円	40,317 千円
減免額	163,464 千円	215,163 千円	301,288 千円
(A)収入計	198,590 千円	248,430 千円	341,605 千円
支出合計(a)	15,659,828 千円	17,339,325 千円	15,615,081 千円
臨時経費(b)	21,744 千円	44,179 千円	6,267 千円
その他の収入(c)	15,895,616 千円	17,655,820 千円	15,942,270 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	380,940 千円	380,940 千円	380,940 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	123,408 千円	20,266 千円	47,484 千円
受益者負担割合(A/B)	161%	1226%	719%

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、

競輪選手宿舍兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

※支出額合計及びその他の収入には、競輪事業の支出（払戻返還金など）及び収入（勝者投票券販売収入）がそれぞれ含まれている。

競輪関係施設（グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舍兼市民研修所）については、面積按分で評価調書が作成されており、実際の施設毎の収入および支出が把握されていない（上述「施設ごとの数値の把握について」参照）。そこで全体としての受益者負担割合を検討するため、以下の通り、3施設の数値を合算して受益者負担割合を再算定した。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	43,259	40,969	49,652
減免額	163,464	215,163	301,288
(A)収入計	206,723	256,132	350,940
支出合計(a)	19,312,281	21,408,256	19,214,872
臨時経費(b)	26,778	54,408	21,878
その他の収入(c)	19,575,882	21,743,621	19,633,338
国・県等補助金(d)	0	0	0
減価償却費(e)	543,671	543,671	543,671
(B=a-b-c-d+e)経費計	253,292	153,898	103,327
受益者負担割合(A/B)	81%	166%	339%

グリーンドーム前橋は、競輪事業としての施設の側面と、コンベンション施設としての側面がある。競輪事業は市の収益事業に位置付けられることから、発生する全ての経費を収入で賄うのが原則であり、受益者負担割合の考え方がなじまないと考える。よって、ここではコンベンション施設としての受益者負担割合について検討する。

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

大規模な投資を必要とするコンベンション施設は、民間ではなかなか容易に参加することは困難であるものの、市内には群馬県が運営する施設や民間施設もいくつか存在することから、市場性は中であると考えた。また、コンベンション施設は全ての市民にとって必需的な施設であるとは言い切れないものの、前橋市における産業及び文化・スポーツの振興を図るという設置趣旨から、行政の関与はある程度必要であり必需性は中であると考えた。以上より、望ましい受益者負担割合は50%程度と考えた。

実際の受益者負担の算定にあたっては、競輪事業に関する部分とコンベンション施設に関する部分を明確に分けることができないため、厳密な比較を行うことができなかったが、両者を合算した受益者負担割合としてみても平成29年度及び平成30年度においては100%を超過していることから、望ましい受益者負担割合は満たしているものとする。

しかしながら、コンベンション施設としての適切な使用料が設定されているかどうか等の観点から、コンベンション施設としての分析を行えるような金額の集計を行っていくことが望まれる（上述の「施設ごとの数値の把握について」の記載を参照）。

【施設の有効活用について】

○利用者向上策の検討について【意見】

（現状及び問題点）

グリーンドーム前橋の目的別利用者数、メインイベントエリアの使用内容は以下の通りである。

【入場者】

年度	使用目的別	見本市・展示会		集会・式典		音楽・芸能		スポーツ・競輪		計	
		件数	入場者数	件数	入場者数	件数	入場者数	件数	入場者数	件数	入場者数
H30	メイン	4	24,998	4	8,752	3	45,028	133	376,641	144	455,419
	サブ	14	13,011	45	15,280	3	600	8	11,456	70	40,347
H31 (R1)	メイン	6	65,155	4	9,026	1	18,000	89	272,517	100	364,658
	サブ	14	11,359	26	13,304	1	250	6	8,666	47	33,579

※メインは「メインイベントエリア」、サブは「サブイベントエリア」を指す。

※平成 28 年度…合計 54 万人 平成 29 年度…合計 62 万人

※平成 30 年度は 6～9 月の間は休館（ESCO 事業のため）

【メインイベントエリア使用内容（H31 年度）】

使用内容区分	件数	準備	本番	撤去	使用日数	入場者数
見本市・展示会	6	7	7	0	14	65,115
集会・式典	4	2	3	0	5	9,026
音楽・芸能	1	3	2	0	5	18,000
スポーツ	6	0	0	0	0	1,087
競輪	81	23	162	0	185	271,430
合計	98	35	174	0	209	364,658

※サブイベントエリアの入場者数は計 35,714 人

※1 階会議室の入場者数は計 10,179 人

グリーンドーム前橋の利用者数は、現状では競輪事業が大多数を占めると考えられるが、昨今の公営ギャンブルの人気低迷により入場者数が減少傾向にある。前橋市においては、ミッドナイト競輪（21 時～23 時）、ナイター競輪（15 時～20 時）の導入や、競輪開催事業の民間委託を令和 2 年度から開始しサービス面の充実を目指しているが、引き続きの利用者確保が課題であるとする。

またコンベンション事業としても、新型コロナウイルス感染拡大の影響から各種イベントの減少、近隣の競合施設の整備などの影響を受け、利用者が伸び悩んでいくことが予測される。

（改善案）

引き続きの利用者を確保するための施策の検討が望まれる。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

平成 29 年度の包括外部監査において、以下のとおり意見が出された。対応状況については以下のとおりである。

寛仁親王牌・世界選手権記念トーナメント及び式典の様子についてアルバムを作成することが慣例となっているが、仕様書に明記されていない。アルバムを作成することを本事業の仕様書に明記すべきである。

平成 30 年度の仕様書には記載されており、改善されているものと判断した。

前橋市競輪イベント業務完了後、イベント写真の提出が仕様書に明記されているが、提出を受けていない。仕様書で定められていることであり、業務完了時に適切に確認すべきである。また、写真提出について必要性がないのであれば、仕様書を改定することも考えられる。

平成 30 年度では仕様書に記載の通り業務が履行されており、改善されているものと判断した。

本事業（特別競輪の警備）では、通常競輪の警備業者と改めて随意契約している。特別競輪の警備分も含めて通常競輪の警備の指名競争入札が実施可能かどうか検討することが望ましい。

実施可能かどうか検討を行ったが、特別競輪の警備業務は、開催直前に警備計画等が決まってくるため、年度当初の段階で実施される通常競輪の警備業務の業者選定手続の段階では業務内容を特定ないことから、これと併せて手続を実施することが困難であるとの説明を受けた。

(11) 館林場外（競輪）車券売場（産業経済部公営事業課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	館林場外（競輪）車券売場		
所管課	産業経済部公営事業課		
所在地	館林市赤生田町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	一部所有
運営形態	直営		
関係法令	自転車競技法		
設置目的	経済産業大臣の許可を受け、車券の発売等の用に供する施設として設置		
主な事業内容・業務内容	競輪場外車券の発売業務		

（建物の概要）

建築年度	1999年		
延床面積	9822.57 m ²		
主構造	S造		
階数（最大）	地上2階 地下1階		
取得価格	3,907,265千円	残存価額(※)	1,462,137千円
耐用年数	31年	経過年数(※)	19年
減価償却費(※)	128,981千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	5,710千円	5,408千円	6,554千円
	その他の収入	2,584,016千円	2,870,158千円	2,591,600千円
	国・県等補助金	0千円	0千円	0千円
	(A)収入計	2,589,726千円	2,875,566千円	2,598,154千円
支出	管理運営費(B)	2,545,686千円	2,818,708千円	2,512,151千円
	臨時経費	3,534千円	7,181千円	12,198千円
	支出計	2,549,221千円	2,825,889千円	2,524,349千円
一般財源負担額(B-A)		0千円	0千円	0千円
一般財源負担率		0%	0%	0%

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(評価調書上)	1,239,138 人	1,193,855 人	634,305 人
一人当たり管理運営費	2,054 円	2,361 円	3,960 円

※上記数値は評価調書に記載されている数値である。

○施設評価調書等の利用者の誤記について【監査の結果】

(現状及び問題点)

前橋市は施設評価調書を作成し、施設ごとの概要、人員、利用者数、経費、財源等を把握することで、施設の効率性や必要性を検証することとしている。しかしながら、平成 28 年度及び平成 29 年度の評価調書上に記載されている利用者数が、実際の人数よりも多く記載されていた。

利用者数	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
評価調書の数	1,239,138 人	1,193,855 人	634,305 人
実際の数	683,200 人	682,467 人	634,305 人

(改善案)

各施設の評価を正しく行う観点から、正しい数値が記載されるよう確認されることが望まれる。

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市自転車競走実施規則 第 63 条 (2)
使用料の概要	特別席 2000 円 (午後 4 時以降に入場する場合にあっては 500 円) ※上記席以外の入場料は無料
使用料の設定根拠、見直しの状況	競輪新聞 (500 円程度)、自動販売機利用等の経費から積算している。 見直しなし。
使用料減免の有無	無

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	5,710 千円	5,408 千円	6,554 千円
減免額	0 円	0 円	0 円
減免件数	0 件	0 件	0 件

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外(競輪)車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

○施設評価調書等の使用料の数値について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市は施設評価調書を作成し、施設ごとの概要、人員、利用者数、経費、財源等を把握することで、施設の効率性や必要性を検証することとしている。館林場外(競輪)車券売場の数値について検証した

ところ、施設評価調書に記載されている数値は、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舍兼市民研修所の3施設での発生額を合算し、これを各施設の面積で按分した数字のため、実際に各施設で支出した数字とは異なる、との説明を受けた。

なお館林場外（競輪）車券売場の固有の使用料（特別席入場料）については、以下の通りである。

使用料	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
評価調書の数	5,710 千円	5,408 千円	6,554 千円
実際の数	19,975 千円	18,779 千円	17,669 千円

（改善案）

各施設の評価を正しく行う観点から、各施設の収入等については、共通部分と固有部分に分けて把握し、固有部分については個別に集計した金額にて施設評価調書を作成すべきである。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	有
愛称	ケイドリームス・ドーム館林
契約者	株式会社ケイドリームス
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 33（2021）年 3 月 31 日
契約金額	1,650,000 円（年額 550,000 円）

平成 26 年に、「平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間以上」「年額 50 万円以上」「ウインドーム館林の愛称も使用すること」を条件にネーミングスポンサーの公募を行った。その結果 2 社より応募があり、選定委員会（委員 3 名）により 4 つの審査項目に従って審査を行った結果、現在の契約者に優先交渉権が付与され、契約に至った。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

（単位：千円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	83,105	87,291	86,087
旅費	430	403	324
需用費	31,714	29,411	30,306
役務費	23,876	25,125	24,274
委託料	188,040	151,563	141,683
使用料及び賃借料	73,781	75,407	58,358
工事請負費	3,534	7,181	12,198
原材料費	0	0	0
備品購入費	731	1,061	762
負担金・補助及び交付金	142,635	178,040	235,212
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	1,967,964	2,237,679	1,935,141

管理運営人件費	33,406	32,723	0
支出合計	2,549,221	2,825,889	2,524,349

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	5,710 千円	5,408 千円	6,554 千円
減免額	0 円	0 円	0 円
(A)収入計	5,710 千円	5,408 千円	6,554 千円
支出合計(a)	2,549,221 千円	2,825,889 千円	2,524,349 千円
臨時経費(b)	3,534 千円	7,181 千円	12,198 千円
その他の収入(c)	2,584,016 千円	2,870,158 千円	2,598,154 千円
国・県等補助金(d)	0 円	0 円	0 円
減価償却費(e)	128,981 千円	128,981 千円	128,981 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	90,652 千円	77,531 千円	42,978 千円
受益者負担割合(A/B)	6%	7%	15%

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

競輪関係施設（グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舎兼市民研修所）については、面積按分で評価調書が作成されており、実際の施設毎の収入および支出が把握されていない。そこで3施設を合算して、全体としての受益者負担割合を検討した。（「(11)グリーンドーム前橋」の記載を参照のこと。）

(12) 競輪選手宿舎兼市民研修所（産業経済部公営事業課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	競輪選手宿舎兼市民研修所		
所管課	産業経済部公営事業課		
所在地	前橋市総社町二丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	一部所有
運営形態	直営		
関係法令	自転車競技法		
設置目的	自転車競技法に基づいて行う自転車競技の適正な運営を図るため、外部との面会禁止が可能な選手宿舎と設置		
主な事業内容・業務内容	選手の競技参加期間中の宿泊及び施設管理、食事管理、清掃業務 * 前橋競輪本場開催期間以外は市主催事業等に参加する者への貸出		

この施設は、自転車競技法に基づく経済産業大臣からの通達（指針）により、競輪運営の施行者として平成4年に設置された。選手宿舎は競輪競技に必要な不可欠な施設であるが、グリーンドーム前橋が公園内に位置するため、同施設内には宿泊施設が設置できず、場所的には離れた当該住所地に設置された。

（建物の概要）

建築年度	1992年		
延床面積	4,115.87 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上3階		
取得価格	1,419,019千円	残存価額(※)	571,846千円
耐用年数	47年	経過年数(※)	27年
減価償却費(※)	33,750千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	2,422千円	2,294千円	2,780千円
	その他の収入	1,096,249千円	1,217,642千円	1,099,466千円
	国・県等補助金	0円	0円	0円
	(A)収入計	1,098,671千円	1,219,937千円	1,102,247千円
支出	管理運営費(B)	1,079,988千円	1,195,815千円	1,065,761千円
	臨時経費	1,499千円	3,046千円	3,412千円
	支出計	1,081,487千円	1,198,862千円	1,069,173千円
一般財源負担額(B-A)		0千円	0千円	0千円

一般財源負担率	0%	0%	0%
---------	----	----	----

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舍兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

（利用者数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	6,182 人	5,312 人	4,689 人
一人当たり管理運営費	174,699 円	225,116 円	227,290 円

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舍兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	なし
使用料の概要	下記の通り
使用料の設定根拠、見直しの状況	<p>宿泊する競輪選手からの宿泊代は徴収しない（平成 17 年 4 月 1 日より）。市民研修所としての貸出については以下のとおり算定している</p> <p>○H28 年利用 1 件 光熱水費の実費を計算して徴収</p> <p>○H29 年利用 1 件 宿泊代 1 泊 2,249 円(素泊まり、光熱水費含む)を徴収している。</p> <p>※2,249 円の算定根拠は以前の競輪選手宿泊代 1 泊 7,000 円から食費相当額 4,751 円を控除した金額である。</p>
使用料減免の有無	無

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	2,422 千円	2,294 千円	2,780 千円
減免額	0 円	0 円	0 円
減免件数	0 件	0 件	0 件

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舍兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

○施設評価調書等の使用料の数値について【意見】

（現状及び問題点）

前橋市は施設評価調書を作成し、施設ごとの概要、人員、利用者数、経費、財源等を把握することで、施設の効率性や必要性を検証することとしている。競輪選手宿舍兼市民研修所の数値について検証したところ、施設評価調書に記載されている数値は、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舍兼市民研修所の 3 施設での発生額を合算し、これを各施設の面積で按分した数字のため、実

際に各施設で支出した数字とは異なる、との説明を受けた。

なお競輪選手宿舎兼市民研修所の固有の使用料（宿泊代）については、以下の通りである。

使用料	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
評価調書の数	2,422 千円	2,294 千円	2,780 千円
実際の数	422 千円	319 千円	0 千円

(改善案)

各施設の評価を正しく行う観点から、各施設の収入等については、共通部分と固有部分に分けて把握し、固有部分については個別に集計した金額にて施設評価調書を作成すべきである。

○使用料の根拠条例の整備と金額の設定について【意見】

自治法第 288 条では、公の施設等に対して使用料を徴収する場合には条例で定めることとされている。競輪選手宿舎兼市民研修所は公の施設には該当しないものの、徴収する宿泊代については特に条例等が定められていない。

なお同施設は広く市民に対して貸出利用を告知しているものではなく、過去においても利用実績は極めて限定的である。また使用料についてはその都度算定されていた。

また担当課によれば、貸出に係る基本方針を定めており、平成 29 年度に算定した使用料を今後も継続して利用する方針である。

年度	利用者	金額
平成 28 年度	日韓学生対校自転車競技大会・関東新人大会の選手および関係者が宿泊	同施設で発生する光熱水費を日割りした金額に、清掃・管理・寝具の委託料を加算した金額を設定した。
平成 29 年度	国際交流サッカーU-12 前橋市長杯の選手及び選手同伴者が宿泊	素泊まりであったため、従来の競輪選手宿泊費 1 泊 7000 円から食費相当額 4,751 円を控除した金額である 2,249 円を宿泊費として設定した。なお、小学生はこの半額とした。
平成 30 年度	実績なし	

(改善案)

市民の利用に供している以上、使用料をその都度定めるのは好ましくなく、あらかじめ一定のルールを定めておくことが望まれる。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	施設の性質上なじまない。 主目的は競輪選手宿舎であり、かつ、競輪事業に必要不可欠な施設であって、競輪選手宿舎以外の利用者は極度に少ない。一般には知られておらず、広告価値もないものと考えられる。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	35,256	37,032	36,521
旅費	182	171	137
需用費	13,454	12,477	12,857
役務費	10,129	10,659	10,298
委託料	79,774	64,299	60,108
使用料及び賃借料	31,301	31,991	24,758
工事請負費	1,499	3,046	3,412
原材料費	0	0	0
備品購入費	310	450	323
負担金・補助及び交付金	60,512	75,532	99,787
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	838,086	952,122	820,969
管理運営人件費	10,980	11,079	0
支出合計	1,081,487	1,198,862	1,069,173

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舍兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	2,422 千円	2,294 千円	2,780 千円
減免額	0 円	0 円	0 円
(A)収入計	2,422 千円	2,294 千円	2,780 千円
支出合計(a)	1,081,487 千円	1,198,862 千円	1,069,173 千円
臨時経費(b)	1,499 千円	3,046 千円	3,412 千円
その他の収入(c)	1,096,249 千円	1,217,642 千円	1,099,466 千円
国・県等補助金(d)	0 円	0 円	0 円
減価償却費(e)	33,750 千円	33,750 千円	33,750 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	17,489 千円	11,924 千円	45 千円
受益者負担割合(A/B)	13%	19%	618%

※上記金額は評価調書に記載されている数値であり、グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舍兼市民研修所に関連する金額を合算し、それぞれの面積で按分した数値である。

競輪関係施設（グリーンドーム前橋、館林場外（競輪）車券売場、競輪選手宿舍兼市民研修所）については、面積按分で評価調書が作成されており、実際の施設毎の収入および支出が把握されていない。そこで3施設を合算して、全体としての受益者負担割合を検討した。（「(11)グリーンドーム前橋」の記載を参照のこと。）

【施設の有効活用について】

○市民研修施設としてのさらなる活用について【意見】

(現状及び問題点)

競輪選手宿舎兼市民研修所としての主目的である、競輪選手宿舎としての稼働率は年間 60 日程度である。よって、残り年間 300 日程度については、市民研修所としての使用を積極的に進めるべきと考える。しかしながら過去においては、上述の通り、平成 28 年度には日韓学生対校自転車競技大会、関東新人大会の開催に伴い、選手および関係者が宿泊利用、平成 29 年度には国際交流サッカーU-12 前橋市長杯の選手及び選手同伴者が宿泊利用したが、平成 30 年度の宿泊利用者はなかった。

施設の有効利用を図る観点から、さらなる活用が求められる。

(改善案)

施設として 100 名以上の収容力を有しており、簡易宿泊所としての機能は十分に果たしうるため、使用料収入と研修所として稼働させた場合の経費等とのバランスを検討のうえ、施設の有効活用を図るべく検討することが望まれる。

(13) 前橋プラザ元気 21 (産業経済部にぎわい商業課)

【施設の概要について】

(施設概要)

施設名称	前橋プラザ元気 21		
所管課	産業経済部にぎわい商業課		
所在地	前橋市本町二丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営		
関係法令	前橋市民交流プラザの設置及び管理に関する条例		
設置目的	多くの市民が利用する中心市街地の活性化拠点施設（公共施設に加えて、学校、スーパーマーケット、カフェなどの民間施設を有する複合施設）として市民の交流の促進を図る		
主な事業内容・業務内容	にぎわいホールの貸出 情報発信コーナーの運営 民間施設部分の賃貸借 施設の維持保守		

前橋プラザ元気 21 は、平成 19 年 12 月にオープンした中心市街地の活性化と市民の交流を図る複合施設である。施設は下記の通り利用されている。

場所	主な施設
6 階～7 階	学校法人昌賢学園群馬医療福祉大学（テナント）
5 階	中央公民館（生涯学習課）
4 階	中央公民館（生涯学習課）
3 階	中央公民館（生涯学習課）、市民活動支援センター（生活課）
2 階	こども図書館（図書館）、子育てひろば（子育て施設課）
1 階	まえばし C I T Y エフエム（テナント）、前橋観光コンベンション協会（テナント）、HON-MACH I 2121 C A F E（テナント）、にぎわいホール（にぎわい商業課）、証明サービスコーナー（市民課）、にぎわい商業課、観光振興課
地下 1 階	フレッセイ前橋プラザ店（テナント）
地下 2 階	フレッセイ前橋プラザ店駐車場（テナント）

(建物の概要)

建築年度	1975 年
延床面積	26,420.51 m ²

主構造	SRC 造		
階数 (最大)	地上 7 階 地下 2 階		
取得価格	4,037,764 千円	残存価額(※)	565,287 千円
耐用年数	50 年	経過年数(※)	43 年
減価償却費(※)	80,755 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

(収入・経費の概要)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	2,421 千円	2,415 千円	2,573 千円
	その他の収入	52,191 千円	52,104 千円	52,427 千円
	国・県等補助金	0 千円	0 千円	0 千円
	(A)収入計	54,613 千円	54,520 千円	55,001 千円
支出	管理運営費(B)	98,380 千円	98,841 千円	97,197 千円
	臨時経費	0 千円	5,140 千円	3,473 千円
	支出計	98,380 千円	103,982 千円	100,670 千円
一般財源負担額(B-A)		43,767 千円	44,321 千円	42,195 千円
一般財源負担率		44%	45%	43%

使用料には、にぎわいホール使用料（平成 30 年度は 2,374 千円）のほか行政財産目的外使用料となる使用料（まえばし CITY エフエム事務所、連絡通路へのポスター展示等で使用料徴収）が含まれる。その他の収入には、テナントからの賃料収入が含まれている。

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	1,477,135 人	1,402,733 人	1,327,456 人
一人当たり管理運営費	67 円	70 円	73 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市民交流プラザの設置及び管理に関する条例 第 8 条 前橋市民交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則 第 10 条
使用料の概要	にぎわいホール 使用料（条例第 8 条） 入場料を徴収しない場合 1,040 円/時間 入場料を徴収する場合 3,140 円/時間 附属設備使用料（施行規則第 10 条）
使用料の設定根拠、見	中央公民館や総合福祉会館の使用料（㎡単価）及び他自治体（長野市）の類

直しの状況	似施設の使用料情報をもとに設定。 消費増税に伴う改定以外は見直しなし（直近は2019年の消費増税）
使用料減免の有無	有
減免の概要	平成19年に減免制度が創設（条例制定） 市長が「特に必要があると認めるとき」には使用料の減免可（条例第10条） *取扱い…「前橋市」が主催し使用料等を支出する事業（平成24年に「にぎわい商業課」主催事業から対象を拡大） ただし、「免除」のみ（「減額」の事例なし）
減免内容の設定根拠、見直しの状況	減免内容の設定根拠…同施設内の中央公民館及び既存市有施設を参考に設定 見直し…減免対象を拡大（平成24年） *平成19年の創設当初の取扱い…「にぎわい商業課」主催事業 平成24年見直し…「前橋市」が主催し使用料等を支出する事業に拡大 見直しの理由…当初見込んでいた利用率を達成できなかったため、減免対象を市主催事業にまで拡大し利用率を向上させ、普及率を高めるとともに「まち」への人出も見込んだため。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料	2,421千円	2,415千円	2,573千円
減免額	879千円	839千円	1,135千円
減免件数	17件	16件	24件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	有
愛称	K'BIX 元気21 まえばし
契約者	ケービックス（株）
契約期間	5年
契約金額	年額216万円

平成30年度に、前橋プラザ元気21及び前橋市民交流プラザ等駐車場を対象としてネーミングライツスポンサーを募集した。「年額200万円以上」（財政課が利用者数に応じ設定した金額）、「平成31年4月1日から5年間」、「既存の施設名称「元気21」を使用すること」を条件に募集したところ、1社から応募があった。庁内の広告審査委員会で内容を審査し、応募があった1社が選定された。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

（単位：千円）	平成28年度	平成29年度	平成30年度
報償費	0	0	0

旅費	0	0	0
需用費	30,354	35,232	36,569
役務費	843	986	1,568
委託料	57,130	51,365	50,423
使用料及び賃借料	2,646	2,144	1,172
工事請負費	0	5,140	3,473
原材料費	0	0	0
備品購入費	0	0	0
負担金・補助及び交付金	38	58	45
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	0	1,638	0
管理運営人件費	7,368	7,417	7,417
支出合計	98,380	103,982	100,670

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	2,421 千円	2,415 千円	2,573 千円
減免額	879 千円	839 千円	1,135 千円
(A)収入計	3,300 千円	3,254 千円	3,708 千円
支出合計(a)	98,380 千円	98,841 千円	97,197 千円
臨時経費(b)	0 千円	5,140 千円	3,473 千円
その他の収入(c)	52,191 千円	52,104 千円	52,427 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	80,755 千円	80,755 千円	80,755 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	126,944 千円	122,352 千円	122,052 千円
受益者負担割合(A/B)	2.5%	2.6%	3.0%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

前橋プラザ元気 21 で提供しているにぎわいホールは、中心市街地への集客を図る施設であり民間で参入することが一般的ではないので市場性は小であり、一方で行政の関与が必要と認められるものの、

全ての市民にとっても必ずしも必需的な施設であるとまでは言えないことから、必需性は中であると考えた。よって望ましい受益者負担割合は 25%であると考えた。しかしながら実際の受益者負担割合は 3%程度であり、望ましい受益者負担割合とは程遠い状況にある。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に、下記の通り賃料の見直し、にぎわいホールの稼働率向上を通じて、受益者負担割合の上昇を目指すことが望まれる。

○賃料の定期的な見直しについて【意見】

(現状及び問題点)

前橋プラザ元気 21 では、施設の一部フロアを賃貸しており、賃料収入を受領している。賃料収入の更新の主な経歴は以下の通り。

場所	テナント	テナント主な施設
6階～7階	学校法人昌賢学園群馬医療福祉大学	専門学校から大学化に伴う投資増、学生定員減及び職員増を理由に、平成 27 年 4 月に賃料減額に応じた。変更前約 178 万円から変更後約 78 万円に減額。
1階	HON-MACHI2121 C A F E	平成 29 年 12 月の契約更新に伴い使用面積が増加したことから、賃料は増額となった。
地下 1階	フレッセイ前橋プラザ店	中心市街地空洞化、少子高齢化、前橋赤十字病院移転等に伴う顧客数・買上げ金額の低減等から採算性が取れないことを減額理由として申し出があり、平成 31 年 3 月の更新に際し、月額 3 万円程度の減額に応じた。

過去は賃料の大幅な値下げを受け入れてきたという経緯があった。しかしながら、賃料収入は前橋プラザ元気 21 の運営資金として重要な財源となっており、上述の通り実際の受益者負担割合が望ましい受益者負担割合を大きく下回っている状況では、適切な賃料収入を確保する必要があると考える。

(改善案)

適正な賃料をあらためて検討するとともに、値上げ交渉の可能性について検討すべきである。

【施設の有効活用について】

○にぎわいホールの稼働率向上への取り組みについて【意見】

(現状及び問題点)

にぎわいホールの使用料及び稼働率は、以下の通り推移している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	2,421 千円	2,415 千円	2,573 千円
稼働率	46%	47%	53%

市民への普及を図るため、平成 24 年度に市主催事業を減免対象に拡大した結果、平成 23 年当時の利

用日数 155 日から、平成 30 年には 190 日を超えることとなった。主な利用内容としては、パブリックビューイング、市民団体の演奏会・コンサート、民間団体による写真、パッチワーク等作品の展示会、民間企業による物販イベント（サッカー用品、呉服、飲食物など）、市主催の事業やイベント（認知症カフェ、生涯学習フェスティバル、文化財展示、住宅耐震相談会など）及び確定申告会場などである。

しかしながら近年では利用が固定的となっており、稼働率が伸び悩んでいる状況である。

（改善案）

市民のニーズに合った新しい利用方法の提案と使用料の設定等を模索しておく必要がある。特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活様式の変化により、イベント利用等の貸出以外の活用方法も検討する必要がある。

例えば、にぎわいホール部分を改装しテナント貸とするといった方法も検討しうるので、市民ニーズを把握し更なる有効活用を検討することが望まれる。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(14) 前橋テルサ (産業経済部産業政策課)

【施設の概要について】

(施設概要)

施設名称	前橋テルサ		
所管課	産業経済部産業政策課		
所在地	前橋市千代田町二丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	指定管理 (非公募)		
関係法令	前橋テルサの設置及び管理に関する条例		
設置目的	勤労者をはじめとする市民に対して教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、市民の生活の充実と勤労意欲の向上を図ること		
主な事業内容・業務内容	貸館事業 宿泊事業 健康増進事業 (フィットネス・プール) カルチャー事業 喫茶・レストラン事業 バンケット事業		

(建物の概要)

建築年度	1992 年		
延床面積	14522.17 m ²		
主構造	SRC 造		
階数 (最大)	地上 12 階 地下 1 階		
取得価格	2,344,636 千円	残存価額(※)	1,041,126 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	25 年
減価償却費(※)	50,899 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

(収入・経費の概要)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	0 円	0 円	0 円
	その他の収入	7,418 千円	7,217 千円	7,217 千円
	国・県等補助金	0 円	0 円	0 円
	(A)収入計	7,418 千円	7,217 千円	7,217 千円
支出	管理運営費(B)	210,307 千円	226,173 千円	228,448 千円
	臨時経費	36,981 千円	40,692 千円	0 円
	支出計	247,288 千円	266,865 千円	228,448 千円

一般財源負担額(B-A)	202,889 千円	218,956 千円	221,231 千円
一般財源負担率	96%	97%	97%

その他の収入については、前橋市財務規則第 194 条第 1 項第 6 号及び行政財産使用許可取扱基準 2 (4) の規定により許可した行政財産の目的外使用について、前橋市行政財産使用料条例別表で定める使用料を徴収した金額である。

(内訳) ソフトバンク(株) 屋上へ携帯基地局を設置 275 千円

日本司法支援センター 群馬地方事務所として使用 6,942 千円

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	430,004 人	419,503 人	423,429 人
一人当たり管理運営費	489 円	539 円	540 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	無 *指定管理委託のため。以下は指定管理者の事業収入
根拠条例	前橋テルサの設置及び管理に関する条例 第 7 条 前橋テルサの設置及び管理に関する条例施行規則 第 10 条
使用料の概要	使用料 (条例第 7 条) (別表 I 参照) *H31.3.28 条例第 5 号 市長の承認を得て定める額を指定管理者の収入として収受させることができる (条例第 13 条) 付属設備使用料 (施行規則第 10 条) (別表 II 参照) *H31.3.28 規則第 31 号 ①ホール・楽屋・リハーサル室 ②会議室・研修室 ③宿泊室 ④フィットネススタジオ・プール
使用料の設定根拠、見直しの状況	類似施設の使用料情報をもとに設定。 毎年秋頃、見直し協議 消費増税に伴う改定以外は見直しなし (直近は 2019 年の消費増税) *ただし、「指定管理者は、条例及び施行規則で規定する使用料等を上限として、指定管理者が最適と考える料金案を踏まえ、市の承認を得て定める。利用料金は指定管理者の収入とする。」(前橋テルサ指定管理業務仕様書) これに基づき、宿泊料金改定、フィットネスビジターチケットの割引販売等が適宜実行されている。
使用料減免の有無	有
減免の概要	平成 28 年 3 月に減免に関する取扱い要項制定 *H28.3 以前は、前指定管理者理事長の裁量 市長が「特に必要があると認めるとき」には使用料の減免可 (条例第 13

	条2項、第9条) *取扱い…「前橋テルサ使用料等減免に関する取扱い要項」別表(要項第2条関係) 別表Ⅲ
減免内容の設定根拠、見直しの状況	市内他施設等の状況を基に設定。 見直し…平成28年3月に要項制定後、改定されていない。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料	0円(指定管理者)	0円(指定管理者)	0円(指定管理者)
減免額	554千円	288千円	265千円
減免件数	2件	2件	3件

(使用料(条例第7条関係)について(一部のみ記載))

(1) ホール・楽屋・リハーサル室

利用区分			使用料(円)				
			午前	午後	夜間	全日	
			9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時	
ホール	入場料を徴収しない場合		平日	10,780	20,130	21,450	46,090
			休日等	12,980	24,200	25,740	55,440
	入場料を徴収する場合	1,000円以下の場合	平日	14,080	26,180	27,940	60,060
			休日等	16,940	31,460	33,550	72,160
		1,000円を超える場合	平日	17,270	32,230	34,320	73,810
			休日等	20,790	38,720	41,250	88,770
楽屋			平日	1,210	2,310	2,420	5,280
			休日等	1,430	2,640	2,750	6,050
リハーサル室			平日	1,430	2,640	2,750	6,050
			休日等	1,760	3,080	3,190	7,150

(2) 会議室・研修室

利用区分		使用料(円)				
		午前	午後	夜間	全日	
		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時	
大会議室		平日	20,680	25,300	26,290	65,010
		休日等	24,750	30,360	31,460	77,990
中会議室		平日	11,220	13,970	15,070	36,190
		休日等	13,420	16,720	18,040	43,340

第1小会議室	平日	5,970	7,170	8,360	19,330
	休日等	7,160	8,610	10,040	23,210
第2小会議室	平日	8,950	10,740	12,540	29,040
	休日等	10,740	12,910	15,060	34,800
特別会議室	平日	3,300	4,400	5,500	11,880
	休日等	3,960	5,280	6,600	14,190
第2研修室	平日	5,360	6,320	7,150	16,960
	休日等	6,430	7,590	8,580	20,350
第3研修室	平日	4,290	5,060	5,720	13,530
	休日等	5,060	5,940	6,820	16,280
第4研修室	平日	2,640	3,080	3,520	8,250
	休日等	3,080	3,630	4,180	9,900
第5研修室	平日	2,750	3,300	3,850	8,910
	休日等	3,300	3,960	4,620	10,670
第6研修室	平日	2,750	3,300	3,850	8,910
	休日等	3,300	3,960	4,620	10,670
第7研修室	平日	4,480	5,370	6,270	14,520
	休日等	5,380	6,450	7,530	17,430

(3) 宿泊室

利用区分		使用料 (円)
洋室	1室1泊につき	14,140
和室 (8畳)	1室1泊につき	20,950
和室 (12畳)	1室1泊につき	26,180

(4) フィットネススタジオ・プール

利用区分		使用料 (円)
フィットネススタジオ	1人1回につき	2,200
プール	1人1回につき	660

(使用料減免承認基準 (取扱要項第2条関係))

使用料を減免できる場合	対象施設等	減免率
公益財団法人前橋市まちづくり公社 (前橋テルサ) の主催事業	全施設及び附属設備	100%
公益財団法人前橋市まちづくり公社 (前橋テルサ) の主催を認めた催事で、特に必要と認めたもの	全施設及び附属設備	参加者から料金を徴収しない場合 100%
		参加者から料金を徴収す

		る場合 50%
		参加者から料金を徴収する場合に於いて、特に理事長が認める場合は100%を上限として個々の事例ごとに理事長が決定する。
前橋市が主催する催事及び共催を認めた催事で、公益財団法人前橋市まちづくり公社（前橋テルサ）特に必要と認めたもの	個々の事例ごとに、理事長がその都度決定する。	個々の事例ごとに、理事長が決定する。
その他、公益財団法人前橋市まちづくり公社（前橋テルサ）が特に必要と認めた催事	個々の事例ごとに、理事長がその都度決定する。	個々の事例ごとに、理事長が決定する。
公益財団法人前橋市まちづくり公社（前橋テルサ）が後援を認めた催事で、特に必要と認めたもの	個々の事例ごとに、理事長がその都度決定する。	50%を上限として、個々の事例ごとに理事長が決定する。

○減免に関する資料の保管について【監査の結果】

（現状及び問題点）

減免申請に関する書類について確認したところ、平成 30 年度前橋テルサフィットネス&カルチャースクール発表会に関する原本資料を紛失したとの説明を受けた。

（改善案）

減免申請に関する書類について、一定期間適切に保管をすることが望まれる。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	「テルサ」の名称が全国それぞれの施設で定着していることに加え、現在施設のあり方について検討を行っているところであるため導入していない。 なお、「2022年3月までの期間は公用等用途として使用すること」との国からの条件はネーミングライツ導入と直接抵触するものではないと解釈している。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

（単位：千円）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	0	0	0
旅費	0	0	0

需用費	0	0	0
役務費	135	135	135
委託料	146,105	158,834	161,123
使用料及び賃借料	63,800	64,236	64,222
工事請負費	35,037	40,692	0
原材料費	0	0	0
備品購入費	0	0	0
負担金・補助及び交付金	0	0	0
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	0	0	0
管理運営人件費	2,210	2,966	2,966
支出合計	247,288	266,865	228,447

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	282,108 千円	281,969 千円	278,588 千円
減免額	554 千円	288 千円	265 千円
その他の収入	7,418 千円	7,217 千円	7,217 千円
(A)収入計	290,080 千円	289,474 千円	286,070 千円
支出合計(a)	529,395 千円	548,833 千円	507,035 千円
臨時経費(b)	36,981 千円	40,692 千円	0 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	50,899 千円	50,899 千円	50,899 千円
(B=a-b-d+e)経費計	543,313 千円	559,040 千円	557,934 千円
受益者負担割合(A/B)	53.4%	51.8%	51.3%

※上記の受益者負担割合の算定に当たっては、使用料には指定管理者が徴収する利用料を、支出合計には市が負担している E S C O 委託料や駐車場使用料をそれぞれ含めている。

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

前橋テルサが提供している事業は、広く民間で提供されている事業であり、市場性は大であると考え

た。また全ての市民にとって必要不可欠な施設というわけではないことから、必需性は小であると考えた。以上より、望ましい受益者負担割合は100%であると考えた。

しかしながら、実際の受益者負担割合は50%台であり、望ましい受益者負担割合と比較し大きく下回っている状況である。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。下記の通り、今後の前橋テルサのあり方について検討していると聞いている。市の施設としてどのように維持するかどうかも含め、抜本的な検討が必要であると考ええる。

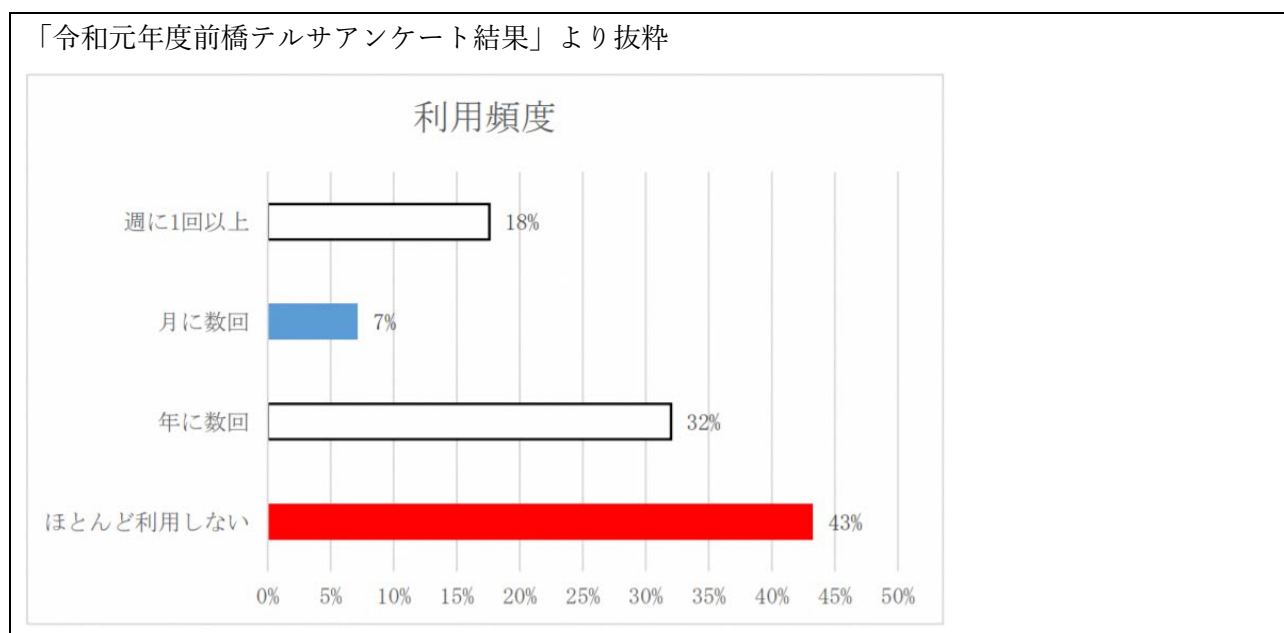
【施設の有効活用について】

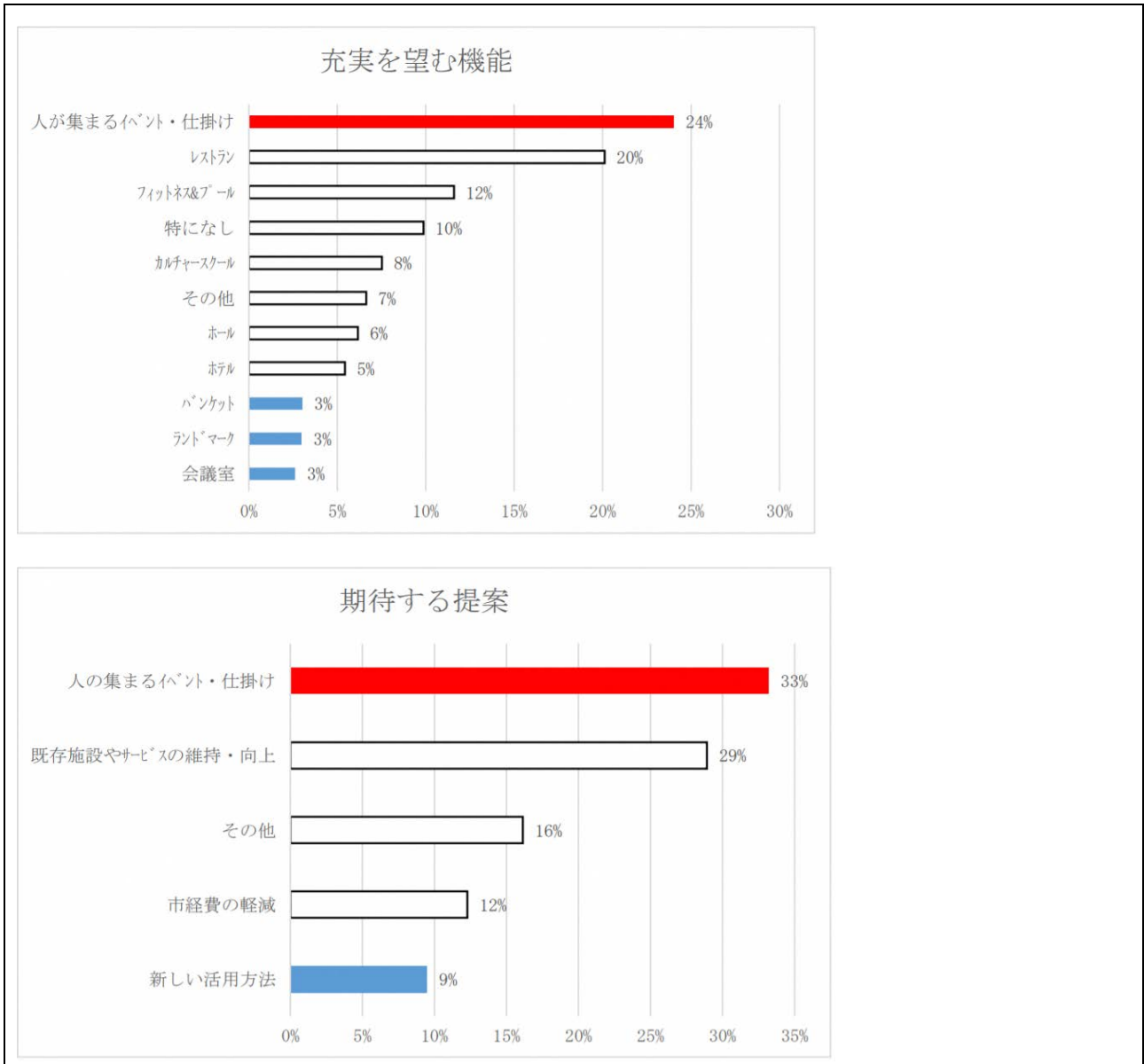
○前橋テルサの今後のあり方について【意見】

(現状及び問題点)

前橋テルサについては民間が行う事業と重複する部分も多いことから、平成31年度からの行財政改革推進計画において施設のあり方を見直し、民間譲渡を含めた民間活力の導入を検討することが位置付けられている。前橋市は施設の利活用提案に関し、民間事業者から意見収集する調査を実施する前段階として、市民アンケートを令和元年に実施した。

市民アンケートの結果は以下の通りである。





(改善案)

市民アンケートの結果を見る限り、本施設に対し、人が集まる拠点的な機能を期待しているように感じられる。市経費の軽減を図りながら既存施設及びサービス向上を図り維持するか、民営化に向けて舵を切るか、その複合型化など多種の選択があるが、いずれにしても本施設に対する市民の期待は高いと感じられる。各種アンケートやその他ニーズのくみ取り作業、若者を含めた市民、有識者等の意見も取り入れ、今後のあり方について不断の検討が望まれる。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

平成 21 年度及び平成 26 年度の包括外部監査において、前橋テルサに関連し以下の意見を行っている。

12 建物・施設の修繕に関する市との取決めについて（報告書 P118）

① 市と財団は、老朽化した施設の修繕の分担取り決めを行うべきである。

13 施設の中長期修繕計画について（報告書 P118）

中長期にわたる施設修繕及び財源計画の策定が必要である。

施設修繕計画の作成を進めていること、市と指定管理者との修繕分担について協議していることから、改善されているものと判断した。

指定管理者の選定にあたり非公募が採用されているが、当該指定管理者が行う業務は一般の民間事業者でも代替可能であることから、今後指定管理者の選定にあたっては公募を採用することが望まれる。

監査時点においても指定管理者の選定にあたっては非公募となっている。今後の前橋テルサのあり方を検討する過程で、指定管理者の選定についても検討する旨の説明を受けており、引き続きの対応が望まれる。

(15) 市立保育所（福祉部子育て施設課）

【施設の概要について】

（施設概要）

所管課	福祉部子育て施設課
関係法令	児童福祉法、前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例 他
設置目的	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ること
主な事業内容・業務内容	入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供すること。

施設名称	第一保育所		
所在地	前橋市日吉町一丁目		
建築年度	1976 年		
延床面積	762.13 m ²		
主構造	RC 造		
階数（最大）	地上 2 階		
取得価格	189,467 千円	残存価額(※)	17,709 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	42 年
減価償却費(※)	4,236 千円		

施設名称	第二保育所		
所在地	前橋市三河町一丁目		
建築年度	1980 年		
延床面積	705.54 m ²		
主構造	RC 造		
階数（最大）	地上 2 階		
取得価格	166,030 千円	残存価額(※)	27,228 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	38 年
減価償却費(※)	3,652 千円		

施設名称	第三保育所		
所在地	前橋市南町三丁目		
建築年度	1974 年		
延床面積	852.84 m ²		
主構造	RC 造		
階数（最大）	地上 2 階		

取得価格	158,130 千円	残存価額(※)	5,060 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	44 年
減価償却費(※)	3,478 千円		

施設名称	元総社保育所		
所在地	前橋市元総社町一丁目		
建築年度	1987 年		
延床面積	647.64 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 2 階		
取得価格	163,099 千円	残存価額(※)	50,776 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	31 年
減価償却費(※)	3,619 千円		

施設名称	上川淵保育所		
所在地	前橋市上佐鳥町		
建築年度	1985 年		
延床面積	752.52 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 1 階		
取得価格	184,000 千円	残存価額(※)	49,731 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	33 年
減価償却費(※)	4,017 千円		

施設名称	清里保育所		
所在地	前橋市清野町		
建築年度	1981 年		
延床面積	506.30 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 1 階		
取得価格	147,410 千円	残存価額(※)	27,752 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	37 年
減価償却費(※)	3,243 千円		

施設名称	桂萱保育所		
所在地	前橋市上泉町		
建築年度	1991 年		

延床面積	724.70 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 1 階		
取得価格	193,270 千円	残存価額(※)	78,467 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	27 年
減価償却費(※)	4,251 千円		

施設名称	東保育所		
所在地	前橋市箱田町		
建築年度	1977 年		
延床面積	802.50 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 2 階		
取得価格	230,500 千円	残存価額(※)	22,589 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	41 年
減価償却費(※)	5,071 千円		

施設名称	南橋保育所		
所在地	前橋市荒牧町一丁目		
建築年度	1986 年		
延床面積	973.35 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 1 階		
取得価格	267,000 千円	残存価額(※)	77,968 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	32 年
減価償却費(※)	5,903 千円		

施設名称	芳賀保育所		
所在地	前橋市鳥取町		
建築年度	1980 年		
延床面積	911.67 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 2 階		
取得価格	216,210 千円	残存価額(※)	34,362 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	38 年
減価償却費(※)	4,609 千円		

施設名称	下川淵保育所		
所在地	前橋市鶴光路町		
建築年度	1982年		
延床面積	778.69 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上2階		
取得価格	186,885千円	残存価額(※)	38,563千円
耐用年数	47年	経過年数(※)	36年
減価償却費(※)	4,078千円		

施設名称	細井保育所		
所在地	前橋市上細井町		
建築年度	1981年		
延床面積	898.19 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上2階		
取得価格	199,770千円	残存価額(※)	37,000千円
耐用年数	47年	経過年数(※)	37年
減価償却費(※)	4,376千円		

施設名称	荒砥保育所		
所在地	前橋市荒子町		
建築年度	1979年		
延床面積	956.19 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上2階		
取得価格	209,710千円	残存価額(※)	29,778千円
耐用年数	47年	経過年数(※)	39年
減価償却費(※)	4,613千円		

施設名称	広瀬保育所		
所在地	前橋市広瀬町一丁目		
建築年度	1974年		
延床面積	770.14 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上2階		
取得価格	153,430千円	残存価額(※)	4,469千円

耐用年数	47 年	経過年数(※)	44 年
減価償却費(※)	3,485 千円		

施設名称	粕川保育所		
所在地	前橋市粕川町新屋		
建築年度	2004 年		
延床面積	919.04 m ²		
主構造	木造		
階数 (最大)	地上 1 階		
取得価格	213,050 千円	残存価額(※)	75,757 千円
耐用年数	22 年	経過年数(※)	14 年
減価償却費(※)	9,806 千円		

施設名称	富士見保育所		
所在地	前橋市富士見町小沢		
建築年度	1990 年		
延床面積	1,205.42 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 1 階		
取得価格	266,560 千円	残存価額(※)	100,975 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	28 年
減価償却費(※)	5,913 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

○施設の老朽化と定期修繕計画について【意見】

(現状と課題)

市立保育所の施設の大半は、1970年代に設置されたものが多く、7施設は40年以上、6施設は30年以上の経過年数となっている。いずれもRC構造であり法定耐用年数は47年であるが、約7割の施設が80%以上の経過年数となっている。

現場視察にて計7箇所の保育所を現場視察したところ、下記のような状況であった。

視察対象	設立	構造	法定耐用年数	経過年数(平成30年時点)	発見事項 ⇒詳細は下記の現場写真一覧参照
第一保育所	1976	RC造	47	42	<ul style="list-style-type: none"> 施設が全体的に老朽化し、経年劣化が顕著である。随時用務員の方が補修対応しているが、備品等もかなりの劣化が進んでいる。 天井に雨漏りの形跡が見受けられる(随時補修工事などで対応) 旧タイルのトイレが散見され衛生面から改修が必要だが、対応が間に合っていない。 空調機器をはじめとする設備、備品の老朽化が顕著。特にエアコンは設置後15年以上経過するものが多かった。 空調設備につき、他の施設と異なる空調循環システム(氷蓄熱ヒートポンプ式空調機)を採用しており、故障時の修繕、改装が難航する可能性が高い。 比較的築浅ではあるが、木造建築のため木の経年劣化が始まっている。
第二保育所	1980	RC造	47	38	
第三保育所	1974	RC造	47	44	
清里保育所	1982	RC造	47	36	
芳賀保育所	1980	RC造	47	38	
広瀬保育所	1974	RC造	47	44	
粕川保育所※	2004	木造	22	14	




視察対象	項目	現場写真	状態
第一保育所	給湯器		平成8年製。調子が悪く2021年交換予定とのこと。
	1階天井付近の壁		経年劣化によりクラックが発生している(その他複数同様の箇所あり)。※耐震性能は問題なし
第二保育所	職員室 廊下天井		天井に雨漏りによるシミ、汚れが発生している。その他にも数ヵ所同様の形跡あり。状況に応じ修繕にて対応している。

<p>第二保育所</p>	<p>エアコン</p>		<p>上は平成 11 年製。その他のエアコンも同様に 15 年以上経過。</p>
	<p>乳幼児トイレ床</p>		<p>トイレ床が旧式のもの。衛生面から改修工事予定。</p>
<p>第三保育所</p>	<p>保育室天井 吊型エアコン</p>		<p>平成 18 年製。調査時で約 14 年経過。その他のエアコンも同様の経過年数。</p>

	保育室壁		経年劣化により壁が剥がれ出している。
	保育室天井		経年劣化により天井面に隙間が発生している。 その他にも複数天井の経年劣化が見受けられた。
芳賀保育所	保育室エアコン		台帳に記載なく、正式な製造年月日は不明だが、相当程度経過していると思われる。
	幼児トイレ		トイレの壁面タイルが一部落下。 今後即修繕対応予定。現状は周囲をすべて養生テープで保護し、落下防止対応。
	外堀ブロック塀		経年劣化により角に大きな縦のクラックあり。

清里保育所	エアコン		台帳に記載なく、正式な製造年月日は不明だが、相当程度経過している。
	トイレタイル		旧式のトイレタイル。 衛生面から今後改修予定
	園児室天井		経年劣化により縦に大きなクラックが入っている。※現状耐震構造には問題なし。
	園児室天井 吊り扇風機 (複数あり)		製造年不明だが、外観からして相当程度の年数が経過しているものと思われる。
	外装軒下		経年劣化が顕著。

広瀬保育所	トイレタイル		旧式のトイレタイル。衛生面から今後改修予定。
	園児室天井		経年劣化による色褪せ、修繕跡が目立つ。
	階段外軒		経年劣化により外の軒下に天井が一部剥がれて落下している。 園児が利用する場所ではなく、破損箇所も大きくはないが、安全面からすると早急な対応が必要と思われる。
	エアコン		平成 16 年式。計 7 機。調査時で約 16 年経過。経年劣化が目立つ

	<p>職員室廊下 園児室天井</p>		<p>所々雨漏り箇所が見受けられる。</p>
<p>粕川保育所</p>	<p>氷蓄熱ヒートポンプ式 空調機</p>		<p>旧粕川村時代の設立時に設置された空調機。 安価な夜間電力で氷蓄熱し、日中の冷房に利用するもの。 しかし、夏場の日中の熱さで頻繁に修理が必要となっている。利用している施設が少ないため、技術的にも修理が難しく今後の改修を検討すべきと考えられる。</p>
	<p>外壁</p>		<p>経年劣化による汚れが目立つ(コケなど発生)</p>

いずれも経年劣化が顕著であり今後継続して運営する場合、早期の大修繕が必要であるが、現状大規模修繕の詳細計画は策定できていないとの説明を受けた。

またヒアリングの結果、現場視察対象外の施設も同様の状態であり、同じく具体的な修繕計画の目途は立っていない。(屋根防水工事、トイレ改修工事などの部分修繕はあるが、単年度予算で対応可能な修繕のみであり、計画的な大修繕は実施されていない)

現状維持のまま今後耐用年数を経過して利用する場合、経年劣化の進行速度も加速し、予期せぬ事故を誘発しかねない状況といえる。特に保育所は小さな子供が利用する施設であることから、安全面からも早急な対策が望まれる。

(改善案)

市有建物の RC 構造の目標使用年数は 65 年とされている。建物を継続利用する場合、特に耐用年数を超えて利用する場合、定期大修繕は安全上必須である。保育所の大修繕は、予算、一時移設なども含め短期的に計画することは難しく長期的な計画を策定しなければならない。早急に全体の定期大修繕の計画を策定すべきである。

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例
使用料の概要	下記別表 1、2 参照
使用料の設定根拠、見直しの状況	国が定める利用者負担の上限額基準の大幅な見直しがあった時 現在：平成 27 年 4 月から住民税基準となった国の基準を基に算定
使用料減免の有無	有
減免の概要	市長が、経済的な理由等により保育料等の納付が困難であると認めるとき
減免内容の設定根拠、見直しの状況	前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例

下記保育料一覧である。(別表 1、2)

別表 1.令和元年 10 月以前(3 歳児以上の児童無償化前)

階層区分	市町村民税等による定義	3 歳未満の児童 (標準時間)の保育料(月額)(単位:円)	3 歳以上の児童 (標準時間)の保育料(月額)(単位:円)	3 歳未満の児童 (短時間)の保育料(月額)(単位:円)	3 歳以上の児童 (短時間)の保育料(月額)(単位:円)
		※	※	※	※

A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯			0	0	0	0
B	A 階層、C 階層及び D 階層を除く市町村民税非課税世帯			1,800 (0)	1,800 (0)	1,800 (0)	1,800 (0)
C	A 階層、B 階層を除く市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第 1	均等割のみの課税世帯	7,000 (2,800)	7,000 (2,800)	6,900 (2,700)	6,900 (2,700)
		第 2	所得割の額が 24,300 円未満	8,300 (3,300)	8,800 (3,300)	8,200 (3,200)	8,200 (3,200)
		第 3	24,300 円以上 48,600 円未満	8,800 (3,500)	8,800 (3,500)	8,700 (3,400)	8,700 (3,400)
D	A 階層、B 階層を除く市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第 1	48,600 円以上 52,200 円未満	11,000 (4,400)	11,000 (4,400)	10,800 (4,300)	10,800 (4,300)
		第 2	52,200 円以上 57,000 円未満	12,500 (5,000)	12,500 (5,000)	12,300 (4,900)	12,300 (4,900)
		第 3	57,000 円以上 64,200 円未満	15,300 (6,000)	15,200 (6,000)	15,000 (5,900)	14,900 (5,900)
		第 4	64,200 円以上 78,600 円未満	21,100 (7,700)	19,300 (7,700)	20,800 (7,500)	19,000 (7,500)
		第 5	78,600 円以上 97,000 円未満	27,000 (9,000)	21,400 (8,500)	26,600 (8,800)	21,000 (8,300)
		第 6	97,000 円以上 117,000 円未満	33,500 (11,600)	22,600 (9,000)	33,000 (11,400)	22,200 (8,800)
		第 7	117,000 円以上 140,100 円未満	37,400 (13,100)	24,400 (9,700)	36,800 (12,900)	24,000 (9,500)
		第 8	140,100 円以上 155,700 円未満	40,400 (14,300)	25,400 (10,100)	39,800 (14,100)	25,000 (9,900)
		第 9	155,700 円以上 169,000 円未満	42,700 (15,200)	27,000 (10,800)	42,100 (14,900)	26,600 (10,600)
		第 10	169,000 円以上 288,100 円未満	45,200 (16,200)	27,600 (11,000)	44,500 (15,900)	27,100 (10,800)
		第 11	288,100 円以上	46,800	28,400	46,100	27,900

				(16,900)	(11,300)	(16,600)	(11,100)
--	--	--	--	----------	----------	----------	----------

別表 2.令和元年 10 月～現在(3 歳児以上の児童無償化後)

階層区分	市町村民税等による定義			3 歳未満 の児童 (標準時 間)の保 育料(月 額)(単 位:円) ※	3 歳以上 の児童 (標準時 間)の保 育料(月 額)(単 位:円) ※	3 歳未満 の児童 (短時 間)の保 育料(月 額)(単 位:円) ※	3 歳以上 の児童 (短時 間)の保 育料(月 額)(単 位:円) ※
				A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯		
B	A 階層、C 階層及び D 階層を除く市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	A 階層、B 階層を除く市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第 1	均等割のみの課税世帯	7,000 (2,800)	0	6,900 (2,700)	0
		第 2	所得割の額が 24,300 円未満	8,300 (3,300)	0	8,200 (3,200)	0
		第 3	24,300 円以上 48,600 円未満	8,800 (3,500)	0	8,700 (3,400)	0
D	A 階層、B 階層を除く市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	第 1	48,600 円以上 52,200 円未満	11,000 (4,400)	0	10,800 (4,300)	0
		第 2	52,200 円以上 57,000 円未満	12,500 (5,000)	0	12,300 (4,900)	0
		第 3	57,000 円以上 64,200 円未満	15,300 (6,000)	0	15,000 (5,900)	0
		第 4	64,200 円以上 78,600 円未満	21,100 (7,700)	0	20,800 (7,500)	0
		第 5	78,600 円以上 97,000 円未満	27,000 (9,000)	0	26,600 (8,800)	0
		第 6	97,000 円以上	33,500	0	33,000	0

		117,000 円未満	(11,600)		(11,400)	
	第 7	117,000 円以上 140,100 円未満	37,400 (13,100)	0	36,800 (12,900)	0
	第 8	140,100 円以上 155,700 円未満	40,400 (14,300)	0	39,800 (14,100)	0
	第 9	155,700 円以上 169,000 円未満	42,700 (15,200)	0	42,100 (14,900)	0
	第 10	169,000 円以上 288,100 円未満	45,200 (16,200)	0	44,500 (15,900)	0
	第 11	288,100 円以上	46,800 (16,900)	0	46,100 (16,600)	0

※多子の条件を満たす第 2 子は () 内の金額(保育料の多子減額制度)。

※第 3 子以後については条件を満たすことで無料。

※B 階層に属するひとり親世帯、障害者扶養世帯は、保育料が無料。

※C 階層または市町村民税の所得割額が、77,100 円未満の D 階層と認定された世帯で、ひとり親世帯、障害者扶養世帯の保育料は、第一子については 1,800 円、第二子以後については無料。

(現状)

保育所の利用者負担額(使用料)は、国の基準で上限が定められており(平成 27 年 4 月から住民税の所得割による段階基準)その上限の範囲内で自治体が決定している。上記算定額は平成 27 年 4 月より住民税基準となった際に決定されたもの(令和元年 10 月度より 3 歳児以上、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児までが無償化された。参考：内閣府 HP 幼児教育・保育の無償化)。

上記表の金額を比較したところ、国の基準内であること、また隣市の保育料と比較してもおおむね同程度であることから、特記すべき事項はないと判断した。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

○電気設備・空調設備等の定期的な更新について【意見】

(現状及び問題点)

上述の通り、各保育所でエアコンをはじめとする空調設備の経年劣化が顕著であった。各保育所のエアコンは設置後約 15 年程度経過しており、毎年の修理頻度も高いが、設備の定期的な更新は検討されておらず、故障するまで利用し続けるのが現状であるとの説明を受けた。

エアコンは省エネ家電に該当し、特に 10 年以上経過した空調設備と、最新の空調設備を比較した場合、月々の光熱費を大きく削減できることが多い。仮に今後 5 年間利用する場合、旧式のエアコンの修理代と月々の光熱費、更新後のエアコンの維持管理費(減価償却費+月々の光熱費)を比較した場合、更

新後のエアコンを利用した方がコスト的に有利となる場合も多いと考えられる。

(改善案)

昨今の省エネ家電の進歩は著しく月々の光熱費は大幅に削減できるケースも多い。そのため、経過年数が進行した設備であれば、買い替えた方がコスト面で有利となる場合がある。現状、電気設備や空調設備は故障するまで利用しているため、耐用年数間近の設備機器については、買い替えにおける将来のコスト比較を検討し、効率的な運用を図ることが望ましい。

【受益者負担割合について】

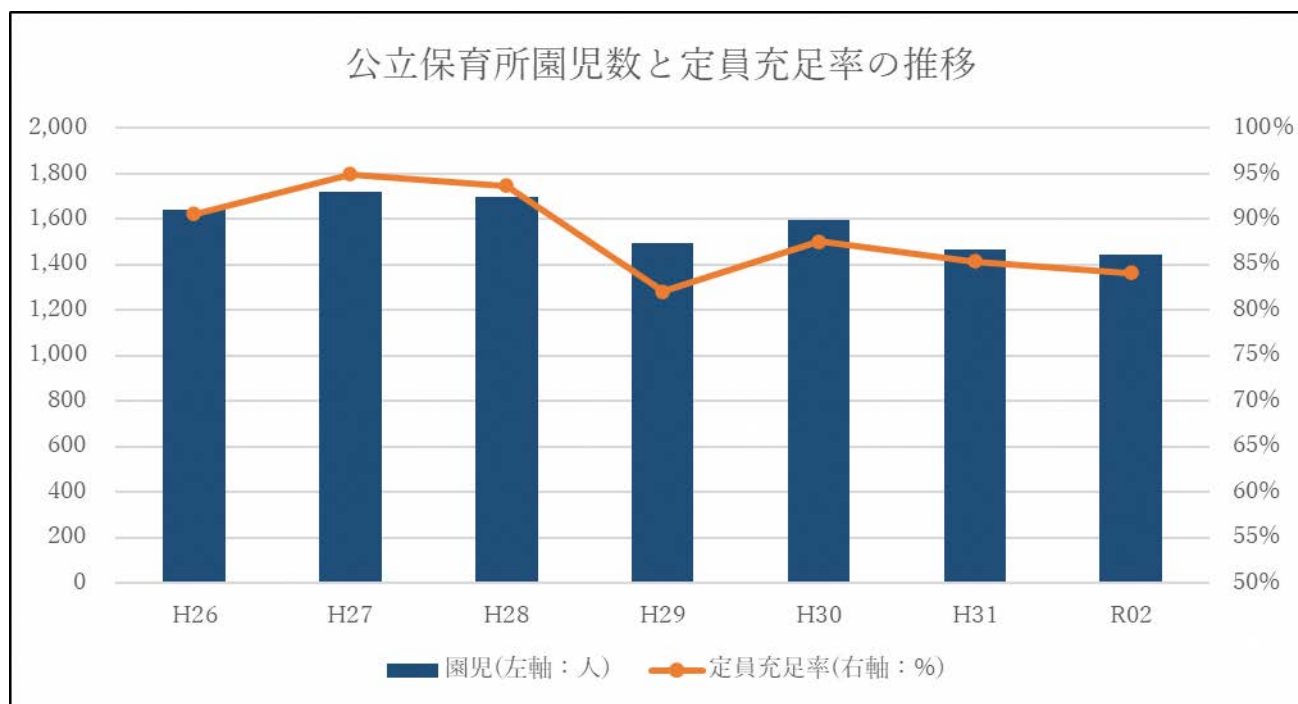
上述の「施設の使用料に関する財務事務の執行について」に記載のとおり、保育料は国の定めた上限額の範囲内で自治体により決定されており、金額も住民税の所得割に基づき細かく階層化されている。また、令和元年10月より3歳児以上、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までが無償化されており、あるべき受益者負担割合の算定にはそぐわないため検討対象外とし、使用料そのものについてのみ検討することとした。

【施設の有効活用について】

○保育所の今後の運営について【意見】

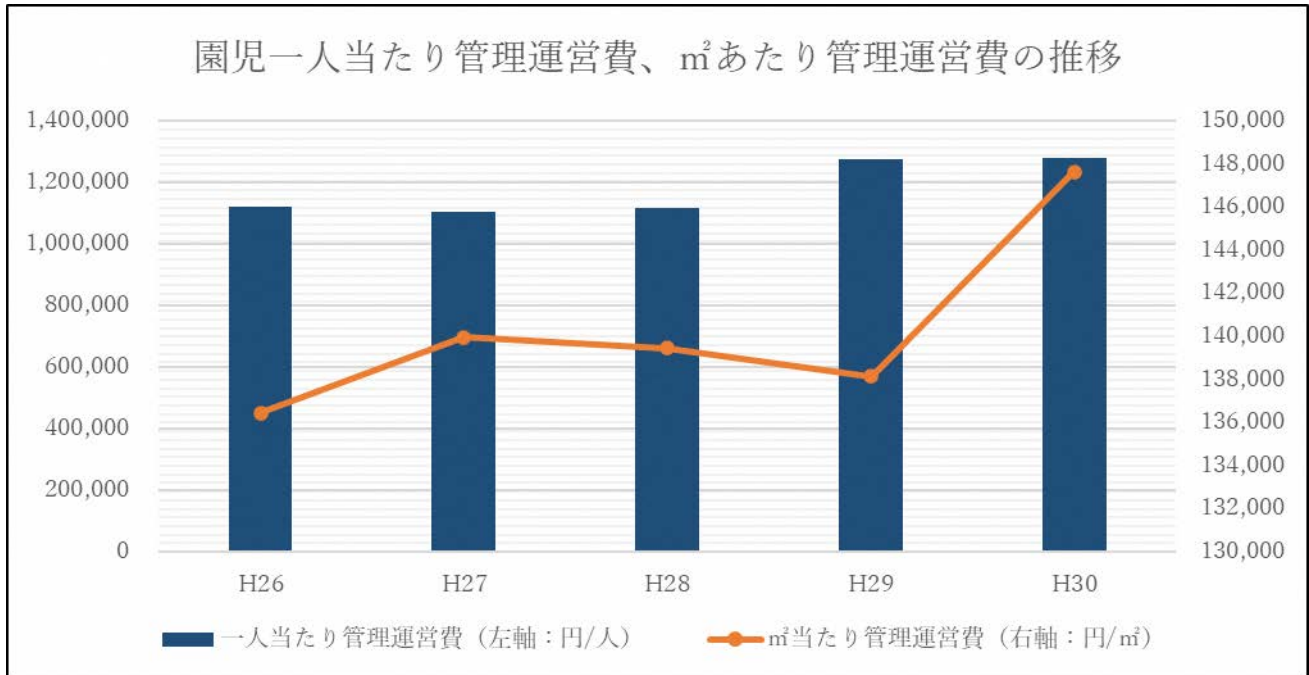
(現状及び問題点)

前橋市では16の保育所を直営で運営しているが、いずれも老朽化が目立っている状況である。また、設立時は園児数も多かったが1990年代から少子化が進行し、園児数、定員充足率は年々減少傾向にある(下記推移グラフ参照)。今後も人口減少、少子化傾向から全体の園児数は更に減少傾向となる見込みである(第二期前橋市・子ども子育て支援事業計画より)。



(定員数は過年度からの経過を分析するため平成 26 年度以前で最新の定員数を利用した。)

園児数は減少する一方で、毎年の維持管理費用(経常的な修繕費用を含む)は一定額発生するため、年々園児数あたりの維持管理費用も高くなっている(下記グラフ参照)。



以上、園児数は減少傾向にあり、園児数あたりの毎年の維持管理費用は増加している。今後も少子化が進むことで当傾向は進行する見込みである。園児数の減少が確実である以上、統廃合や民間への委託、老朽化した施設の大修繕を前提とした直営の可否を検討する必要があると考えるが、現状では具体的な意思決定計画は策定されていない。

(改善点)

上述のとおり園児数の減少に加え、各施設の経過年数は耐用年数に迫っている。従って、例えば下記事項を検討しつつ、具体的な長期計画を作成すべきである。

項目	検討する事項
外部環境、内部環境の分析	今後 10 年、20 年後の各保育所の園児数推移、地域需要性を予測する。また、直営管理した場合の今後の管理運営費(定期大修繕含む)を見積もる
老朽化の実態を明確化する	専門の調査員などによる現地調査により各保育所の老朽化の状態を詳細に把握する。
保育所の今後の在り方を計画する	各保育所を民営化するのか、大修繕を前提とした直営で継続するのか、統廃合するのかなど、実行可能性も検討した上で具体的な将来計画を作成する。

(16) こども発達支援センター（福祉部子育て支援課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	こども発達支援センター		
所管課	福祉部子育て支援課		
所在地	前橋市朝日町三丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営/一部委託		
関係法令	前橋市こども発達支援センター設置規則		
設置目的	こどもの発達に関する支援及び良好な親子関係の構築を図るうえで必要な発達相談、心理相談、親子教室等の支援事業を行うため。		
主な事業内容・業務内容	早期療育支援事業 運動発達支援事業 発達相談 心理相談 その他療育支援に関すること		

（建物の概要）

建築年度	1994年(当施設は2013年より設置)		
延床面積	345.8 m ²		
主構造	SRC造		
階数(最大)	地上1階		
取得価格※	132,872千円	残存価額(※)	66,436千円
耐用年数※	50年	経過年数(※)	25年
減価償却費(※)	2,657千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

なお、当施設は保健センター内にあり固定資産台帳上は1件の建物として管理していることから、取得価格等の各数値については、当施設の保健センターに占める延床面積比率(8.2%)で算出した(参考：保健センター全体の延床面積は4,204 m²)。

○適切な設備修繕について【意見】

（現状及び問題点）

当施設は、平成6年4月に入浴サービスセンターとして開設された施設を転用し、平成25年4月にこども発達支援センターとして開設された。しかし、専用施設としての大規模な改装はされておらず、相談を受けるための部屋が不足している、行動観察窓がなく来所している子どもの状況が確認できない、遊具等の置き場がない等の問題点がある。

また施設の現地視察を行ったところ、以下のような状況があった。

撮影箇所	現場写真	状況
照明		<p>従来の余剰在庫があるとの理由から現在も蛍光灯を利用している。なお同建物の保健センター内事務室は全面 LED へ取替済み。</p>
女子トイレ		<p>和式便器に割れが発生している。</p>
「ふれいるーむ」 扉修繕箇所		<p>扉下部に補修跡あり。幼児が怪我をしないよう補修しているが、経年劣化も進んでいる。</p>
大型遊具		<p>大型の遊具の置き場がなく、廊下へ保管している。</p>

施設全体として老朽化が進んでいるにも関わらず、適切な修繕が行われておらず、利用者サービスが低下している状況が散見された。

(改善案)

当施設の利用者(来所者数)は年間 2,000 人を超えている。施設の有効活用の観点から施設転用は適切であるが、事業目的及び利用状況を鑑みると設備的に不十分な点については適宜改修することが望ましい。特に照明器具については、保健センターは LED 交換済みであるが、こども発達支援センターは未だに蛍光灯を利用しており、同一施設であるにも関わらず設備に差異が生じているなど、修繕が必要な箇所が散見される。

また同一建物内に設置されている保健センターと比較した場合、㎡当たりの保守修繕関連費用は下記の通り大きく乖離しており、こども発達支援センターに係る費用は保健センターの約 50%にとどまっている。

	保健センター (3858 ㎡)			こども発達支援センター (346 ㎡)		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
修繕費	115 千円	1,172 千円	751 千円	0 千円	0 千円	0 千円
施設補修費	465 千円	155 千円	424 千円	70 千円	21 千円	43 千円
計	581 千円	1,327 千円	1,176 千円	70 千円	21 千円	43 千円
㎡当たり	138 円/㎡	316 円/㎡	280 円/㎡	205 円/㎡	61 円/㎡	126 円/㎡
3 年平均	267 円/㎡			131 円/㎡		

利用目的は異なるものの同一建物であることから、通常の経年劣化は同程度に進むと考えられ、よって修繕費についても同程度発生するのが自然と解される。必要な予算を確保し、施設を適切に維持していくことが望ましいと考える。

(収入・経費の概要)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	- 千円	- 千円	- 千円
	その他の収入	- 千円	- 千円	- 千円
	国・県等補助金	5,247 千円	2,875 千円	105 千円
	(A)収入計	5,247 千円	2,875 千円	105 千円
支出	管理運営費(B)	60,902 千円	68,130 千円	90,388 千円
	臨時経費	- 千円	- 千円	- 千円
	支出計	- 千円	- 千円	- 千円
一般財源負担額(B-A)		55,655 千円	65,255 千円	90,283 千円
一般財源負担率		91%	96%	100%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(来所者)	2,303 人	2,060 人	2,034 人
電話相談件数	537 件	485 件	477 件

一人当たり管理運営※	26,445 円	33,073 円	44,439 円
------------	----------	----------	----------

※一人当たり運営費の算定は、利用者数(来所数)で算定。

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	無
根拠条例	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法 ・児童福祉法 ・障害者総合支援法 ・発達障害者支援法 ・前橋市障害児等療育支援事業実施要領等 <p>※当施設に関する明確な根拠はないが、上記に基づき無償としているとの回答あり。</p>
使用料減免の有無	無

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	－千円	－千円	－千円
減免額	－千円	－千円	－千円
減免件数	－件	－件	－件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	-	-	-
旅費	84	104	110
需用費	240	191	199
役務費	23	13	7
委託料	1,907	1,310	987
使用料及び賃借料	-	-	-
工事請負費	-	-	-
原材料費	-	-	-
備品購入費	58	75	-
負担金・補助及び交付金	56	103	80

その他施設管理費	-	-	-
その他施設運営費	-	-	-
管理運営人件費※	58,530	66,332	89,004
支出合計	60,902	68,130	90,388

平成 30 年度は管理運営人件費が増加しているが、平成 29 年度までは正規職員 8 名非常勤職員 3 名の合計 11 名体制であったところ、平成 30 年度には正規職員 12 名となったためである。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	－千円	－千円	－千円
減免額	－千円	－千円	－千円
(A)収入計	－千円	－千円	－千円
支出合計(a)	60,902 千円	68,130 千円	90,388 千円
臨時経費(b)	－千円	－千円	－千円
その他の収入(c)	－千円	－千円	－千円
国・県等補助金(d)	5,247 千円	2,875 千円	105 千円
減価償却費(e)	2,657 千円	2,657 千円	2,657 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	58,312 千円	67,912 千円	92,941 千円
受益者負担割合(A/B)	－%	－%	－%

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

当施設は子供の発達に悩みを持つ親に対する相談窓口であり、発達支援の拠点となるべく設置された施設である。同種の施設は民間ではほとんど存在しないと考えられることから、市場性は小であると考ええる。また子育てに対する福祉施設として、行政関与は必須であり、必需性は大であると考ええる。以上より望ましい受益者負担は 0%と考えた。

当施設の使用料は無償とされていることから、実際の受益者負担割合も 0%である。よって、指摘する事項はないものと判断した。

【施設の有効活用について】

○施設の予約方法について【意見】

(現状及び問題点)

当施設の利用者(来所者数)は年間 2,000 人を超えている。また、無償化としている点からも相談窓口としての利便性は高く利用者ニーズの高い施設といえる。

現状、来所による相談は電話予約、及び来所による予約受付としており、ホームページ上での予約状況の確認や予約受付はしていない。来所相談予約は、時期によって異なるが、早くて1週間後、長くて1カ月先の予約となる。電話及び来所による予約受付のみとしているのは、相談希望者と直接やり取りすることで、前橋市民であることの確認と、相談者の状況を詳しく把握するためとの説明を受けた。

(改善案)

利用者の多くは仕事の都合等で1カ月単位での日程調整が必要となるケースもあるため、月単位で予約状況を開示、受付可能とすることでサービス向上、電話対応減少による事務負担減少も期待できる。

昨今はインターネット環境や携帯キャリアの拡充も進んでいることから、事業目的及び利用者サービスの向上を図るためにも、予約受付の仕組みを改善していくことが望ましい。

(17) 総合福祉会館（福祉部指導監査課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	前橋市総合福祉会館(前橋市第四コミュニティセンター含む)		
所管課	福祉部指導監査課		
所在地	前橋市日吉町二丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営(平成 28 年、平成 29 年)／指定管理(指定管理期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年(2021)年 3 月 31 日)（指定管理者・委託者：社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会）		
関係法令	前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例		
設置目的	(前橋市総合福祉会館) 市民の福祉の向上及び地域福祉の推進を図るため設置 (前橋市第四コミュニティセンター) 地域社会における社会教育の拠点として、市民の自主的創造的な生涯学習活動を通じて、健康で文化的な地域社会をつくることを目的に設置		
主な事業内容・業務内容	施設の利用に関する業務 施設及び設備の維持管理に関する業務 総合福祉会館条例第 3 条第 2 号から第 7 号までに規定する事業に関する業務 第四コミセン地区内における社会教育に関する業務 施設の使用料等の徴収及び収納に関する業務 前各号の業務を適正に行うために必要な業務仕様書に定める業務		

（建物の概要）

建築年度	平成 14 年		
延床面積	9,234 m ²		
主構造	SRC 造		
階数（最大）	地上 3 階 地下 1 階		
取得価格	4,408,550 千円	残存価額(※)	2,852,535 千円
耐用年数	47 年	経過年数(※)	16 年
減価償却費(※)	97,250 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	5,399 千円	5,036 千円	5,368 千円
	その他の収入	4,203 千円	4,429 千円	3,628 千円

	国・県等補助金	8,868 千円	9,607 千円	9,681 千円
	(A)収入計	18,470 千円	19,072 千円	18,678 千円
支出	管理運営費(B)	121,010 千円	125,078 千円	137,580 千円
	臨時経費	5,000 千円	5,527 千円	19,067 千円
	支出計	126,010 千円	130,605 千円	156,648 千円
	一般財源負担額(B-A)	102,540 千円	106,006 千円	118,902 千円
	一般財源負担率	81%	81%	76%

※総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの合算

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	195,530 人	183,347 人	179,138 人
一人当たり管理運営費	618 円	682 円	768 円

※総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの合算

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有			
根拠条例	前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例 前橋市コミュニティセンターに関する条例			
使用料の概要	1.総合福祉会館			
	部屋名	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時
	子育て研修室	540 円	710 円	710 円
	いきいき談話室	1,640 円	2,200 円	2,200 円
	社会適応訓練室	1,470 円	1,980 円	1,980 円
	日常生活動作訓練室	490 円	710 円	710 円
	録音室	270 円	370 円	370 円
	多目的ホール	6,380 円	8,460 円	8,460 円
	第 1 控室	220 円	270 円	270 円
	第 2 控室	370 円	540 円	540 円
	第 1 会議室	760 円	980 円	980 円
	第 2 会議室	760 円	980 円	980 円
	第 3 会議室	710 円	980 円	980 円
	第 4 会議室	710 円	930 円	930 円
	第 5 会議室	660 円	880 円	880 円
	2.第四コミュニティセンター			

	部屋名	午前	午後	夜間
		9時～12時	13時～17時	18時～22時
	第1集会室	440円	540円	540円
	第2集会室	440円	590円	590円
	第1和室	490円	660円	660円
	第2和室	440円	540円	540円
	文化教養室	1,470円	1,980円	1,980円
	調理実習室	1,250円	1,690円	1,690円
	造形創作室	1,100円	1,470円	1,470円
	視聴覚室	540円	760円	760円
使用料の設定根拠、見直しの状況	4年			
使用料減免の有無	有			
減免の概要	総合福祉会館、第四コミュニティセンターを利用する者は、使用料を利用の許可を受ける際納付しなければならないが、市長が特に必要があると認めたときは減免することができる。			
減免内容の設定根拠、見直しの状況	<p>1 前橋市総合福祉会館使用料の減免に関する要綱 (使用料の減免)</p> <p>第2条 前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例(平成14年前橋市条例第32号)第10条に規定する市長が特に必要があると認めるときとは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉、障害福祉、高齢者福祉、児童母子福祉等の分野において、主に本市の福祉向上のための活動を行う団体であって、その活動が公益性を有すると認められたものが、福祉向上に関する事業を行うために利用するとき。</p> <p>(2) 主に本市の青少年及び成人に対して組織的な教育活動を行う団体であって、その活動が公益性を有すると認められたものが、社会教育に関する事業を行うために利用するとき。</p> <p>(3) 本市(本市の行政機関及び本市が加入している一部事務組合等を含む。)が行政目的に利用するとき。</p> <p>(4) 本市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が、市の行政に寄与する目的のために利用するとき。</p> <p>(5) 地域住民によって組織された団体が、生涯学習に関する活動を行うために利用するとき。</p> <p>(6) その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前橋市コミュニティセンター使用料の減免に関する規則 (使用料の減免)</p> <p>第2条 前橋市コミュニティセンターに関する条例(平成3年前橋市条例第32号)第8条に規定する市長が特に必要があると認めるときとは、次のとお</p>			

	<p>りとする。</p> <p>(1) 青少年及び成人に対して組織的な教育活動を行う団体であって、その活動が公益性を有すると認められたものが、社会教育に関する事業を行うために利用するとき。</p> <p>(2) 本市（本市の行政機関及び本市が加入している一部事務組合等を含む。）が行政目的に利用するとき。</p> <p>(3) 本市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が市の行政に寄与する目的のために利用するとき。</p> <p>(4) 地域住民によって組織された団体が、生涯学習に関する活動を行うために利用するとき。</p> <p>(5) その他教育長が特に必要と認めるとき。</p>
--	---

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	5,399 千円	5,036 千円	5,368 千円
減免額	8,545 千円	7,742 千円	7,806 千円
減免件数	4,008 件	3,790 件	3,729 件

※総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの合算

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	施設の性質上、ネーミングライツになじまないため。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (指定管理者制度導入)
報償費	-	-	-
旅費	-	-	-
需用費	36,607	39,799	-
役務費	530	520	161
委託料	58,037	58,750	127,452
使用料及び賃借料	2,702	2,672	-
工事請負費	4,962	5,489	19,067
原材料費	38	38	-
備品購入費	-	-	-

負担金・補助及び交付金	-	-	-
その他施設管理費	-	-	-
その他施設運営費	-	-	-
管理運営人件費	23,134	23,337	9,966
支出合計	126,010	130,605	156,648

※総合福祉会館及び第四コミュニティセンターの合算

○指定管理者を非公募とした根拠について【意見】

(現状と課題)

当施設は、平成 30 年度から前橋市社会福祉協議会を指定管理者として委託している。当指定管理者は、非公募により選定されている。決裁内容を確認したところ、指定管理者制度を導入した理由、該当性、非公募とする理由につき実態とは異なる点が発見された。発見事項は下記のとおり。

① 指定管理者制度を導入した理由：緊急時対応の改善について

<従来の管理運営上の課題と制度導入による改善(決裁内容より一部抜粋)>

年間利用者が 20 万人超であり、かつ、障害者も多数利用する会館において、緊急事態が発生した場合には、消防への連絡、初期消火、避難誘導等に相当の体制を必要とするが、会館を所管する指導監査室の人員の多くは、指導検査のため日中ほぼ不在であり、避難誘導等につくことができず、安全管理上の問題があった。

そのため、会館内に事務所を置く前橋市社会福祉協議会が指定管理者となれば、現在よりも望ましい対応が最も効率的にできると判断したため選定した。

【実態】

緊急時対応の改善として、会館内に事務所を置く前橋市社会福祉協議会を採用することが最も効率的な対応としているが、前橋市社会福祉協議会の事務所は会館内の 3 階に位置する。そのため、緊急時対応における初動の遅れは確実であり、特に当施設は障害者が多く利用していることから初動誘導の遅れは被害の拡大に繋がる可能性が高い。

また、現在の緊急避難マニュアルでも、指導監査課の事務室がある 1 階の避難誘導は制度導入前と同じく指導監査課の担当が担っており、導入前と変更なく、そもそも問題点が改善されていない。

② 指定管理者制度導入の該当性について

<指定管理者制度導入の該当性について(決裁内容より一部抜粋)>

(1)管理運営業務は、外部のノウハウ(柔軟な人材活用、コスト意識の徹底等)を活かすことのできる内容である。すなわち、他施設における指定管理業務の実績のある団体であれば、他施設で培ったノウハウを活かし、効率的で効果的な管理運営を行うことができる。

(2)管理運営業務は、指定管理者制度導入による効果(外部のノウハウ活用によるサービス向上、管理費用の削減)が期待できる。すなわち、施設の老朽化に伴う不具合が急増し、職員の対応件数も激増している中、直営の場合、現行の職員体制では対応が困難であるため、指定管理者制度を導入し、柔軟な人材

活用や人員採用を行うことにより、将来的なコスト増を抑えることが期待できる。

(3) 決裁添付資料：指定管理者施設レビュー結果

(将来のコスト経費削減につながるのかどうかのやりとり)

「今後予想される維持管理経費の増や必要となる人員も含め、本来必要な経費等の将来的なコストと比較すれば、縮減が見込める」

【実態】

当指定管理者制度導入における委託金額の内訳を確認し、直営時の実績と比較したが、主に新規雇用の人件費及び消費税相当額のみ純増であり(下記参照)、将来的な管理経費の削減が見込まれているとはいえなかった。また、本来必要な経費等の将来的なコストと比較すれば経費削減が見込めるとあるが、検討した資料は存在しなかった。

現担当者へヒアリングしたところ、直営時の運営業務を仕様書として委託しており(一部業務は指導監査課に残る)、指定管理者は仕様書通りの業務を実施する必要があるため、指定管理者が業務内容の見直しをできる余地はほぼ無く、経費削減は難しいとの回答を得た。さらに、指定管理者制度を採用しても指導監査課へ残る業務があり、新たに指定管理者制度の評価業務が発生したことで、指導監査課の業務内容は増加したとのこと。なお、指定管理者制度を導入したことで直営時から約 23,609 千円支出が増加している(経常経費増加分)。主なものは人件費純増 14,678 千円(実質純増額：正規職員+1 名、嘱託職員+2 名)、消費税分 3,654 千円である。また、平成 31 年度の指定管理者からの事業報告の実績値を見ても特段経費が削減された事実は確認できなかった。

③ 他市へのアンケート調査結果について

<類似施設における管理の状況(決裁内容より一部抜粋)>

当施設と類似施設を設置する中核市 22 市等に管理運営方法を照会した結果、回答のあった 20 市中 18 市で指定管理者制度を採用していた。

【実態】

アンケート結果を確認したところ、全て前橋市側で用意された選択式の回答であった。そのため、回答結果は指定管理者制度を導入するメリットが強調されたように見えるが、実際に前橋市で得られるメリットかどうかの検討はされていない。また、「指定管理者制度導入による課題」の回答を入手しているが、前橋市で導入するにあたり検討された形跡はない。以上、他市アンケート結果は導入例の参考情報にすぎない内容であったが、決裁上あたかも前橋市で確実なメリットが得られるような記載内容であった。

※アンケート一部抜粋

【指定管理とした理由】

- ア. 施設サービスの向上が見込まれるため
- イ. 施設の管理経費の縮減が認められるため
- ウ. 市民認知度が高まるため
- エ. その他

以上、上記決裁内容とは矛盾する点は、起案書自体の信憑性を欠き、指定管理者制度の導入自体に疑義を生じさせる事項であった。

(改善案)

当指定管理者制度の導入には検討不足な点が多く、制度導入自体必要だったのか疑念がある。

本来指定管理者制度を導入するのであれば、制度導入によるコスト比較検討が必須である。具体的には、直営のまま人員を増加した場合、必要な業務のみを業務委託した場合、指定管理者制度を採用した場合、それぞれ現状からどの程度コストが増加するのか、又は削減できるのかを検討した長期計画を作成し、比較する必要がある。コスト削減できる場合はその蓋然性の検討も必要である。以上を検討した上でどの案が最も適切か意思決定すべきである。

○決裁の実効性確保について【意見】

(現状と課題)

当案件は「前橋市事務決裁規程」に基づき、グループ合議を経て最終的には市長決裁を受けている。前橋市事務決裁規程での合議の方法(第11条)によると、「合議を受けた関係部課の職員は、当該文書に意見があるときは、起案者の属する部課及び関係部課で協議し、なお、意見が一致しないときは、その意見を添えて上司の決裁を受けなければならない」とある。

しかし、上述の「指定管理者制度の導入について」に記載のとおり、決裁内容と実態は大きく矛盾する点があり、決裁内容につき詳細な検討資料がないものもあった(決裁添付資料:「指定管理者施設レビュー結果」将来的な管理経費の縮減について)。また、決裁内容には「運営上の課題及び対応(案)について」の記載があるが、当記載内容は直営時の運営上の課題であって、指定管理者制度導入における課題ではなかった。

当決裁の起案部課及び合議部課の捺印数は16あり、合議は6課の担当課長が決裁に関与していた。これだけ回覧されているながら、上記事項を検証された形跡は見受けられない。いずれの矛盾点も容易に気付かなければならない事項であり、当矛盾点を看過することは当該決裁が有効に行われていたかどうかについて疑念を生じさせることとなる。

(改善案)

決裁は行政管理体制の根幹を成す重要な内部統制手続きであり、客観的かつ批判的な検証が必要である。各課の決裁時における手続きが形骸化されることがないよう確認が求められる。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	5,399 千円	5,036 千円	5,368 千円
減免額	8,545 千円	7,742 千円	7,806 千円
(A)収入計	13,944 千円	12,778 千円	13,174 千円
支出合計(a)	126,010 千円	130,605 千円	156,648 千円
臨時経費(b)	5,000 千円	5,527 千円	19,067 千円

その他の収入(c)	4,203 千円	4,429 千円	3,628 千円
国・県等補助金(d)	8,868 千円	9,607 千円	9,681 千円
減価償却費(e)	97,250 千円	97,250 千円	97,250 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	205,189 千円	208,292 千円	221,521 千円
受益者負担割合(A/B)	6.8%	6.1%	5.9%

※総合福祉会館及び第四コミュニティセンター合算

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

当施設は障害福祉、高齢福祉、児童母子福祉をはじめとした地域福祉の機能を集約した福祉拠点であり、行政関与の必要性が高く、必需性は大であると考えた。一方で、提供している設備は、社会適応訓練室、日常生活動作訓練室など福祉専用施設もあるが、大半を会議室や多目的ホールが占めており民間での類似施設の提供があることから、市場性は中程度と判断した。以上より、望ましい受益者負担割合は25%であると考えた。しかしながら実際の受益者負担割合は6%程度であり、望ましい受益者負担割合を大幅に下回っている。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。特に、下記「施設の利用率改善について」に記載した通り、利用率の改善を検討していくことが望まれる。また使用料についても、施設の耐用年数は65年を目標としており、現在の経過年数は17年であることから、今後定期的な定期修繕を含め将来の維持管理費用の見込み額を検討した上で、見直しを図ることが望まれる。

【施設の有効活用について】

○施設の稼働率改善について【意見】

(現状及び問題点)




上述の通り、望ましい受益者負担割合に対して実際の受益者負担割合が低い水準であることから、部屋ごとの稼働率について分析を行った。平成30年度の会館数は年間344日のため、会館日数×2.5回を稼働件数として(午前、午後、夜間の3枠であるが、夜間は利用者数が日中に比べ大幅に減少するため夜間を0.5回として換算した)、年間の稼働率を算定した。

部屋名	会館日数 (A)	利用件数 (B)	B/稼働率(A ×2.5)	コメント

子育て研修室	344	570	66%	
いきいき談話室	344	486	57%	
社会適応訓練室	344	546	63%	
日常生活動作訓練室	344	453	53%	
録音室	344	170	20%	稼働率が極めて低く、利用頻度に特殊性もないため要改善対象。
多目的ホール	344	284	33%	用途からすると回転率は低い貸室である。収容人数が500人であることからすると稼働率は妥当な範囲内と判断。
第1控室	344	120	14%	稼働率が極めて低く、第二控室もあるため要改善対象。
第2控室	344	454	53%	
第1会議室	344	403	47%	稼働率は50%未満だが、利用が日中に集中することを鑑みると妥当な範囲内と判断。
第2会議室	344	371	43%	同上
第3会議室	344	339	39%	同上
第4会議室	344	358	42%	同上
第5会議室	344	496	58%	
第1集会室	344	576	67%	
第2集会室	344	637	74%	
第1和室	344	321	37%	稼働率は50%未満だが、利用が日中に集中することを鑑みると妥当な範囲内と判断。
第2和室	344	333	39%	稼働率は50%未満だが、利用が日中に集中することを鑑みると妥当な範囲内と判断。
文化教養室	344	725	84%	
調理実習室	344	93	11%	1日1件として換算しても稼働率は約27%と極めて低いことから、要改善対象。
造形創作室	344	338	39%	造作に終日を要することを鑑みると年間利用件数は妥当な範囲内と判断。
視聴覚室	344	474	55%	

※「平成30年度前橋市総合福祉会館 年間利用者実績内訳」より監査人作成

稼働率が50%を超える部屋がある一方で、録音室、第一控室、調理実習室など、特定の用途のために使用される部屋については利用率が低い傾向がみられた。

録音室	第一控室	調理実習室
		

※前橋市総合福祉会館ホームページ「貸室施設一覧」より
(改善案)

稼働率の低い貸室については、原因を分析した上で今後の改善策を検討することが望ましい。また、稼働率に加え利用者の需要も検討した上で、適宜部屋の改装等も検討すべきである。

(18) 前橋公園（建設部公園管理事務所）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	前橋公園		
所管課	建設部公園管理事務所		
所在地	前橋市大手町三丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営		
関係法令	都市公園法、前橋市公園条例		
設置目的	大規模公園及び市内各公園の適正な維持管理を行うことを目的として設置している。		
主な事業内容・業務内容	前橋公園は、本市で初めての公園として、明治38年に設置された。園内には児童遊園も併設されている。		

（主要な建物の概要）

建物名称	前橋公園管理事務所		
建築年度	2005年		
延床面積	111 m ²		
主構造	S造		
階数（最大）	地上 1階 地下 階		
取得価格	32,040千円	残存価額(※)	20,793千円
耐用年数	38年	経過年数(※)	14年
減価償却費(※)	865千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	1,835千円	3,212千円	2,592千円
	その他の収入	7千円	5千円	0千円
	国・県等補助金	0千円	0千円	0千円
	(A)収入計	1,843千円	3,218千円	2,592千円
支出	管理運営費(B)	60,696千円	57,794千円	53,870千円
	臨時経費	3,722千円	9,791千円	5,472千円
	支出計	64,419千円	67,585千円	59,343千円
一般財源負担額(B-A)		58,853千円	54,575千円	51,278千円
一般財源負担率		97%	94%	95%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	634,788 人	744,014 人	708,362 人
一人当たり管理運営費	96 円	78 円	76 円

利用者数については、正確な人数の把握は困難なことから、下記の算式にて算出している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中央児童遊園利用者	488,298 人	572,319 人	544,894 人
倍率	1.3 倍	1.3 倍	1.3 倍
前橋公園利用者数	634,788 人	744,014 人	708,362 人

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有								
根拠条例	前橋市公園条例								
使用料の概要	<p>使用料については、前橋市公園条例にて下記のように定められている。</p> <p>「前橋市公園条例」</p> <p>第 8 条</p> <p>有料公園施設（公園施設を有料で利用させるものをいう。）は、別表第 1、別表第 2、別表第 2 の 2、別表第 2 の 3、別表第 3 のとおりとする。</p> <p>別表第 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>有料公園施設の名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">前橋公園</td> <td>日本庭園和室</td> <td>午前 9 時から午後 0 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで 3,840 円、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 7,700 円</td> </tr> <tr> <td>野外ステージ</td> <td>5 時間以内 1,200 円、5 時間を超える場合は、1 時間につき 100 円を加算する。ただし、1 日につき 1,720 円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	有料公園施設の名称	使用料	前橋公園	日本庭園和室	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで 3,840 円、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 7,700 円	野外ステージ	5 時間以内 1,200 円、5 時間を超える場合は、1 時間につき 100 円を加算する。ただし、1 日につき 1,720 円を上限とする。
公園名	有料公園施設の名称	使用料							
前橋公園	日本庭園和室	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで 3,840 円、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 7,700 円							
	野外ステージ	5 時間以内 1,200 円、5 時間を超える場合は、1 時間につき 100 円を加算する。ただし、1 日につき 1,720 円を上限とする。							
使用料の設定根拠、見直しの状況	使用料の値上げについては、過去、消費税率改正時に実施している。また、使用料の見直しについては、財政課からの依頼により、原則 4 年サイクルで検討している状況である。								
使用料減免の有無	有								
減免の概要	使用料の減免については、前橋市公園条例にて下記のように定められている。								

	<p>「前橋市公園条例」</p> <p>第 15 条</p> <p>市長は、有料公園施設を利用する者の責に帰することのできない理由によってその利用をすることができなくなった場合その他市長において特に必要があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。</p>
<p>減免内容の設定根拠、見直しの状況</p>	<p>減免内容の設定根拠は、上記条例のとおりである。</p> <p>減免については、公共の用に供すると考えられる使用、占有の使用料について徴収や減免を行っているが、基準を明確にすることにより、より公正で適正な使用、占有料の徴収を行うとともに事務の軽減を図ることを理由として、「都市公園使用料等の減免」の基準を策定した（令和 2 年 3 月 27 日伺定め）。</p> <p>減免の要件としては以下のとおりである。</p> <p>(1) 組織的に教育活動を行う団体であって、その活動が公益性を有すると認められたものが、事業を行うために利用するとき。</p> <p>(2) 本市（本市の行政機関及び本市が加入している一部事務組合等を含む。）が行政目的に利用するとき。</p> <p>(3) 本市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が市の行政に寄与する目的のために利用するとき。</p> <p>(4) 地域住民によって組織された団体が、地域に関する活動を行うために利用するとき。</p> <p>(5) その他</p>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	1,835 千円	3,212 千円	2,592 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
減免件数	0 件	0 件	0 件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	有
愛称	楽歩堂 前橋公園
契約者	株式会社 楽歩堂
契約期間	2019 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日
契約金額	800,000 円

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	0 千円	0 千円	0 千円
旅費	0 千円	0 千円	0 千円
需用費	13,873 千円	16,397 千円	15,578 千円
役務費	96 千円	3 千円	92 千円
委託料	24,282 千円	19,750 千円	17,274 千円
使用料及び賃借料	0 千円	0 千円	0 千円
工事請負費	3,722 千円	9,791 千円	5,472 千円
原材料費	0 千円	0 千円	0 千円
備品購入費	12 千円	109 千円	82 千円
負担金・補助及び交付金	0 千円	0 千円	0 千円
その他施設管理費	0 千円	0 千円	50 千円
その他施設運営費	0 千円	0 千円	0 千円
管理運営人件費	22,432 千円	21,533 千円	20,792 千円
支出合計	64,419 千円	67,585 千円	59,343 千円

委託料の主なものは、公園管理のための伐採や清掃等である。

○指定管理者制度の導入について【意見】

(現状及び問題点)

前橋公園については直営で行っている。公園の運営費として年間 6 千万円前後のコストがかかっている一方で、収入は一部の有料施設から発生する使用料とネーミングライツによるスポンサー料しかない。下記の通り、望ましい受益者負担割合と実際の受益者負担割合との間に乖離があるなか、使用料の金額設定の見直しのみならず、新たな使用料の確保や経費の抜本的な見直しなども検討する必要がある。

(改善案)

抜本的な見直しが求められる中、民間の考え方を導入する指定管理者制度を導入することも一つの改善方法ではないか。前橋市においても行財政改革推進計画の中で「大規模公園の公園管理業務における民間委託の拡大」を掲げていることから、指定管理者制度の導入を検討し、受益者負担割合の改善を図っていくことが望まれる。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	1,835 千円	3,212 千円	2,592 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
(A)収入計	1,835 千円	3,212 千円	2,592 千円
支出合計(a)	64,419 千円	67,585 千円	59,343 千円

臨時経費(b)	3,722 千円	9,791 千円	5,472 千円
その他の収入(c)	7 千円	5 千円	0 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	865 千円	865 千円	865 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	61,555 千円	58,654 千円	54,736 千円
受益者負担割合(A/B)	2.9%	5.4%	4.7%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

公園施設は民間で参入することが一般的ではないので市場性は小であり、一方で公園の整備には行政の関与が必要と認められるものの、全ての市民にとっても必ずしも必需的な施設であるとまでは言えないことから、必需性は中であると考えた。よって望ましい受益者負担割合は25%であると考えた。一方で有料施設としている野外ステージや日本庭園和室については、同種施設は複数存在しているため市場性は中であり、必需性は中であると考え、望ましい受益者負担割合は50%程度と考える。

実際の受益者負担割合は3%~5%である。野外ステージや日本庭園和室のみの経費を抽出できないため、施設ごとの実際の受益者負担割合との比較はできないものの、これらの施設に要する経費はそれほど大きいとは考えにくい。しかしながら、公園施設自体の望ましい受益者負担割合である25%にも程遠い状況であることから、受益者負担割合を改善するよう検討が必要である。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。また抜本的な見直しのために、指定管理者制度の導入を検討することも必要であるとする。

【施設の有効活用について】

特記すべき事項はない。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(19) 敷島公園（建設部公園管理事務所）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	敷島公園（ばら園管理棟）		
所管課	建設部公園管理事務所		
所在地	前橋市敷島町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営		
関係法令	都市公園法、前橋市公園条例		
設置目的	大規模公園及び市内各公園の適正な維持管理を行うことを目的として設置している。		
主な事業内容・業務内容	敷島公園は、昭和46年に開園、平成20年の「第25回全国都市緑化フェア」の開催に合わせて、全園をバラに特化した植物園として再オープンした。		

（主要な建物の概要）

建物名称	ばら園管理棟		
建築年度	1978年		
延床面積	153㎡		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上 1階 地下 階		
取得価格	28,524千円	残存価額(※)	0千円
耐用年数	38年	経過年数(※)	41年
減価償却費(※)	0千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	3,528千円	4,282千円	1,958千円
	その他の収入	232千円	252千円	253千円
	国・県等補助金	0千円	0千円	5,000千円
	(A)収入計	3,761千円	4,535千円	7,211千円
支出	管理運営費(B)	73,338千円	78,921千円	77,473千円
	臨時経費	10,131千円	32,660千円	19,313千円
	支出計	83,470千円	111,582千円	96,786千円
一般財源負担額(B-A)		69,577千円	74,386千円	70,261千円
一般財源負担率		95%	94%	91%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	585,584 人	585,584 人	585,584 人
一人当たり管理運営費	125 円	135 円	132 円

利用者数については、正確な人数の把握は困難なことから、下記の算式にて算出している。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ばら園まつり概算数①	167,000 人	167,000 人	167,000 人
まつり日数	39 日	39 日	39 日
倍率	0.3 倍	0.3 倍	0.3 倍
まつり以外利用者@	1,284 人	1,284 人	1,284 人
まつり以外日数	326 日	326 日	326 日
まつり以外利用者②	418,584 人	418,584 人	418,584 人
① + ②	585,584 人	585,584 人	585,584 人

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有																	
根拠条例	前橋市公園条例																	
使用料の概要	<p>使用料については、前橋市公園条例にて下記のように定められている。</p> <p>「前橋市園条例」</p> <p>第 8 条</p> <p>有料公園施設（公園施設を有料で利用させるものをいう。）は、別表第 1、別表第 2、別表第 2 の 2、別表第 2 の 3、別表第 3 のとおりとする。</p> <p>別表第 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">公園名</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">有料公園施設の名称</th> <th style="width: 40%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">敷島公園</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">ボート</td> <td>オール式</td> <td>1 隻 30 分 200 円</td> </tr> <tr> <td>ペダル式</td> <td>1 隻 30 分 410 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">つり堀池</td> <td>1 号池及び 2 号池</td> <td>1 面 8 時 30 分から 11 時 30 分まで及び 13 時 30 分から 16 時 30 分まで 1,100 円 8 時 30 分から 16 時 30 分まで 2,200 円</td> </tr> <tr> <td>3 号池</td> <td>1 面 8 時 30 分から 11 時 30 分まで及び 13 時 30 分から 16 時 30 分まで 2,200 円 8 時 30 分から 16 時 30 分まで 4,400 円</td> </tr> </tbody> </table>			公園名	有料公園施設の名称		使用料	敷島公園	ボート	オール式	1 隻 30 分 200 円	ペダル式	1 隻 30 分 410 円	つり堀池	1 号池及び 2 号池	1 面 8 時 30 分から 11 時 30 分まで及び 13 時 30 分から 16 時 30 分まで 1,100 円 8 時 30 分から 16 時 30 分まで 2,200 円	3 号池	1 面 8 時 30 分から 11 時 30 分まで及び 13 時 30 分から 16 時 30 分まで 2,200 円 8 時 30 分から 16 時 30 分まで 4,400 円
公園名	有料公園施設の名称		使用料															
敷島公園	ボート	オール式	1 隻 30 分 200 円															
		ペダル式	1 隻 30 分 410 円															
	つり堀池	1 号池及び 2 号池	1 面 8 時 30 分から 11 時 30 分まで及び 13 時 30 分から 16 時 30 分まで 1,100 円 8 時 30 分から 16 時 30 分まで 2,200 円															
3 号池		1 面 8 時 30 分から 11 時 30 分まで及び 13 時 30 分から 16 時 30 分まで 2,200 円 8 時 30 分から 16 時 30 分まで 4,400 円																

		緑化相談所	展示室	9時から正午まで1,100円 正午から17時まで及び17時から21時まで1,540円
使用料の設定根拠、見直しの状況	使用料の値上げについては、過去、消費税率改正時に実施している。また、使用料の見直しについては、財政課からの依頼により、原則4年サイクルで検討している状況である。			
使用料減免の有無	有			
減免の概要	<p>使用料の減免については、前橋市公園条例にて下記のように定められている。</p> <p>「前橋市公園条例」</p> <p>第15条 市長は、有料公園施設を利用する者の責に帰することのできない理由によってその利用をすることができなくなった場合その他市長において特に必要があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。</p>			
減免内容の設定根拠、見直しの状況	<p>減免内容の設定根拠は、上記条例のとおりである。</p> <p>減免については、公共の用に供すると考えられる使用、占有の使用料について徴収や減免を行っているところだが、基準を明確にすることにより、より公正で適正な使用、占有料の徴収を行うとともに事務の軽減を図ることを理由として、「都市公園使用料等の減免」の基準を策定した（令和2年3月27日伺定め）。</p> <p>減免の要件としては以下のとおりである。</p> <p>(1) 組織的に教育活動を行う団体であって、その活動が公益性を有すると認められたものが、事業を行うために利用するとき。</p> <p>(2) 本市（本市の行政機関及び本市が加入している一部事務組合等を含む。）が行政目的に利用するとき。</p> <p>(3) 本市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が市の行政に寄与する目的のために利用するとき。</p> <p>(4) 地域住民によって組織された団体が、地域に関する活動を行うために利用するとき。</p> <p>(5) その他</p>			

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料	3,528千円	4,282千円	1,958千円
減免額	0千円	0千円	0千円
減免件数	0件	0件	0件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	有
愛称	敷島公園門倉テクノばら園
契約者	門倉テクノ株式会社
契約期間	2019年4月1日～2022年3月31日
契約金額	1,520,000円

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
報償費	0千円	0千円	0千円
旅費	0千円	0千円	0千円
需用費	12,826千円	13,168千円	12,020千円
役務費	425千円	4千円	407千円
委託料	33,333千円	36,472千円	36,829千円
使用料及び賃借料	25千円	25千円	25千円
工事請負費	8,101千円	30,668千円	17,499千円
原材料費	2,030千円	1,992千円	1,814千円
備品購入費	347千円	165千円	72千円
負担金・補助及び交付金	600千円	2,888千円	2,600千円
その他施設管理費	0千円	0千円	61千円
その他施設運営費	0千円	0千円	0千円
管理運営人件費	25,780千円	26,197千円	25,456千円
支出合計	83,470千円	111,582千円	96,786千円

委託料は、主として公園管理のための伐採や清掃等に関する業務の委託である。

○指定管理者制度の導入について【意見】

(現状及び問題点)

敷島公園については直営で行っている。公園の運営費として年間1億円近いコストがかかっている一方で、収入は一部の有料施設から発生する使用料とネーミングライツによるスポンサー料しかない。下記の通り、望ましい受益者負担割合と実際の受益者負担割合との間に乖離があるなか、使用料の金額設定の見直しのみならず、新たな使用料の確保や経費の抜本的な見直しなども検討して行く必要がある。

(改善案)

抜本的な見直しが求められる中、民間の考え方を導入する指定管理者制度を導入することも一つの改善方法ではないか。前橋市においても行財政改革推進計画の中で「大規模公園の公園管理業務における民間委託の拡大」を掲げていることから、指定管理者制度の導入を検討し、受益者負担割合の改善を図っていくことが望まれる。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	3,528 千円	4,282 千円	1,958 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
(A)収入計	3,528 千円	4,282 千円	1,958 千円
支出合計(a)	83,470 千円	111,582 千円	96,786 千円
臨時経費(b)	10,131 千円	32,660 千円	19,313 千円
その他の収入(c)	232 千円	252 千円	253 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	5,000 千円
減価償却費(e)	0 千円	0 千円	0 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	73,107 千円	78,670 千円	72,220 千円
受益者負担割合(A/B)	4.8%	5.4%	2.7%

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

公園施設は民間で参入することが一般的ではないので市場性は小であり、一方で公園の整備には行政の関与が必要と認められるものの、全ての市民にとっても必ずしも必需的な施設であるとまでは言えないことから、必需性は中であると考えた。よって望ましい受益者負担割合は 25%であると考えた。一方で有料施設としているボートや釣り堀、緑化相談所については、同種施設は複数存在しているので市場性は大であり、また一部の市民が選択的に利用する施設であることから必需性は小であると考え、望ましい受益者負担割合は 100%程度と考えた。

このうち有料施設についてさらに検討するため、担当課から入手した追加資料をもとに監査人独自に収入および経費を集計し、有料施設の実際の受益者負担割合を算定した。

(A)収入

有料公園施設	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ボート	2,165 千円	2,057 千円	1,614 千円
釣り堀池	46 千円	38 千円	38 千円
ばら園緑化相談所	315 千円	300 千円	305 千円

(B)支出 (直接的な経費のみ集計)

有料公園施設	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ボート場管理業務	1,971 千円	1,903 千円	1,984 千円

ボート保守点検業務	406 千円	1,245 千円	543 千円
ボート利用券手数料	42 千円	44 千円	32 千円
つり堀池管理業務	80 千円	70 千円	70 千円

(A/B)受益者負担割合

有料公園施設	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ボート・つり堀池	88%	64%	62%

上述の通り、望ましい受益者負担割合 100%に対して、実際の受益者負担割合は 60%~80%であり、しかも減少傾向にある。これらの試算には間接的に発生する経費は含めていないため、実際の受益者負担割合はもっと下回るものと想定される。

(改善案)

前橋市としての望ましい受益者負担割合を設定し、支出の内容を検討すると共に、使用料の金額や内容を検討する必要がある。とくに有料施設については、使用料の見直しが求められる。また抜本的な見直しのために、指定管理者制度の導入を検討することも必要であると考え。

【施設の有効活用について】

特記すべき事項はない。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(20) 嶺公園（建設部公園管理事務所）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	嶺公園		
所管課	建設部公園管理事務所（公園関係）、建設部公園緑地課（墓地関係）		
所在地	前橋市嶺町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営		
関係法令	都市公園法、前橋市公園条例、前橋市嶺公園墓地条例		
設置目的	大規模公園及び市内各公園の適正な維持管理を行うことを目的として設置している。		
主な事業内容・業務内容	昭和52年に着工し、墓地、公園緑地を併せ持つ墓地公園として整備されている。		

○本施設の管理について【意見】

（現状及び問題点）

本施設は、都市計画法に基づき、墓地の設置の用に供することを目的として設置された都市公園であり、公園と墓地とが一体となっているため、公園部分については建設部公園管理事務所、墓地部分については建設部公園緑地課が管轄している。そのため、施設の管理にあたって、以下のような問題点が生じている。

「収支管理について」

墓地の使用料・管理料等の収入は建設部公園緑地課が管理する一方、墓域内樹木の剪定等の墓地の維持管理は建設部公園管理事務所が実施している。そのため、公園管理事務所は嶺公園墓地全体の収入を把握せずに維持管理経費の支出を行っているとの説明を受けた。また、建設部公園緑地課も維持管理経費がどれくらいなのかは把握できていない状況で使用料・管理料を決定していることとなる。このように、収入と支出が別々の課で管理されており、情報交換も行われていないため、適正な収支の管理ができていないのではと推測される。

「嶺公園管理事務所の職員について」

嶺公園管理事務所に常駐している職員は、すべて建設部公園管理事務所の職員であるが、墓地に関する事務として納骨集計、返還墓地の確認、墓の場所案内等を行っている。また、来年度から樹林墓地に関する業務も加わる予定である。このように、常駐職員（建設部公園管理事務所）が、公園管理業務以外に墓地の事務を建設部公園緑地課からの指示のもと業務をするという実態となっているため、業務量の増加、指示系統の複雑化から円滑な業務が難しい状況となっている。

（改善案）

適正な収支管理及び業務の効率化の観点から、嶺公園全体を一体として1つの課で担当するか、それが困難であれば、嶺公園を公園部分と墓地部分に区分し、公園部分は建設部公園管理事務所、墓地部分は建設部公園緑地課で担当するようにすることを検討することが望ましい。

(主要な建物の概要)

建物名称	嶺公園管理棟		
建築年度	1980年		
延床面積	252㎡		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上 1階 地下 階		
取得価格	46,870千円	残存価額(※)	0千円
耐用年数	38年	経過年数(※)	39年
減価償却費(※)	46千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

(収入・経費の概要)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	30,776千円	35,863千円	34,627千円
	その他の収入	19千円	22千円	20千円
	国・県等補助金	0千円	0千円	0千円
	(A)収入計	30,796千円	35,886千円	34,627千円
支出	管理運営費(B)	66,744千円	69,946千円	67,438千円
	臨時経費	14,340千円	18,176千円	956千円
	支出計	81,084千円	88,123千円	68,395千円
一般財源負担額(B-A)		35,948千円	34,060千円	32,811千円
一般財源負担率		54%	49%	49%

(利用者数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	99,320人	100,464人	101,681人
一人当たり管理運営費	672円	696円	663円

上述の利用者数について、正確な人数の把握は困難なことから、下記の算式にて算出しているとの説明を受けた。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
墓地利用者数	9,550人	9,660人	9,777人
4人×2回	8倍	8倍	8倍
倍率	1.3倍	1.3倍	1.3倍
嶺公園利用者数	99,320人	100,464人	101,681人

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有																																											
根拠条例	前橋市嶺公園墓地条例																																											
使用料の概要	<p>使用料については、前橋市嶺公園墓地条例にて下記のように定められている。</p> <p>「前橋市嶺公園墓地条例」</p> <p>第9条（使用料）</p> <p>2 使用料の額は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">区画</th> <th rowspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>間口（m）</th> <th>奥行（m）</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面墓地A</td> <td>2</td> <td>2.5</td> <td>5</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>平面墓地B</td> <td>2.5</td> <td>3</td> <td>7.5</td> <td>495,000円</td> </tr> <tr> <td>平面墓地C</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>900,000円</td> </tr> <tr> <td>芝生墓地</td> <td>1.5</td> <td>3</td> <td>4.5</td> <td>250,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条（管理料）</p> <p>2 管理料の額は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積（㎡）</th> <th>管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面墓地A</td> <td>5</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>平面墓地B</td> <td>7.5</td> <td>4,950円</td> </tr> <tr> <td>平面墓地C</td> <td>12</td> <td>7,920円</td> </tr> <tr> <td>芝生墓地</td> <td>4.5</td> <td>2,970円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	区画			使用料	間口（m）	奥行（m）	面積（㎡）	平面墓地A	2	2.5	5	300,000円	平面墓地B	2.5	3	7.5	495,000円	平面墓地C	3	4	12	900,000円	芝生墓地	1.5	3	4.5	250,000円	区分	面積（㎡）	管理料	平面墓地A	5	3,300円	平面墓地B	7.5	4,950円	平面墓地C	12	7,920円	芝生墓地	4.5	2,970円
区分	区画			使用料																																								
	間口（m）	奥行（m）	面積（㎡）																																									
平面墓地A	2	2.5	5	300,000円																																								
平面墓地B	2.5	3	7.5	495,000円																																								
平面墓地C	3	4	12	900,000円																																								
芝生墓地	1.5	3	4.5	250,000円																																								
区分	面積（㎡）	管理料																																										
平面墓地A	5	3,300円																																										
平面墓地B	7.5	4,950円																																										
平面墓地C	12	7,920円																																										
芝生墓地	4.5	2,970円																																										
使用料の設定根拠、見直しの状況	使用料の値上げについては、過去、消費税率改正時に実施している。また、使用料の見直しについては、財政課から依頼により、原則4年サイクルで検討している状況である。																																											
使用料減免の有無	有																																											
減免の概要	<p>使用料の減免については、前橋市嶺公園墓地条例にて下記のように定められている。</p> <p>「前橋市嶺公園墓地条例」</p> <p>第12条 市長は、特別の事由があると認める者については、管理料を減免することができる。</p>																																											
減免内容の設定根拠、見直しの状況	減免内容の設定根拠は、上記条例のとおりである。 減免内容の見直しは行われていない。																																											

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	30,776 千円	35,863 千円	34,627 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
減免件数	0 件	0 件	0 件

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	<p>ネーミングライツを導入する施設として相応しくない。現状では、下記ガイドラインを参考に導入しないこととしている。</p> <p>「前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」</p> <p>第3 導入対象市有施設等</p> <p>市有施設等のうち、多くの市民が利用し、ネーミングライツの導入により、一定の広告効果や利用者の増加などの更なる有効活用が期待されるものを対象とします。なお、それぞれの市有施設等の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を冠することが適当でないと判断される市有施設等は対象外とします。</p>

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	0 千円	0 千円	0 千円
旅費	0 千円	0 千円	0 千円
需用費	7,673 千円	7,639 千円	6,077 千円
役務費	547 千円	503 千円	620 千円
委託料	41,812 千円	40,860 千円	44,080 千円
使用料及び賃借料	0 千円	0 千円	0 千円
工事請負費	14,340 千円	18,176 千円	956 千円
原材料費	0 千円	0 千円	0 千円
備品購入費	0 千円	104 千円	160 千円
負担金・補助及び交付金	0 千円	0 千円	0 千円
その他施設管理費	0 千円	0 千円	65 千円
その他施設運営費	0 千円	0 千円	0 千円
管理運営人件費	16,710 千円	20,837 千円	16,434 千円
支出合計	81,084 千円	88,123 千円	68,395 千円

委託料は、主として公園管理のための伐採や清掃等に関する業務の委託である。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	30,776 千円	35,863 千円	34,627 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
(A)収入計	30,776 千円	35,863 千円	34,627 千円
支出合計(a)	81,084 千円	88,123 千円	68,395 千円
臨時経費(b)	14,340 千円	18,176 千円	956 千円
その他の収入(c)	19 千円	22 千円	20 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	46 千円	46 千円	46 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	66,771 千円	69,971 千円	67,465 千円
受益者負担割合(A/B)	46%	51%	51%

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

嶺公園は、公園としての機能と墓地としての機能を有するため、それぞれに分けて望ましい受益者負担割合を検討した。

まず公園施設としての側面からは、公園施設は民間で参入することが一般的ではないので市場性は小であり、一方で公園の整備には行政の関与が必要と認められるものの、全ての市民にとっても必ずしも必需的な施設であるとは言いえないことから、必需性は中であると考えた。よって望ましい受益者負担割合は 25%であると考えた。

一方で墓地施設としての側面からは、墓地は民間事業者も多く存在しているので市場性は大であるが、福祉的な観点から行政の関与も一定程度必要と考えられることから、必需性は中であると考え、望ましい受益者負担割合は 75%程度と考えた。

実際の受益者負担割合は、公園部分と墓地部分を分けて算定することができないため、単純な比較ができないが、上述の通り望ましい受益者負担割合が 25%～75%であると考えたことに対し、全体では約 50%という実際の受益者負担割合であること、そして複合施設であるという施設の性格を鑑みれば、概ね適切な受益者負担割合ではないかと考えた。

【施設の有効活用について】

特記すべき事項はない。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

特記すべき事項はない。

(21) 斎場（市民部市民課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	斎場		
所管課	市民部市民課		
所在地	前橋市天川大島町一丁目		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	一部委託（委託者：株式会社宮本工業所）		
関係法令	墓地・埋葬等に関する法律、前橋市斎場条例、前橋市墓地・埋葬等に関する法律施行条例		
設置目的	遺体の火葬を行うほか、待合室、式場等の貸出しを行うことを目的として設置している。		
主な事業内容・業務内容	遺体の火葬 火葬室、式場、式場控室、遺族控室、待合室及び霊安室並びに霊きゅう車の使用許可 斎場及び霊きゅう車の維持管理		

本施設は、平成 23 年 2 月に完成した施設であり、火葬業務と式場などの貸出し業務等を行っている。また、平成 25 年度からは、市役所の閉庁日（土曜・日曜・祝日及び年末年始）に死亡届の受領及び埋葬火葬許可証の交付業務も開始している。

（主な建物の概要）

建物名称	斎場		
建築年度	2010 年		
延床面積	6,763.56 ㎡		
主構造	RC 造一部 SRC 造		
階数（最大）	地上 2 階 地下 0 階		
取得価格	2,139,230 千円	残存価額(※)	1,796,953 千円
耐用年数	50 年	経過年数(※)	8 年
減価償却費(※)	42,784 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	52,790 千円	53,567 千円	53,171 千円
	その他の収入	12,359 千円	6,374 千円	6,356 千円
	国・県等補助金	0 千円	0 千円	0 千円
	(A)収入計	65,150 千円	59,941 千円	59,528 千円

支出	管理運営費(B)	115,280 千円	115,591 千円	120,317 千円
	臨時経費	3,298 千円	19,494 千円	27,372 千円
	支出計	118,578 千円	135,085 千円	147,689 千円
一般財源負担額(B-A)		50,130 千円	55,649 千円	60,788 千円
一般財源負担率		43%	48%	51%

(利用者数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	184,000 人	183,000 人	174,000 人
一人当たり管理運営費	627 円	632 円	691 円

※上記利用者数は、下記の通りカウントしているとの説明を受けた。

- ・1.業者からの報告による式場及び待合室利用者（利用前の予定人数）
- ・2.待合室を利用しない火葬は1件につき5名とカウントする
- ・3.通夜の参列者は、駐車台数の報告により1台につき2名とカウントする

1～3 を合計した人数に 1.1 倍（予定人数のため 1 割増ししている）を乗じて利用者を算出している。

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市斎場条例
使用料の概要	前橋市斎場条例にて「第 7 条 斎場及び霊きゅう車を利用する者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。」としている。別表第 1 及び別表第 2 については後述。
使用料の設定根拠、見直しの状況	使用料の値上げについては、過去、建物新築時と消費税率改正時に実施している。また、使用料の見直しについては、財政課から依頼により、原則 4 年サイクルで検討している状況である。
使用料減免の有無	有
減免の概要	前橋市斎場条例にて「第 8 条 市長は、特に必要と認めるときは、前条第 1 項（上記使用料）に定める使用料を減免することができる。」としている。 近年は減免の実績はほとんどなく、東日本大震災で避難した方の火葬、前橋市からの区画整理で墓地の移動を依頼した場合で土葬の方のご家族から火葬してほしいとの依頼があった場合（市外の方）に減免した例がある。
減免内容の設定根拠、見直しの状況	見直し等を行われていない。

(前橋市斎場施設使用料一覧表 (別表 1 より抜粋))

施設等の名称	種別	単位	申請者又は死亡者が本市住民の場合	申請者及び死亡者が本市住民以外の場合	摘要
火葬室	12歳以上の遺体	1体	無料	63,000円	手術肢体及び包衣汚物 1個の大きさは、それぞれの辺の長さが50センチメートル、40センチメートル及び40センチメートル以内とする。
	12歳未満の遺体	1体	無料	44,000円	
	生後1か月未満の遺体又は死産児	1体	無料	25,000円	
	手術肢体及び包衣汚物	1個	2,200円	6,600円	
式場	式場 1	午前(9時～正午)	28,280円	84,850円	午前及び午後の単位をとおして式場 1 及び式場 2 を併用する場合の利用時間は、午前 9 時から 15 時までとする。
		午後(13時～16時)	28,280円	84,850円	
		夜間(17時～20時)	28,280円	84,850円	
	式場 2	午前(9時～正午)	28,280円	84,850円	
		午後(13時～16時)	28,280円	84,850円	
		夜間(17時～20時)	28,280円	84,850円	
	式場 3	午前(9時～正午)	28,280円	84,850円	
		午後(13時～16時)	28,280円	84,850円	
		夜間(17時～20時)	28,280円	84,850円	
式場控室	式場控室 1	1回	5,230円	15,710円	1回の利用時間は、3時間以内とする。
	式場控室 2	1回	6,280円	19,900円	
	式場控室 3	1回	5,230円	16,760円	
遺族控室	遺族控室 1	20時～翌日 9時	5,230円	17,800円	
	遺族控室 2	20時～翌日 9時	5,230円	17,800円	
	遺族控室 3	20時～翌日 9時	5,230円	17,800円	
待合室	待合室 1	1回	4,180円	12,570円	1回の利用時間は、3時間以内とする。
	待合室 2	1回	5,230円	15,710円	
	待合室 3	1回	4,180円	12,570円	
	待合室 4	1回	5,230円	15,710円	
	待合室 5	1回	4,180円	12,570円	
	待合室 6	1回	5,230円	15,710円	
	待合室 7	1回	4,180円	12,570円	
	待合室 8	1回	5,230円	15,710円	
	待合室 9	1回	4,180円	12,570円	

	待合室 10	1 回	5,230 円	15,710 円	
	待合室 11	1 回	4,180 円	12,570 円	
霊安室		1 体 24 時間までごとに	3,140 円	9,420 円	利用は、1 体につき 1 回とし、火葬の時までとする。

(前橋市斎場施設使用料一覧表 (別表 2 より抜粋))

名称	区分	単位	基本額	加算額
霊きゆう車	申請者又は死亡者が本市住民で市内出棺の場合	1 回	6,400 円	
	申請者及び死亡者が本市住民以外で市内出棺の場合	往路	6,400 円	距離加算 10 キロメートルまで 2,450 円 20 キロメートルまで 4,370 円 30 キロメートルまで 7,040 円 40 キロメートルまで 9,810 円 50 キロメートルまで 12,590 円 50 キロメートルを超える場合、20 キロメートルまでを増すごとに 4,370 円 乗車定員加算 4,150 円 車両留置加算 30 分を超える場合、30 分までを増すごとに 2,020 円
	遺骨宅送			往路使用料の 2 分の 1 の額とする。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	52,790 千円	53,567 千円	53,171 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
減免件数	0 件	0 件	0 件

○使用料の設定根拠の文書化について【意見】

(現状及び問題点)

使用料は上記の通り、申請者又は死亡者が本市住民の場合と本市住民以外の場合で差異を設けており、住民の場合は住民以外の場合と比較し金額は約 1/3 となっている。この設定根拠については不明であるとの回答を得た。

(改善案)

使用料の定期的な見直しをするなかで、設定当初と状況が変化した場合は見直しを検討しなければならない状況であるので、当初の設定根拠を記録しておくことは重要である。使用料の見直しのタイミングであらためて設定根拠を検討し、これを文書化しておくことが望まれる。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	「前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき、市有施設等の設置目的等を勘案し、愛称を関することが適切でない施設と判断し、ネーミングライツを導入していない。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	0 千円	0 千円	0 千円
旅費	0 千円	0 千円	0 千円
需用費	32,191 千円	34,382 千円	37,774 千円
役務費	713 千円	734 千円	698 千円
委託料	33,067 千円	48,867 千円	51,874 千円
使用料及び賃借料	172 千円	113 千円	97 千円
工事請負費	3,298 千円	19,494 千円	27,372 千円
原材料費	0 千円	0 千円	0 千円
備品購入費	92 千円	1,620 千円	0 千円
負担金・補助及び交付金	11 千円	0 千円	4 千円
その他施設管理費	26 千円	33 千円	27 千円
その他施設運営費	0 千円	0 千円	0 千円
管理運営人件費	49,005 千円	29,840 千円	29,840 千円
支出合計	118,578 千円	135,085 千円	147,689 千円

火葬炉保守管理及び火葬業務については、平成 29 年度から、火葬業務のうち、炉裏業務等の部分的な業務委託が導入され、現在では火葬炉設備の設置業者に火葬業務を包括的に委託している（随意契約）。随意契約の理由としては、委託先が設置業者であるため、施設の長寿命化と安定した火葬業務の継続が見込まれること、炉裏業務と炉前業務を包括的に委託することにより、より円滑に効率的に業務が行えるためである。また、この火葬炉の委託によって委託費が年々増加しているが、人件費と委託費の合わせた合計額としては減少しているため、コストダウンについてもプラスの方向である。

次に霊きゅう車の業務委託については、法的な課題をクリアする必要があるものの現在検討中であり、令和 2 年度及び令和 3 年度で検討し、可能であれば令和 4 年度から実施予定である。

○指定管理者制度の導入について【意見】

(現状及び問題点)

指定管理の導入について、現在、許可証等（死亡届の受領及び埋葬火葬許可証の交付業務）の火葬許可事務の対応を本所・支所（平日）と斎場（土日祝）とすみ分けをしており、住民サービスを良好に提供出来ているため、指定管理者制度を導入した場合、職員が対応することになっている火葬許可事務をどうするかを検討が必要となることから、現在指定管理導入の検討はしていない。

(改善案)

指定管理者制度の意義は、公の施設に対する管理運営を適切に行い、施設の管理運営によって提供される住民サービスの質を向上させるとともに、合理的な運営努力を行うことでコスト削減も図ることが求められている。この意義が達成可能かどうかを十分に検討する必要があるが、今後、火葬許可業務をどうするかを含めて指定管理者制度導入も一つの選択肢として検討していくことが望まれる。

また、高崎市では、指定管理者制度を導入しているため、懸案事項となっている火葬許可事務がどのように実施されているかを参考に指定管理者制度を検討する必要がある。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	52,790 千円	53,567 千円	53,171 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
(A)収入計	52,790 千円	53,567 千円	53,171 千円
支出合計(a)	115,280 千円	115,591 千円	120,317 千円
臨時経費(b)	3,298 千円	19,494 千円	27,372 千円
その他の収入(c)	12,359 千円	6,374 千円	6,356 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	42,784 千円	42,784 千円	42,784 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	142,407 千円	132,507 千円	129,373 千円
受益者負担割合(A/B)	37%	40%	41%

火葬に関する事業とそれ以外の事業に分けて、望ましい受益者負担割合を検討した。

(火葬に関する事業)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

火葬に関する事業は民間では容易に参加することができないため、市場性は小であると考えた。また市民にとって必需的な施設であり行政の関与が必須であることから、必需性は大であると考えた。よって受益者負担割合は 0%であると考えた。

(火葬以外の事業)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

火葬以外の事業である式場等の施設については、民間でも多く事業者が存在することから、市場性は大であると考えます。また市民にとって必需的な施設であることから、必需性は大でありと考えた。よって受益者負担割合は50%であると考えた。

実際の受益者負担割合について、火葬に関する事業とそれ以外の事業に分けて算定することが困難であったため、単純な比較を行うことができないが、おおむね40%前後であることから、望ましい受益者負担割合から大幅に乖離しているものではないと考えた。

【過年度の包括外部監査における監査の結果等への対応について】

平成28年に実施された市民部定期監査について、以下の指摘があった。

長期継続契約について

斎場消防用設備保守点検業務、斎場施設清掃業務において、長期継続契約に係る契約事務運用指針で規定する最長の契約期間である3年を超えた5年間で契約を締結していた。長期継続契約に書かれた契約事務運用指針にのっとり適正な事務処理を行うように改善されたい。

今後は、長期継続契約に係る契約事務運営指針に則り、最長3年間で契約を締結することとしており、改善されている。

(22) 六供清掃工場（環境部清掃施設課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	六供清掃工場		
所管課	環境部清掃施設課		
所在地	前橋市六供町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	一部委託（委託者：JFE 環境サービス株式会社）		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
設置目的	一般廃棄物の処理及び処分を行い、全ての市民に快適な生活環境を創出するとともに、市民の自主的な環境学習活動の場とする。		
主な事業内容・業務内容	一般廃棄物の可燃ごみの焼却 環境学習活動の場及び情報の提供		

（建物の概要）

建築年度	1991 年		
延床面積	16,992.76 m ²		
主構造	SRC 造		
階数（最大）	地上 6 階 地下 2 階		
取得価格	12,002,772 千円	残存価額(※)	9,019,536 千円
耐用年数	38 年	経過年数(※)	27 年
減価償却費(※)	398,876 千円		

※いずれも平成 30 年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	0 千円	0 千円	0 千円
	その他の収入	468,465 千円	434,190 千円	396,600 千円
	国・県等補助金	0 千円	0 千円	0 千円
	(A)収入計	468,465 千円	434,190 千円	396,600 千円
支出	管理運営費(B)	587,147 千円	755,616 千円	744,081 千円
	臨時経費	150,954 千円	4,538,976 千円	4,200,646 千円
	支出計	738,100 千円	5,294,592 千円	4,944,727 千円
一般財源負担額(B-A)		118,682 千円	321,426 千円	347,482 千円
一般財源負担率		20%	43%	47%

(利用者数等)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(処理量)	83,049 t	71,045 t	69,345 t
一人当たり管理運営費	7,070 円	10,636 円	10,730 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	無
使用料減免の有無	無

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	ネーミングライツを導入することで、民間の清掃工場と誤解される可能性があること及び一般市民が直接利用する機会が少ないため、宣伝効果が見込まれないため。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	0	0	0
旅費	180	721	323
需用費	105,698	127,226	155,403
役務費	1,455	1,822	1,152
委託料	311,167	447,546	380,499
使用料及び賃借料	31	31	234
工事請負費	143,577	4,538,523	4,199,134
原材料費	0	0	0
備品購入費	808	1,410	459
負担金・補助及び交付金	25	37	42,216
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	0	0	0
管理運営人件費	175,160	177,277	165,307
支出合計	738,100	5,294,592	4,944,727

○評価調書の金額誤りについて【監査の結果】

(現状及び問題点)

前橋市では、「前橋市公共施設白書(改訂版)」の作成にあたり、「施設評価調書」の作成を施設管理の所管課に対して依頼し、その結果を基に、用途ごとの施設の現状と課題をまとめている。「施設評価調書」とは、各施設の基本情報、建物情報、管理運営費情報、課題等に関する調査を集約したものであり、利用者数や管理運営費等に関して、直近5ヵ年度の実績値が記載されており、年度ごとの比較が可能と

なっている。本施設の「施設評価調書」を閲覧したところ、収入欄の金額は下記の通りであった。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	0 千円	0 千円	0 千円
	その他の収入	476,569 千円	431,328 千円	396,600 千円
	国・県等補助金	0 千円	0 千円	0 千円
	(A)収入計	476,569 千円	431,328 千円	396,600 千円

上表「その他の収入」の内訳を担当者にヒアリングしたところ、下記の通り回答を得た。

その他の収入内訳

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ごみ処理手数料	418,910 千円	395,080 千円	374,883 千円
売電収入	49,349 千円	36,248 千円	19,216 千円
その他(※)	205 千円	2,862 千円	2,501 千円
合計	468,465 千円	434,190 千円	396,600 千円

※「その他」は、自動販売機等に係る土地家屋貸付収入及び電気料実費徴収金、電柱等に係る貸付収入等である。

上記の通り、平成 28 年度及び平成 29 年度において、「施設評価調書」の金額と担当者の回答額とが一致しなかった。その理由について確認したところ、担当者の回答額が正しい金額であり、「施設評価調書」の作成の際に一部収入の集計が漏れており、平成 28 年度及び平成 29 年度の「施設評価調書」の「その他の収入」の金額が誤っていたことが判明した。

(改善案)

「施設評価調書」は、各施設の基本情報、建物情報、管理運営費情報、課題等に関する調査を集約したものであり、公共施設白書の基礎データとなるものであるから、評価調書の作成にあたり、収支金額に誤りが生じないような業務体制を構築すべきである。具体的には、入力者とは別の担当者がチェック(ダブルチェック)する仕組みを設けるべきである。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	0 千円	0 千円	0 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
ごみ処理手数料	418,910 千円	395,080 千円	374,883 千円
(A)収入計	418,910 千円	395,080 千円	374,883 千円
支出合計(a)	738,100 千円	5,294,592 千円	4,944,727 千円
臨時経費(b)	150,954 千円	4,538,976 千円	4,200,646 千円
その他の収入(c)	49,554 千円	39,110 千円	21,717 千円

国・県等補助金(d)	0千円	0千円	0千円
減価償却費(e)(※)	99,354千円	102,160千円	398,876千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	636,946千円	818,666千円	1,121,240千円
受益者負担割合(A/B)	66%	48%	33%

(※) 平成 28 年度から平成 31 年度にかけて工場の延命化工事を実施しているため増加している。

○望ましい受益者負担割合について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

六供清掃工場、荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションは、市民生活の基礎をなすごみ処理をしており、行政が関与する必要性が高く、市民全体で支えるべきと考えられる施設である一方、排出量に応じた負担の公平化という点からすべての費用を公費負担すべきとはいえないため、必需性は中程度であるといえる。また、収益性が低く、民間事業者による介入の余地が少ないため、市場性が低い施設であるといえる。したがって、望ましい受益者負担割合は 25%となる。前橋市では、一般廃棄物処理（いわゆるごみ処理）の有料化を実施していないものの、引越しや大掃除などで多量のごみ処理の処分が必要な場合において、市民が本施設へ自己搬入する場合には、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 6 条及び別表 1 の規定に従い、市民から次の通り一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）を徴収している。

一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）

区分	単位	金額
ごみ又は粗大ごみ（家庭用）	総重量から 200 キログラムを差し引いた重量に対し、10 キログラムにつき	180 円
ごみ又は粗大ごみ（事業用）	10 キログラムにつき	180 円

一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）はごみを搬入した市民（受益者）から徴収する手数料であることから、受益者負担割合の算定において収入金額として計上しており、各施設の【受益者負担割合について】において算定した受益者負担割合をまとめると次の通りである。

受益者負担割合	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
六供清掃工場	66%	48%	33%
荻窪清掃工場	1%	1%	1%
富士見クリーンステーション	0%	0%	0%

望ましい受益者負担割合 25%と比較すると、六供清掃工場はいずれの年度においても上回っているも

の、延命化工事を実施したことにより減価償却費が増加したことで、受益者負担割合が減少傾向にある。一方、荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションに関しては、受益者負担はほとんどなされておらず、望ましい受益者負担割合を下回っている。

(改善案)

前橋市においては、前述の通り、現状においても一定の場合において、ごみ処理手数料を徴収しており、六供清掃工場においては、望ましい受益者負担割合を上回る手数料を徴収していることから、直ちに一般廃棄物処理の有料化を導入すべきとまではいえないものの、有料化の必要性を慎重に検討すべきである。

「一般廃棄物処理有料化の手引き 平成 25 年 4 月 環境省（以下、有料化の手引きという）。」では、国全体の施策方針として一般廃棄物処理の有料化を推進する理由が次の通り記載されている。

平成 17 年 5 月 26 日に、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正された。この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化された。

有料化の手引き [はじめに]一部抜粋

また、「有料化の手引き [2. 有料化の目的 2-1.有料化の目的及び期待する効果]」によれば、一般廃棄物処理有料化の目的及び期待する効果は次の通りである。

(1) 排出抑制や再生利用の推進

一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。廃棄物の排出量の大小は、焼却施設や最終処分場など処理施設の規模や整備時期に大きな影響を与えるものであり、排出量を抑制することができれば、整備が必要となる施設の規模は小さく抑えられ、最終処分場の延命化を図ることも可能となる。また、焼却処分量の削減は、温室効果ガスの排出抑制にも寄与する。なお、可燃ごみや不燃ごみと比較して、資源ごみの手数料を低額水準または無料とし、手数料の料金水準に差を設けることで、分別の促進及び資源回収量の増加が期待される。

(2) 公平性の確保

税収のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかない。また、住民登録地と実際の居住地が異なる等の理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念される。排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる。また、小規模事業者や少量排出の事業者の場合には、家庭系廃棄物と同様に収集し、処理費用を徴収していない自治体もあるが、一般家庭から手数料を徴収する際には、公平性の観点から同時にこれらの事業者からも手数料を徴収する必要がある。

(3) 住民や事業者の意識改革

一般廃棄物の排出に手数料を設定していない場合には、廃棄物の排出と費用負担の時期、及び排出量と負担額が一致していないために、排出抑制の経済的インセンティブ（動機付け）が弱い。有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が住民や事業者に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、住民や事業者が処理費用を意識し、廃棄物排出に係る意識改革につながることを期待される。その結果、最終的には、住民にとっては、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不用・不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進、事業者にとっては、分別の徹底、再利用の促進などによる発生抑制効果が期待される。

（４） その他の効果

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。また、手数料収入を分別収集及びリサイクルの実施に係る費用や集団回収への助成など、廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実が期待できる。

ところで、「有料化の手引き[3. 有料化の仕組みづくり 【参考 2】 有料化を実施している市の数]」には、『環境省「平成 22 年度一般廃棄物処理実態調査」によると、平成 23 年 3 月現在で、家庭系の可燃ごみの有料化を実施している市町村は、全市町村の約 61%を占めている。』との記載があり、既に多くの市町村が可燃ごみの有料化を導入していることがわかる。以上を踏まえ、前橋市においては、一般廃棄物処理の有料化のメリット・デメリットを比較考慮し、市民の意向にも十分配慮した上で、有料化の導入の必要性について、長期的な視点から慎重に検討すべきである。

(23) 荻窪清掃工場（環境部清掃施設課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	荻窪清掃工場		
所管課	環境部清掃施設課		
所在地	前橋市荻窪町		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	一部委託（委託者：前橋市再生資源事業協同組合）		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
設置目的	一般廃棄物の処理及び処分を行い、全ての市民に快適な生活環境を創出する。		
主な事業内容・業務内容	不燃ごみ、粗大ごみ、プラ容器、びん、缶、小型家電、危険有害ごみの処理		

（建物の概要）

建築年度	1991年		
延床面積	4,812.36 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上3階 地下1階		
取得価格	3,679,390千円	残存価額(※)	322,886千円
耐用年数	38年	経過年数(※)	26年
減価償却費(※)	30,305千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	0千円	0千円	0千円
	その他の収入	11,660千円	14,758千円	9,738千円
	国・県等補助金	0千円	0千円	0千円
	(A)収入計	11,660千円	14,758千円	9,738千円
支出	管理運営費(B)	213,326千円	254,306千円	241,631千円
	臨時経費	181,648千円	190,792千円	204,079千円
	支出計	394,974千円	445,098千円	445,710千円
一般財源負担額(B-A)		201,666千円	239,548千円	231,893千円
一般財源負担率		95%	94%	96%

(利用者数等)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(処理量)	8,893 t	8,408 t	8,525 t
一人当たり管理運営費	23,988 円	30,246 円	28,345 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	無
使用料減免の有無	無

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	ネーミングライツを導入することで、民間の清掃工場と誤解される可能性があること及び一般市民が直接利用する機会が少ないため、宣伝効果が見込まれないため。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	0	0	0
旅費	32	37	56
需用費	32,281	38,059	35,990
役務費	758	773	715
委託料	35,059	66,742	64,703
使用料及び賃借料	92	85	72
工事請負費	181,648	190,792	204,079
原材料費	0	0	0
備品購入費	0	192	134
負担金・補助及び交付金	0	0	0
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	0	0	0
管理運営人件費	145,104	148,418	139,961
支出合計	394,974	445,098	445,710

○評価調書の金額誤りについて【監査の結果】

(現状及び問題点)

本施設の「施設評価調書」を閲覧したところ、収入欄の金額は下記の通りであった。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	0 千円	0 千円	0 千円
	その他の収入	11,660 千円	6,208 千円	9,738 千円
	国・県等補助金	0 千円	0 千円	0 千円
	(A)収入計	11,660 千円	6,208 千円	9,738 千円

上表「その他の収入」の内訳を担当者にヒアリングしたところ、下記の通り回答を得た。

その他の収入内訳

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ごみ処理手数料	2,311 千円	2,753 千円	3,393 千円
資源売却代	6,841 千円	3,456 千円	6,197 千円
その他(※)	2,508 千円	8,550 千円	147 千円
合計	11,660 千円	14,758 千円	9,738 千円

※「その他」は、再商品化合理化拠出金、自動販売機等に係る土地家屋貸付収入及び電気料実費徴収金等である。平成 29 年度の金額が 8,550 千円と他の年度と比較して多かった理由は、再商品化合理化拠出金制度（容器包装ごみのリサイクルが合理的・効率的に進められ、想定よりもリサイクル費用が少なく済んだ時に、その少なく済んだ分のうち半分を、事業者側から市町村へ資金が支払われる制度）により支払われる再商品化合理化拠出金収入が他の年度に比べて多かったことによる。

上記の通り、平成 29 年度において、「施設評価調書」における「その他の収入」金額 6,208 千円と担当者より回答のあった「その他の収入」の内訳の合計金額 14,758 千円が不一致となっているため、担当者に当該理由を確認したところ、担当者の回答金額 14,758 千円が正しく、「施設評価調書」作成時に当時の担当者のミスで、一部の収入の集計が漏れてしまい、平成 29 年度「施設評価調書」の「その他の収入」の金額が誤っているとの回答を得た。

(改善案)

「施設評価調書」は、各施設の基本情報、建物情報、管理運営費情報、課題等に関する調査を集約したものであり、公共施設白書の基礎データとなるものであるから、評価調書の作成にあたり、収支金額に誤りが生じないような業務体制を構築すべきである。具体的には、入力者とは別の担当者がチェック（ダブルチェック）する仕組みを設けるべきである。

○予定価格調書の根拠書類の保存について【意見】

(現状及び問題点)

荻窪清掃工場は一部の業務を外部業者に委託しており、主な委託内容は次の通りである。

(1) プラ容器等選別処理業務

業務内容（契約内容）	プラ容器等選別処理業務
相手先	前橋市再生資源事業協同組合
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
予定価格	18,181,200円
契約金額	18,170,300円
契約方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格の積算方法	業者から参考見積書を徴収

(2) びん選別処理業務

業務内容（契約内容）	びん選別処理業務
相手先	前橋市再生資源事業協同組合
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
予定価格	30,720,560円
契約金額	30,716,200円
契約方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格の積算方法	業者から参考見積書を徴収

プラ容器等選別処理業務及びびん選別処理業務の委託にあたり、業者から参考見積書を徴収して予定価格を積算しているとのことであるが、監査実施時には、参考見積書が予定価格算定の根拠資料として確認できなかった。後日担当者より、予算要求書類に綴られているとの説明を受けた。事後検証を容易にするために、関連書類の保管方法を検討する必要がある。

(改善案)

予定価格が適切に算定されているのか事後検証することを容易にするために、積算根拠となる参考見積書を予定価格調書等の添付書類として保存することが望ましい。

○荻窪清掃工場の運転管理の外部委託の検討について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市内にある他の清掃工場（六供清掃工場及び富士見クリーンステーション）は運転管理を外部に委託している一方、荻窪清掃工場は平成4年の開場当初から直営で運転管理している。当該理由を担当者に質問したところ、次の通り回答を得た。

第1に、市職員が、機械操作、設備の維持整備・点検・補修等を行っており、種々の機械操作の資格を取得し操作にも熟練し、設備も熟知している。

第2に、工場の業務は、資源ごみの分別、不燃・粗大ごみの破碎、プラ容器の梱包運搬、最終処分場への埋立て、水処理施設の管理等多岐に渡るため、職員の種々の知識と熟練した技術が必要である。

第3に、清掃施設課の現業職員は、六供清掃工場と荻窪清掃工場に配置されており、両工場ともに配属経験のある職員もいる。昨今のコロナ禍で、もしも工場職員が感染し濃厚接触者が複数人出た場合は、

両工場間で職員を応援し合い、工場稼働を続けることができる。これに対し、工場運営を民間に完全委託していた場合は、すべての工場を同一の業者が運営していればよいが、それぞれ異なる業者が運営している場合には、工場間での職員の応援は難しいといえる。

以上の回答は一定の合理性があると考えられることから、直ちに運転管理を外部委託すべきであるとはいえない。しかし、六供清掃工場及び富士見クリーンステーションは既に運転管理を外部委託して安定的に運営されており、今後職員の高齢化や新規採用職員の抑制に人材の不足が想定されること及び行政サービスのコスト削減という観点から、運転管理の委託化を検討する時期に来ていると考える。

(改善案)

運転管理委託化の検討に際しては、行政サービスのコスト削減という観点から、委託化による費用対効果分析を行うことにより、委託化による効果を客観的に検証すべきである。また、委託化することによる市の職員のノウハウの喪失等のデメリットやコロナ禍等の緊急時における適切な対応が可能かどうかという点も総合勘案した上で、長期的な視点から、運転管理を委託化するか否かを慎重に検討すべきである。

【受益者負担割合について】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用料	0 千円	0 千円	0 千円
減免額	0 千円	0 千円	0 千円
ごみ処理手数料	2,311 千円	2,753 千円	3,393 千円
(A)収入計	2,311 千円	2,753 千円	3,393 千円
支出合計(a)	394,974 千円	445,098 千円	445,710 千円
臨時経費(b)	181,648 千円	190,792 千円	204,079 千円
その他の収入(c)	9,349 千円	12,005 千円	6,344 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	30,305 千円	30,305 千円	30,305 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	234,282 千円	272,606 千円	265,592 千円
受益者負担割合(A/B)	1%	1%	1%

【施設の有効活用について】

特筆すべき事項は、発見されなかった。

(24) 富士見クリーンステーション（環境部清掃施設課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	富士見クリーンステーション		
所管課	環境部清掃施設課		
所在地	前橋市富士見町石井		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	一部委託（委託者：(株)カンエイメンテナンス）		
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
設置目的	一般廃棄物の処理及び処分を行い、全ての市民に快適な生活環境を創出する。		
主な事業内容・業務内容	一般廃棄物の不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの処理、鉄、アルミ等のリサイクル		

（建物の概要）

建築年度	1997年		
延床面積	2,871.37 m ²		
主構造	S造		
階数（最大）	地上2階 地下0階		
取得価格	4,235,904千円	残存価額(※)	1,068,885千円
耐用年数	38年	経過年数(※)	21年
減価償却費(※)	94,884千円		

※いずれも平成30年度末における金額・年数である。

（収入・経費の概要）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	使用料	0千円	0千円	0千円
	その他の収入	45,254千円	61,781千円	62,259千円
	国・県等補助金	0千円	0千円	0千円
	(A)収入計	45,254千円	61,781千円	62,259千円
支出	管理運営費(B)	110,165千円	109,772千円	115,841千円
	臨時経費	23,047千円	35,482千円	16,111千円
	支出計	133,212千円	145,254千円	131,952千円
一般財源負担額(B-A)		64,911千円	47,991千円	53,582千円
一般財源負担率		59%	44%	46%

(利用者数等)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数(処理量)	844 t	1,228 t	1,320 t
一人当たり管理運営費	130,527 円	89,391 円	87,758 円

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	無
使用料減免の有無	無

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	ネーミングライツを導入することで、民間の清掃工場と誤解される可能性があること及び一般市民が直接利用する機会が少ないため、宣伝効果が見込まれないため。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

(単位：千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
報償費	0	0	0
旅費	0	0	0
需用費	8,209	9,996	8,714
役務費	424	395	391
委託料	80,325	79,525	84,205
使用料及び賃借料	67	61	58
工事請負費	23,047	35,482	16,111
原材料費	0	0	0
備品購入費	0	0	534
負担金・補助及び交付金	0	0	0
その他施設管理費	0	0	0
その他施設運営費	0	0	0
管理運営人件費	21,140	19,795	21,938
支出合計	133,212	145,254	131,952

○評価調書の金額誤りについて【監査の結果】

(現状及び問題点)

本施設の「施設評価調書」を閲覧したところ、収入欄の金額は下記の通りであった。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収入	使用料	0 千円	0 千円	0 千円
	その他の収入	45,254 千円	61,769 千円	62,259 千円
	国・県等補助金	0 千円	0 千円	0 千円
	(A)収入計	45,254 千円	61,769 千円	62,259 千円

上表「その他の収入」の内訳を担当者にヒアリングしたところ、下記の通り回答を得た。

その他の収入内訳

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ごみ処理手数料	513 千円	460 千円	516 千円
資源売却代	44,725 千円	61,309 千円	61,471 千円
その他(※)	15 千円	12 千円	273 千円
合計	45,254 千円	61,781 千円	62,259 千円

※「その他」は、自動販売機等に係る土地家屋貸付収入及び電気料実費徴収金、電柱等に係る貸付収入等である。

上記の通り、平成 29 年度において、「施設評価調書」における「その他の収入」金額 61,769 千円と担当者より回答のあった「その他の収入」の内訳の合計金額 61,781 千円が不一致となっているため、担当者に当該理由を確認したところ、担当者の回答金額 61,781 千円が正しく、「施設評価調書」作成時に当時の担当者のミスで、一部の収入の集計が漏れてしまい、平成 29 年度「施設評価調書」の「その他の収入」の金額が誤っているとの回答を得た。

また、「施設評価調書」記載の経費について、平成 30 年度において、除草委託費 2,052 千円及び負担金・補助金及び交付金 2,500 千円が計上されていたものの、平成 29 年度以前 4 ヶ年度において、いずれの年度においても同科目での計上がなかったため当該理由を担当者にヒアリングしたところ、本経費は、本来、他の施設(富士見最終処分場)の経費として計上すべきものであるが、平成 30 年度のみ誤って本施設の経費として計上してしまったとの回答を得た。したがって、平成 30 年度「施設評価調書」の経費金額が誤っていることになる。

(改善案)

「施設評価調書」は、各施設の基本情報、建物情報、管理運営費情報、課題等に関する調査を集約したものであり、公共施設白書の基礎データとなるものであるから、評価調書の作成にあたり、収支金額に誤りが生じないような業務体制を構築すべきである。具体的には、入力者とは別の担当者がチェック(ダブルチェック)する仕組みを設けるべきである。

○予定価格調書の根拠書類の保存について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市は、富士見クリーンステーションの運転管理業務を外部業者に委託しており、主な委託内容は次の通りである。

業務内容（契約内容）	運転管理業務
相手先	株式会社カンエイメンテナンス
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
予定価格	79,006,470円
契約金額	79,003,200円
契約方法	随意契約
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予定価格の積算方法	業者から参考見積書を徴収

運転管理業務の委託にあたり、業者から参考見積書を徴収して予定価格を積算しているとのことであるが、監査実施時には、参考見積書が予定価格算定の根拠資料として確認できなかった。後日担当者より、予算要求書類に綴られているとの説明を受けた。事後検証を容易にするために、関連書類の保管方法を検討する必要がある。

(改善案)

予定価格が適切に算定されているのか事後検証することを容易にするために、積算根拠となる参考見積書を予定価格調書等の添付書類として保存することが望ましい。

○確認チェックリスト（役務等業務委託契約手続）の活用の徹底について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市では、役務等業務委託契約等の締結にあたり、契約手続の不備を無くすことを目的として、「確認チェックリスト（役務等業務委託契約手続）」を用いて、契約手続の重要事項について起案者及び上司者がチェックをしている。運転管理業務委託が法令・規則等に基づいて行われていることを確かめるため、「平成30年度富士見クリーンステーション運転管理業務」に係る確認チェックリスト（役務等業務委託契約手続）を閲覧したところ、「課税事業者届出書または免税事業者の届出を受けている。」という確認内容について、委託先から課税事業者届出書の届出を受けているにもかかわらず、起案者及び上司者ともにチェックがなされていなかった。

(改善案)

「確認チェックリスト（役務等業務委託契約手続）」は、契約手続の不備を無くすために効果があると考えられることから、全ての確認事項について、起案者及び上司者ともに確認を徹底し、チェック漏れがないようにすべきである。

【受益者負担割合について】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用料	0千円	0千円	0千円

減免額	0 千円	0 千円	0 千円
ごみ処理手数料	513 千円	460 千円	516 千円
(A)収入計	513 千円	460 千円	516 千円
支出合計(a)	133,212 千円	145,254 千円	131,952 千円
臨時経費(b)	23,047 千円	35,482 千円	16,111 千円
その他の収入(c)	44,740 千円	61,321 千円	61,744 千円
国・県等補助金(d)	0 千円	0 千円	0 千円
減価償却費(e)	94,884 千円	155,205 千円	155,205 千円
(B=a-b-c-d+e)経費計	160,309 千円	203,656 千円	209,302 千円
受益者負担割合(A/B)	0%	0%	0%

【施設の有効活用について】

特筆すべき事項は、発見されなかった。

(25) 農業集落排水処理施設（農政部農村整備課）

【施設の概要について】

（施設概要）

施設名称	農業集落排水処理施設		
所管課	農政部農村整備課		
建物保有状況	所有	土地保有状況	所有
運営形態	直営		
関係法令	前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例		
設置目的	農村地域における汚水の処理を行い、農業用排水路の水質保全による農業生産の増大と市民の生活環境の改善を図る。		
主な事業内容・業務内容	農業集落排水施設の維持管理		

施設名称	小屋原集落排水処理施設		
所在地	前橋市小屋原町		
建築年度	1978年		
延床面積	355.91 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上2階 地下1階		
取得価格	1,235,264千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	41年

施設名称	公田地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市公田町		
建築年度	1987年		
延床面積	85.75 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上1階 地下1階		
取得価格	402,981千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	32年

施設名称	下増田地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市下増田町		
建築年度	1989年		
延床面積	158.59 m ²		
主構造	RC造		

階数（最大）	地上1階 地下1階		
取得価格	381,624千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	30年

施設名称	上増田地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市上増田町		
建築年度	1992年		
延床面積	295.63 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上2階 地下1階		
取得価格	678,700千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	26年

施設名称	大室地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市東大室町		
建築年度	1994年		
延床面積	570.30 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上2階 地下1階		
取得価格	1,614,442千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	24年

施設名称	今井地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市上増田町		
建築年度	1998年		
延床面積	560.93 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上2階 地下1階		
取得価格	1,341,122千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	20年

施設名称	二之宮地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市新井町		
建築年度	2001年		
延床面積	399.09 m ²		
主構造	RC造		
階数（最大）	地上2階 地下0階		

取得価格	2,800,795 千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50 年	経過年数(※2)	17 年

施設名称	樋越地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市樋越町		
建築年度	1998 年		
延床面積	444.47 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 2 階 地下 1 階		
取得価格	1,217,679 千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50 年	経過年数(※2)	21 年

施設名称	稲里地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市粕川町新屋		
建築年度	1996 年		
延床面積	226.97 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 1 階 地下 0 階		
取得価格	699,109 千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50 年	経過年数(※2)	22 年

施設名称	新屋地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市粕川町深津		
建築年度	2000 年		
延床面積	469.61 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 1 階 地下 1 階		
取得価格	1,083,080 千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50 年	経過年数(※2)	19 年

施設名称	込皆戸地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市粕川町込皆戸		
建築年度	2002 年		
延床面積	295.38 m ²		
主構造	RC 造		
階数 (最大)	地上 1 階 地下 0 階		
取得価格	1,308,678 千円	残存価額(※1)	千円

耐用年数	50年	経過年数(※2)	17年
------	-----	----------	-----

施設名称	馬場地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市馬場町		
建築年度	2007年		
延床面積	254.71 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上1階 地下1階		
取得価格	581,578千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	11年

施設名称	荒砥北部地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市二之宮町		
建築年度	2009年		
延床面積	602.90 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上1階 地下0階		
取得価格	3,303,177千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	10年

施設名称	米野地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市富士見町米野		
建築年度	1988年		
延床面積	218.92 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上2階 地下0階		
取得価格	461,235千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	31年

施設名称	横引地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市富士見町横室		
建築年度	1989年		
延床面積	300.16 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上1階 地下1階		
取得価格	1,171,214千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	30年

施設名称	市之木場地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市富士見町引田		
建築年度	1992年		
延床面積	221.00 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上2階 地下0階		
取得価格	766,194千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	27年

施設名称	石井地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市富士見町石井		
建築年度	1993年		
延床面積	375.84 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上2階 地下1階		
取得価格	1,086,004千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	26年

施設名称	富士見東部地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市富士見町小暮		
建築年度	1999年		
延床面積	576.62 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上1階 地下1階		
取得価格	2,146,407千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	20年

施設名称	白川東地区集落排水処理施設		
所在地	前橋市富士見町小暮		
建築年度	2009年		
延床面積	548.58 m ²		
主構造	RC造		
階数(最大)	地上1階 地下0階		
取得価格	1,441,275千円	残存価額(※1)	千円
耐用年数	50年	経過年数(※2)	10年

【施設の使用料に関する財務事務の執行について】

使用料の有無	有
根拠条例	前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例第7条
使用料の概要	前橋市公共下水道条例第16条に定める一般用基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。
使用料の設定根拠、見直しの状況	条例で定められており、前橋市の下水道料金と統一したものとなっている。前橋市民に対して同一料金、同一サービスの観点から改定する予定はない。
使用料減免の有無	無

○農業集落排水事業接続率の向上について【意見】

(現状及び問題点)

令和2年3月末時点の前橋市農業集落排水事業接続率は下記の表の通りである。

No	地区名	供用人口 (接続可能人口)	接続人口	接続率
1	前橋東部 地区	4,148	4,008	96.6%
2	公田 地区	730	707	96.8%
3	下増田 地区	1,117	1,046	93.6%
4	上増田 地区	1,213	1,149	94.7%
5	大室 地区	2,892	2,636	91.1%
6	今井 地区	2,427	2,150	88.6%
7	二之宮 地区	3,695	3,127	84.6%
8	樋越 地区	1,956	1,793	91.7%
9	稲里 地区	657	548	83.4%
10	新屋 地区	1,219	936	76.8%
11	込皆戸 地区	1,834	1,221	66.6%
12	馬場 地区	573	470	82.0%
13	荒砥北部 地区	5,074	3,481	68.6%
14	米野 地区	821	806	98.2%
15	横引 地区	1,081	1,049	97.0%
16	市之木場 地区	768	737	96.0%
17	石井 地区	980	907	92.6%
18	富士見東部 地区	1,825	1,624	89.0%
19	横引第二 地区	596	500	83.9%
20	白川東 地区	1,341	911	67.9%
	合計	34,947	29,806	85.3%

使用料収入を増加させるためには、各戸の農業集落排水処理施設への接続率の増加を図る必要がある

が、上記の通り、地区によって接続率によって差異があり、特に接続率が 80%を下回っている地区は、新屋地区 (76.8%)、込皆戸地区 (66.6%)、荒砥北部地区 (68.6%)、白川東地区 (67.9%) の 4 地区である。当該地区において接続率が低い理由を担当者に質問したところ、4 地区は供用開始から経過年数が比較的新しく、当該地区にて農業集落排水事業が開始された時期が浄化槽 (個人設置) の普及された後であること、さらに少子高齢化が進んだことにより新たな切替えを行う費用負担や生活に支障を生じていないことが要因として考えられるとの回答を得た。現状、市では農村地区において住民が家屋等の新築をする際、浄化槽 (個人設置) ではなく、農業集落排水処理施設に接続することを推奨している。また、浄化槽を既存設置している住民に対しては、設備更新のタイミング等で農業集落排水処理施設の接続に切り替えてもらえるよう啓蒙活動をしているとのことであるが、農業集落排水処理施設の維持費用の増加が見込まれる中で、事業を健全に運営していくために、さらなる農業集落排水事業接続率の増加を図り、もって使用料収入の増加を図るべきである。

(改善案)

現状、市では各地域、各戸に接続のお願い啓発チラシを配布する等の啓発活動をしているが、各地域について、接続率の具体的な目標値を設定すべきである。特に接続率の低い地域について、浄化槽を既存設置している住民に対して、設備更新のタイミングで確実に切り替えてもらえるよう、農業集落排水処理施設に接続するメリットを積極的にアピールするなど、重点的な取り組みを実行し、目標値の達成に努めるべきである。

【施設のネーミングライツに関する財務事務の執行について】

ネーミングライツ導入	無
導入していない理由	関係者以外立入禁止であり直接市民が使用する施設ではないため、知名度が低く、ネーミングライツに適していない。

【施設の支出に関する財務事務の執行について】

○公営企業会計の適用について【意見】

(現状及び問題点)

前橋市の農業集落排水処理施設の半数以上が建設から 20 年以上経過し、30 年以上経過をしている施設もあるなど、管路を含めた施設の老朽化に伴い、施設を維持していくための費用が増加している一方、農村地域においても人口減少等に伴う使用料収入の減少が見込まれており、今後、本事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していくことが予想される。こうした中で、平成 31 年 1 月 25 日付総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について (以下、総務大臣通知という。)」において、下水道事業及び簡易水道事業について公営企業会計の適用が推進されており、本通知を受け、前橋市は令和 6 年度までに農業集落排水事業に公営企業会計を適用することを検討している。

総務大臣通知では、公営企業会計の適用を推進する理由が次の通り記載されている。

<p>公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められる</p>
--

ます。特に、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定は、今後の公営企業の基盤強化に不可欠な取組であり、これらの取組を進めるためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須となります。また、広域化、民間活用等の抜本的な改革の推進に当たっても、公営企業会計に基づく財務情報を関係者間で共有することが有効です。

(総務大臣通知一部抜粋)

前述の通り、現状、前橋市では農業集落排水事業に係る収入及び支出を単式簿記による現金主義にて処理しており、また、本事業に係る固定資産台帳が整備されておらず、減価償却費を把握していないことから、各農業集落排水処理施設の損益状況及び財政状態を適切に把握しているとはいえない。したがって、施設使用料水準の妥当性や事業の健全性等を検討することが困難な状況であると言わざるを得ない。これに対して、公営企業会計を適用すれば民間企業と同様に取引を複式簿記による発生主義により処理され、また、適切な減価償却費が計上されることから、事業の損益状況及び財政状態を明らかにすることができ、結果として経営実態を適切に把握することが可能となる。

(改善案)

農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、財務について公営企業会計を適用することで、取引を複式簿記による発生主義により処理し、財政状態及び経営状況を的確に把握した上で、適切な施設使用料水準の設定及び事業の健全化に取り組むべきである。具体的には、公営企業会計を適用することにより作成される損益計算書上の費用（減価償却費を含む）を積算することにより、適切な原価を基礎とした客観的な施設使用料を算定し、現状の施設使用料の妥当性を検討すべきである。また、施設別の損益計算書を作成することで、施設ごとの損益状況を把握し、さらに他の市町村の同種施設の損益計算書と比較することで、施設ごとに事業の健全性を評価すべきである。

○固定資産台帳が未整備であることについて【意見】

(現状及び問題点)

農業集落排水事業は特別会計で運営されているが、平成 30 年度末現在においては、固定資産台帳の整備途中であり、農業集落排水事業に係る固定資産の減価償却費や残存価額を把握していなかった。今後地方公営企業法の適用にあたり、固定資産台帳の整備が必要となることから、市は平成 29 年度から令和元年度にかけて固定資産台帳の整備を進めた。ただし、令和 2 年度現在、固定資産台帳を運用するシステムが構築されておらず、固定資産台帳の整備は完了していない。

(改善案)

公営企業会計を適用するにあたり、システム構築までを含めた固定資産台帳の整備は不可欠であり、また地方公営企業法適用初年度開始前に公営企業会計適用を前提とした予算を編成する必要があることから、適用初年度の予算編成スケジュールを踏まえ、遅滞なく固定資産台帳の整備を完了すべきである。さらに、固定資産台帳の正確性が公営企業法適用後の決算書類の正確性に直結するため、固定資産の実地棚卸等を定期的実施するなど、各資産が適正な内容と評価に基づいて台帳登録されていることを検証する仕組みを設けることが望ましい。

【受益者負担割合について】

	平成 30 年度		
	収入計	経費計	受益者負担割合
小屋原集落排水処理施設	49,789 千円	87,673 千円	57%
公田地区集落排水処理施設	7,896 千円	63,857 千円	12%
下増田地区集落排水処理施設	9,467 千円	49,726 千円	19%
上増田地区集落排水処理施設	14,177 千円	55,983 千円	25%
大室地区集落排水処理施設	24,501 千円	76,446 千円	32%
今井地区集落排水処理施設	15,957 千円	68,863 千円	23%
二之宮地区集落排水処理施設	28,540 千円	99,806 千円	29%
樋越地区集落排水処理施設	20,951 千円	69,361 千円	30%
稲里地区集落排水処理施設	5,951 千円	57,913 千円	10%
新屋地区集落排水処理施設	9,817 千円	65,237 千円	15%
込皆戸地区集落排水処理施設	11,811 千円	79,260 千円	15%
馬場地区集落排水処理施設	4,320 千円	54,091 千円	8%
荒砥北部地区集落排水処理施設	21,729 千円	113,944 千円	19%
米野地区集落排水処理施設	8,894 千円	51,906 千円	17%
横引地区集落排水処理施設	14,780 千円	68,234 千円	22%
市之木場地区集落排水処理施設	7,537 千円	58,530 千円	13%
石井地区集落排水処理施設	9,475 千円	62,913 千円	15%
富士見東部地区集落排	15,195 千円	85,071 千円	18%

水処理施設			
白川東地区集落排水処理施設	10,160 千円	75,507 千円	13%

※経費計は、支出合計から臨時経費・その他の収入・国県等の補助金を控除し、監査人が概算計算した減価償却費を加算して算定した。

○事業全体の方向性の検討について【意見】

(現状及び問題点)

望ましい受益者負担割合マトリックス			
市場性大	50%	75%	100%
市場性中	25%	50%	75%
市場性小	0%	25%	50%
	必需性大	必需性中	必需性小

農業集落排水事業は農村地域における汚水の処理を行い、市民の生活環境の改善を図ることを目的とする公営企業である。地方財政法では「公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならない（地方財政法第6条 公営企業の経営一部抜粋）」と規定されており、全面的な受益者負担を原則としている。よって施設の費用を市民全体で支える必要性は高くなく、必需性は低いといえるため、望ましい受益者負担割合は本来 100%である。

一方、本監査においては望ましい受益者負担割合の算定にあたり、市場性という点も勘案することとしており、農業集落排水処理施設の収益性は必ずしも高いとはいえず、民間事業者による介入余地が限定されるため、市場性は中程度であると考え。したがって、望ましい受益者負担割合は本来的には 100%とすべきであるが、本監査においては 75%程度でも許容されるものと考えた。

今回監査対象とした 19 施設の内、およそ 8 割の 15 施設で受益者負担割合が 25%にも満たず、望ましい受益者割合 75%（公営企業的サービスのため本来 100%）とかけ離れていた。結果として、本事業は一般財源での負担が大きく、現状、事業の健全性は低いと言わざるを得ない。さらに、農業集落排水事業は施設の老朽化に伴う維持費用の増加と人口減少に伴う使用料収入の減少に直面しており、今後、本事業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増すことが予想されていることから、事業の持続可能性を担保するために、市として事業全体の方向性を検討する時期に来ていると考える。

(改善案)

現状、担当課において各施設の機能維持及び強化を図るため、施設ごとの個別的な計画は作成されているので、当該計画を基礎として、市として事業全体の方向性を検討し、全般的な事業計画を作成すべきである。具体的には、公営企業会計を適用し、施設ごとの損益状況を適切に把握した上で、事業全体としての健全性や持続可能性の観点から、採算性の低い施設については統廃合を検討するなど、抜本的な改善に資する計画を作成すべきである。

○減価償却費を含めた受益者負担割合の算定について【意見】

(現状及び問題点)

各農業集落排水処理施設の受益者負担割合を算出したものの、現状、前橋市では、農業集落排水事業に係る収入及び支出を単式簿記による現金主義にて処理しており、また、本事業に係る固定資産台帳が整備されておらず、減価償却費を把握していない。結果として、各農業集落排水処理施設の損益状況を適切に把握しているとはいえず、算出された受益者負担割合の精度に疑念が残ると言わざるを得ない。

(改善案)

農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、財務について公営企業会計を適用することにより、各処理施設の損益状況を適切に把握し、実態に即した受益者負担割合を算出した上で、望ましい受益者負担割合と比較することで、施設使用料水準の妥当性や事業の健全性を評価し、市として事業全体の方向性を検討すべきである。